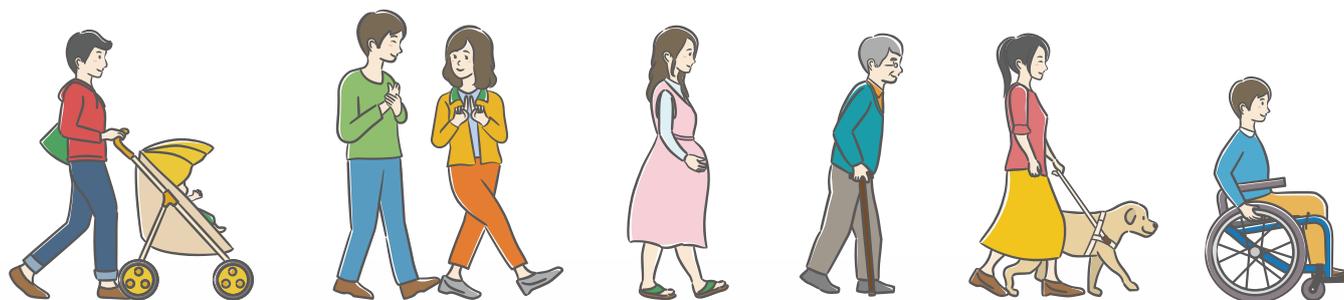


東京都福祉のまちづくり推進計画

(2019年度～2023年度)

～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～

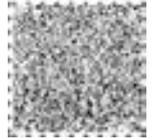


平成31年(2019年)3月



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。





ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして

東京に人口減少と超高齢化という二つの大きなうねりが押し寄せています。そうした状況の中で、東京が活力を維持し、持続的な成長を遂げるためには、障害の有無や年齢、性別、言語などに関わらず、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会「ダイバーシティ」をつくっていかねばなりません。

東京都はこれまで、ユニバーサルデザインの理念の下、東京都福祉のまちづくり推進計画を策定し、都内の鉄道・路線バスなどの公共交通や道路・建築物・公園等のハード面のバリアフリー化を着実に進展させるとともに、誰もが必要な情報を容易に入手できる情報バリアフリーの推進や心のバリアフリーの普及などのソフト面の取組を実施してまいりました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで1年あまり。私は、史上初めて2度目のパラリンピックを開催する都市として、「ダイバーシティ・東京」を実現すべく、東京からあらゆるバリアをなくしていきたいと考えております。

そこで、社会環境の変化に柔軟に対応していくとともに、継続的改善を図りながら施策のレベルアップを図っていくため、平成31年度（2019年度）からの5か年を計画期間とする新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。

この計画は、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目指し、当事者の参加やその意見の反映等に留意しつつ、「円滑に移動できるバリアフリーの更なる推進」など、5つの視点に立った様々な施策から構成するものです。

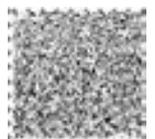
東京 2020 大会とその先を見据え、東京に暮らし東京を訪れる全ての人が、安全、安心、快適に過ごすことができるよう、東京都は、都民や事業者の皆様、そして区市町村と手を携え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、一層の施策の充実に努めてまいります。

皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成31年（2019年）3月

東京都知事

小池百合子



目 次

■ 第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 計画策定の経緯 | 2 |
| | (1) 都における福祉のまちづくりの取組 | |
| | (2) 福祉のまちづくり条例の改正 | |
| | (3) 新たな計画策定に向けて | |
| 2 | 計画の位置づけ | 4 |
| | (1) 計画策定の趣旨 | |
| | (2) 計画期間 | |
| | (3) 関連する他の計画との関係 | |
| 3 | 計画の目標 | 5 |
| 4 | 5つの視点 | 6 |
| 5 | 計画の推進体制 | 7 |
| 6 | 計画の進行管理 | 9 |

■ 第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 社会的背景 | 12 |
| 2 | 我が国等の動向 | 15 |
| | (1) 障害者権利条約の批准と国内法の整備 | |
| | (2) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定 | |
| | (3) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定 | |
| | (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正 | |
| 3 | 世論調査等の結果 | 18 |

■ 第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 | 26 |
| | (1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進 | |
| | (2) 道路におけるバリアフリー化の推進 | |
| | (3) 面的なバリアフリー整備 | |



| | | |
|----------|------------------------------|-----------|
| 2 | 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備 | 43 |
| | (1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進 | |
| | (2) 公園等におけるバリアフリー化の推進 | |
| | (3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進 | |
| 3 | 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進 | 63 |
| 4 | 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進 | 70 |
| 5 | 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進 | 78 |
| ■ | 第4章 計画事業の展開 | 92 |
| | 用語解説 | 124 |
| | 資料 | |
| | 福祉のまちづくりの経緯 | 130 |
| | 東京都福祉のまちづくり条例 | 133 |



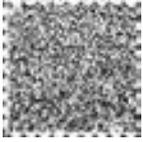
コラム一覧

| | |
|--|----|
| ①都営交通のバリアフリーの取組について | 38 |
| ②環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの普及 | 40 |
| ③利用者本位のターミナル実現に向けた取組 | 41 |
| ④多様な利用者の視点を生かしたユニバーサル社会の実現に向けた取組 | 53 |
| ⑤ユニバーサルデザインによる環境整備（座れる場づくりガイドライン）について | 55 |
| ⑥アクセシブル・ツーリズムの推進について | 56 |
| ⑦アクセシビリティ・ワークショップについて | 58 |
| ⑧トイレの機能分散について | 59 |
| ⑨当事者点検を踏まえた施設設備のバリアフリー化について | 61 |
| ⑩自然公園におけるバリアフリー化の取組 | 62 |
| ⑪災害に備える「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」 | 68 |
| ⑫防災ブック「東京防災」・「東京暮らし防災」について | 69 |
| ⑬当事者参加による地域のバリアフリーマップ作成 | 76 |
| ⑭とうきょうユニバーサルデザインナビ（UDナビ） | 77 |
| ⑮障害者差別解消条例に関する取組 | 86 |
| ⑯心のバリアフリー好事例企業 | 88 |
| ⑰当事者参加によるユニバーサルデザインガイドブックの作成（普及啓発）について | 89 |
| ⑱小学生へのユニバーサルデザイン出前講座による意識啓発 | 90 |



第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方





第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1 計画策定の経緯

(1) 都における福祉のまちづくりの取組

都は、福祉のまちづくりに向けた取組として、昭和48年に「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年に「都立施設の障害者向け整備要綱」、そして昭和54年に「視覚障害者誘導ブロック設置指針」を策定するなど、障害者の住みよいまちづくりを目指して、公園、公共建築物及び道路等の整備を進めてきました。しかし、その整備は主として障害者の視点に立ったものであり、対象施設も限られたものでした。

その後、昭和56年の国際障害者年を契機とする取組を進める中で、昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて決めました。この指針をもとに、福祉のまちづくりの観点から、公共的施設の整備等を図ってきました。

こうした福祉のまちづくりの取組を進める中、平成6年、知事の諮問により設置された「やさしいまち東京構想懇談会」により、「東京都における福祉のまちづくりの総合的なあり方について」の答申が出されました。都はこの答申を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成7年3月、「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定しました。

この条例により、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設^{*1}のうち、種類及び規模により定める特定施設^{*2}の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進しました。

そして平成10年1月、条例に基づく計画であり、かつ都における福祉のまちづくりの基本となる、東京都福祉のまちづくり推進計画「ハートフル東京推進プラン～みんなでつくるやさしいまち東京」を策定しました。この計画は、福祉、教育、住宅、建設、交通等、様々な分野の施策を盛り込んだ、84の事業からなる総合的な計画であり、区市町村を主体とした、地域における福祉のまちづくりの基盤整備などを計画に位置付け、各施策に取り組んできました。

また、このほか鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス





整備事業などにより、公共交通のバリアフリー^{*3}化にも取り組むとともに、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）により、移動円滑化に向けた交通施設の整備についても着実に進めています。

（2）福祉のまちづくり条例の改正

こうしてバリアフリー化が進展する中、福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成15年8月、意見具申『『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について』の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン^{*4}の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言しました。それは、これまでのバリアフリーから一歩進んで、ユニバーサルデザインの考え方へと、大きな転換を迎えた時でもありました。

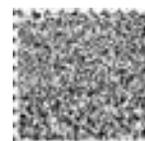
その後、この提言を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを、ハード・ソフトの両面から展開してきましたが、本格的な少子高齢社会の到来、平成18年10月に全面施行された「障害者自立支援法」や平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）などにより、福祉のまちづくりを取り巻く環境は急速に変化しました。

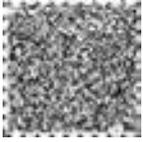
こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、福祉のまちづくり条例の改正に向けた検討を行い、平成20年11月、条例改正の基本的考え方が示されました。

都はこれを受け、平成21年4月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。この条例改正により、ハード・ソフト一体的なまちづくりが促進されるとともに、都市施設^{*5}のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設^{*6}においては、新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることになりました。

（3）新たな計画策定に向けて

平成25年、東京2020大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、障害を理由とする差





別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行やバリアフリー法の改正等がありました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、都民の意識調査やこれまでの取組状況を確認するとともに、平成 30 年 6 月に、「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方～2020 年とその先を見据えて～」と題した意見具申を提言しました。意見具申では、道路・交通機関や施設・環境の整備などハード面のバリアフリー整備や、情報バリアフリーなどソフト面の充実など、今後、福祉のまちづくりを総合的に推進していくための課題を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示されました。

都は、上記の意見具申等を踏まえ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機に福祉のまちづくりに関する取組を加速させるとともに、大会後の将来像まで見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、計画を検討してきました。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第 7 条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

(2) 計画期間

東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から 35 年度（2023 年度）までの 5 年間を対象としています。

(3) 関連する他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象としていることから、あらゆる施策の中に当然の視点として組み



込んでいくことが重要です。

また、計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な関連施策や他の計画との整合性を図っています。

3 計画の目標

本計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っていきます。

(目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント)



4 5つの視点

次の5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていきます。

(2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていきます。

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者^{*7}の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していきます。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。

(4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していきます。

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していきます。





5 計画の推進体制

福祉のまちづくりを推進するためには、都、区市町村、事業者、都民など、地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。

また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

(1) 都民の役割

都民は、福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めた全ての人にとって暮らしやすく、訪れやすいまちづくりへの理解を深め、それを進める取組に積極的に参加、協力することが求められています。

なお、都民等が多様性への理解を深め受容する姿勢を持ち、自ら地域社会への参加と交流を図り、地域の人々とふれあいを深めるなど、地域における福祉のまちづくり推進の一員として地域の人々と連携・協働しやすい環境の整備については、都や区市町村の役割として求められています。

(2) 都の役割

都は、高齢者や障害者を含めた全ての人々が自由に移動し、平等に社会参加できるよう、区市町村、事業者及び都民の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを進めること。
- ・都立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。
- ・区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を支援すること。
- ・都民、事業者等の福祉のまちづくりへの理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供及び技術的支援をすること。

(3) 区市町村の役割

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性やニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

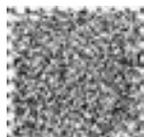


- ・住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備すること。
- ・区市町村立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。

(4) 事業者の役割

都市施設を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなどについて、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること。
- ・都市施設の整備について、施設を主に利用する都民の意見を、計画段階だけではなく、整備中、整備後の各過程で取り入れて推進すること。

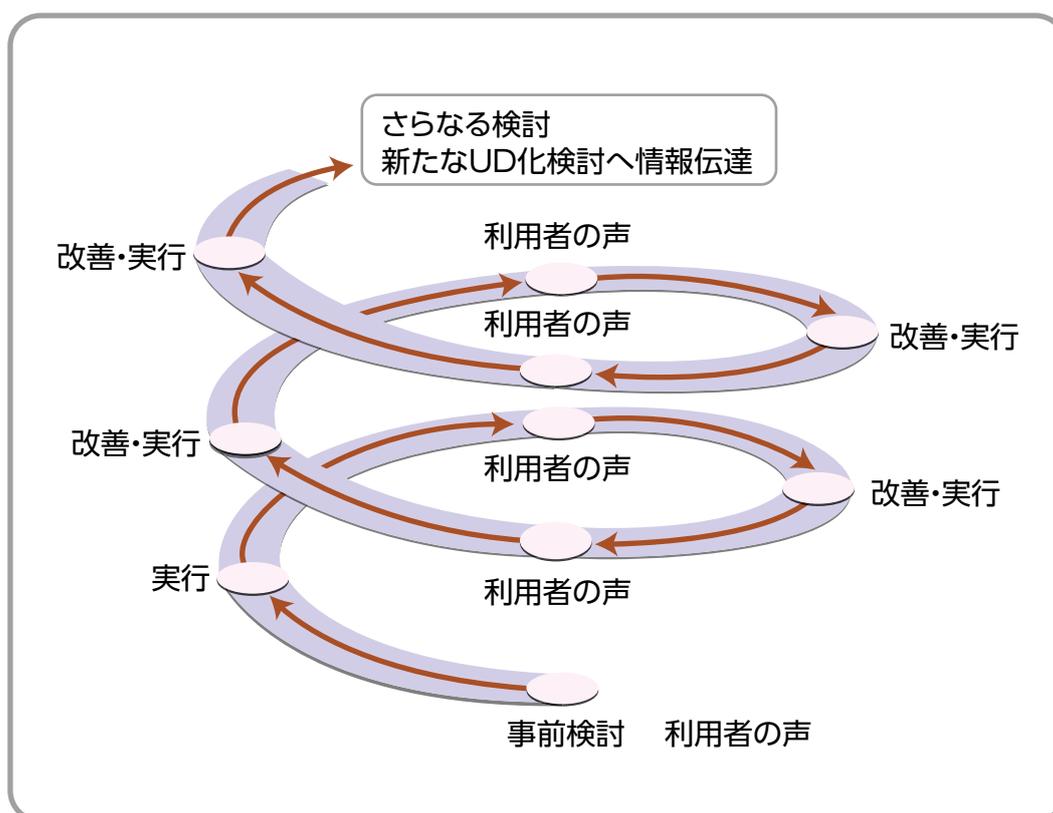


6 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に進めるため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視し、検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組み^{*8}による進行管理を行います。

また、検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者、事業者、区市町村及び都が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や世論調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりを進めていきます。

(参考) スパイラルアップの仕組み



第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

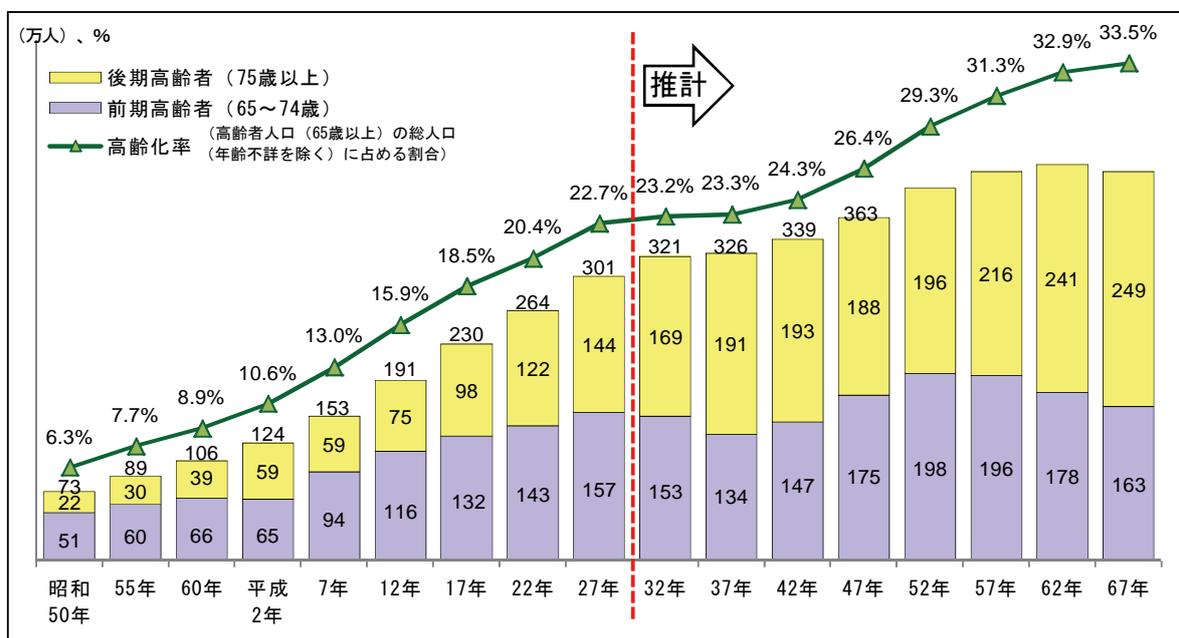


第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1 社会的背景

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%でしたが、今後更に高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には23.3%、平成42年（2030年）には24.3%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年（2020年）には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

<東京都の高齢者人口の推移>



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

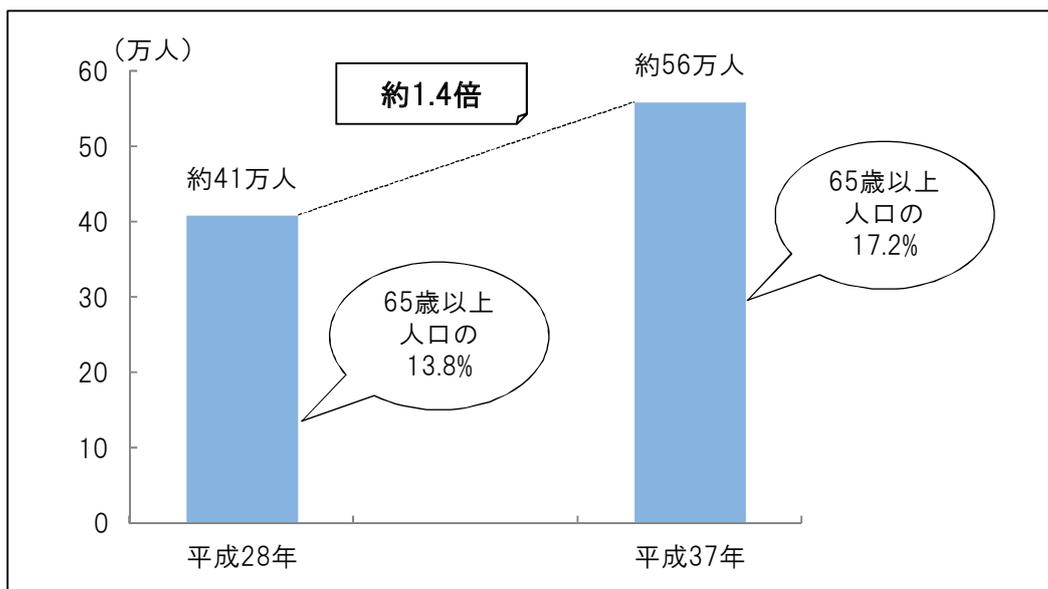
出典：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

平成32年以降は東京都政策企画局による推計（「2020年に向けた実行プラン」の掲載図を改変）



- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成 28 年 11 月時点で約 41 万人に上り、平成 37 年（2025 年）には約 56 万人に達する見込みです。

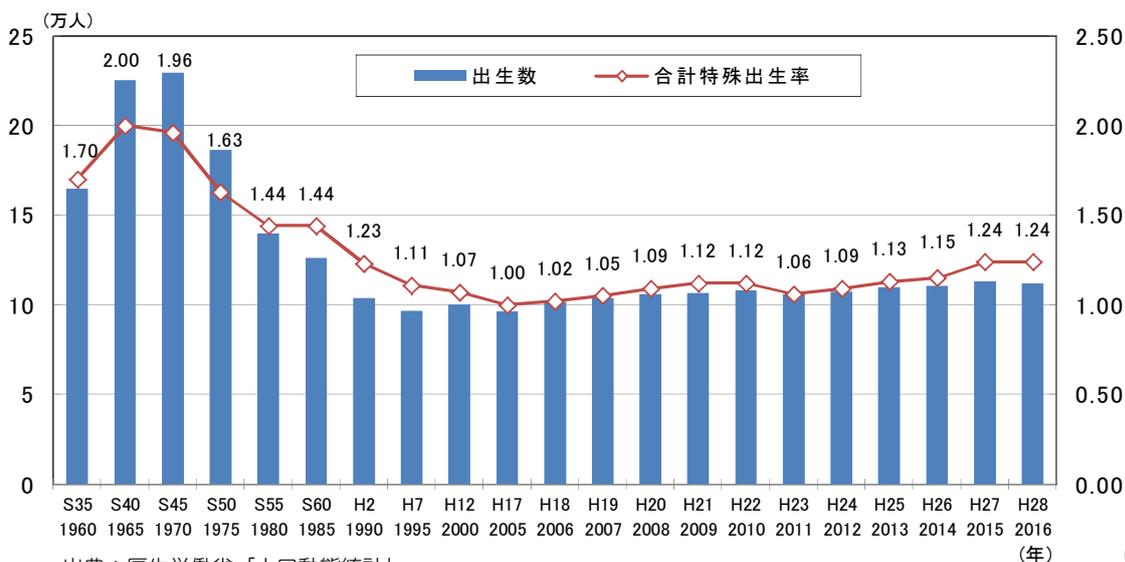
<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上）の推計>



出典：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成 28 年度）」を基に推計

- 都においては、出生数の微増と転入人口超過があいまって年少人口が増加していますが、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.00 と過去最低を記録し、平成 28 年は 1.24 と上昇しているものの、依然として低い水準となっています。

<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>

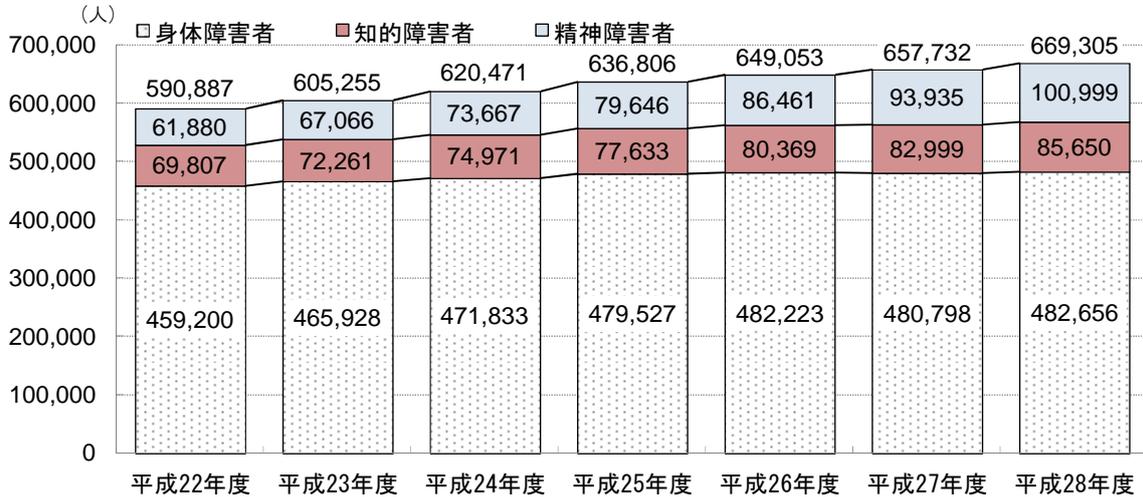


出典：厚生労働省「人口動態統計」



- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成28年度末では約67万人となっており、増加傾向にあります。

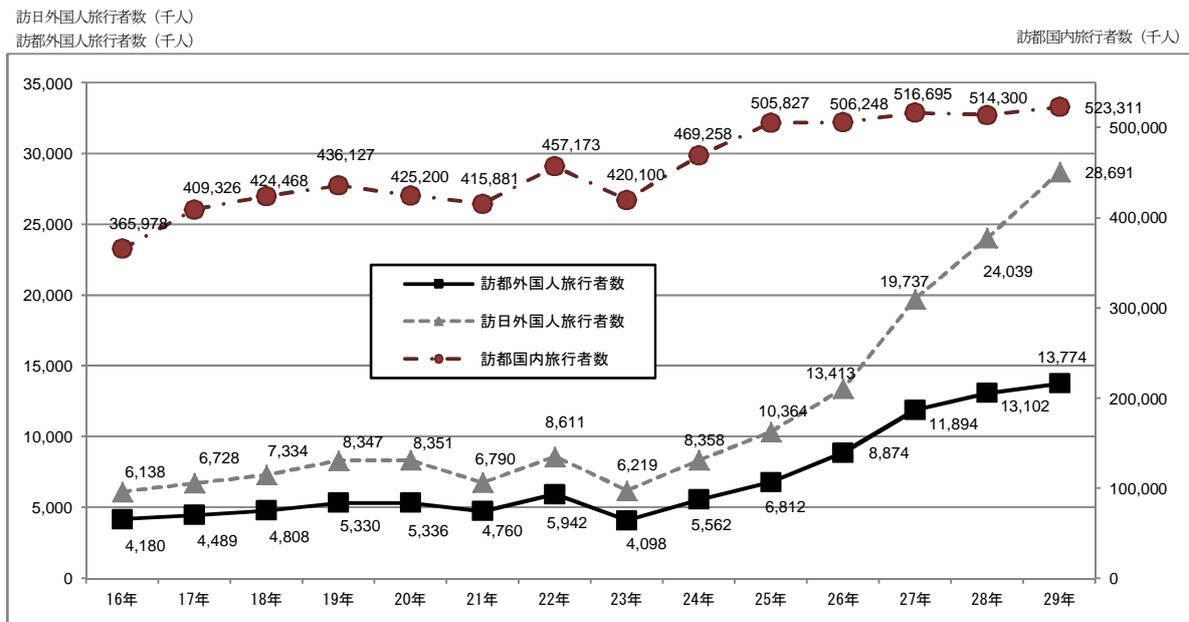
<都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



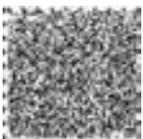
出典：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

- 東京を訪れた外国人旅行者数は、平成29年に約1,377万人となっており、平成25年（約680万人）から倍増しています。
- また、東京を訪れた国内旅行者数は、平成29年は約5億2千万人でした。

<訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移>



出典：日本政府観光局「訪日外客数」
東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」





2 我が国等の動向

(1) 障害者権利条約^{*9}の批准と国内法の整備

平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を批准しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」^{*10}の理念が盛り込まれました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行されました。

障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしています。

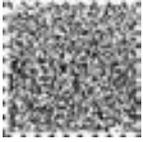
(2) ユニバーサルデザイン2020行動計画^{*11}の策定

平成29年2月、国は、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。

行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組(心のバリアフリー分野)と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組(街づくり分野)をそれぞれ展開することとしています。

また、平成32年(2020年)に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した会議により、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めています。





これを踏まえ、平成 30 年 3 月に、観光庁では、ホテル・旅館、旅行会社、観光案内所等で従事している観光関係者が「心のバリアフリー」を実践できるように接遇マニュアルを作成しました。さらに、平成 30 年 5 月に、国土交通省では、高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するために、交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しました。

(3) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定

東京 2020 大会に向けたアクセシビリティに関する指針として、平成 29 年 3 月に「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン^{*12}」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定されました。

東京版ガイドラインでは、「I P C アクセシビリティガイド^{*13}」（以下「I P C ガイド」という。）に掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の 3 つの基本原則に基づき、東京 2020 大会が、選手や観客等として訪れる全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備に関する技術仕様の基準や、ボランティアなどの関係者への接遇トレーニングについて定めています。

大会準備を通じ、このガイドラインを関係者で共有し、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備を促進するとともに、大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指すこととしています。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

国は、東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、平成 29 年 3 月に高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を改正しました。

また、「バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準」（「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」について、平成 30 年 3 月に大規模駅における移動等円滑化経路の複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型



化等を盛り込む改正を行いました。

さらに、ハード対策及びソフト対策の計画作成や取組状況の報告及び公表などの公共交通事業者の取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域の取組強化等を盛り込んだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年5月に公布されました。

平成30年10月には、宿泊施設の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準の見直しも行われました。



3 世論調査等の結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、東京都福祉保健基礎調査を実施しており、平成28年度に「都民の生活実態と意識」について調査を行いました。

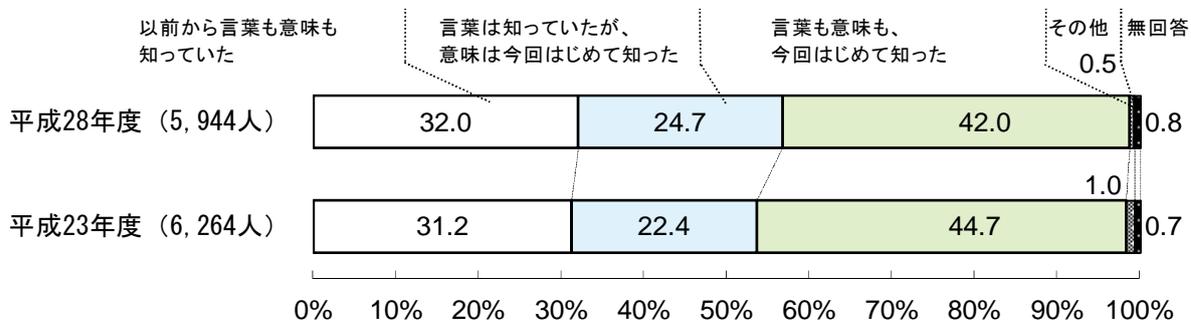
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成28年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行いました。

調査の結果は次のとおりです。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

<「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から意味も言葉も知っていた」の割合は32.0%で、5年前とほとんど変わっていません。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は24.7%で、56.7%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていました。
- 一方、「バリアフリー」という言葉の認知度を聞いたところ、聞いたことがあると回答した割合は84.4%でした。
- また、「心のバリアフリー」という言葉の認知度は、聞いたことがあると回答した割合は34.0%でした。

(ユニバーサルデザインの認知度)

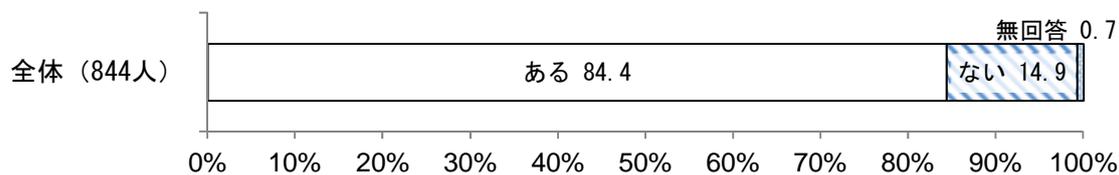


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



(バリアフリーの認知度)

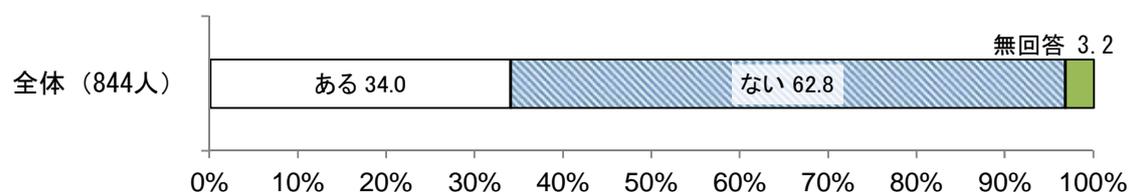
あなたはこれまでに「バリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」(平成29年3月)

(心のバリアフリーの認知度)

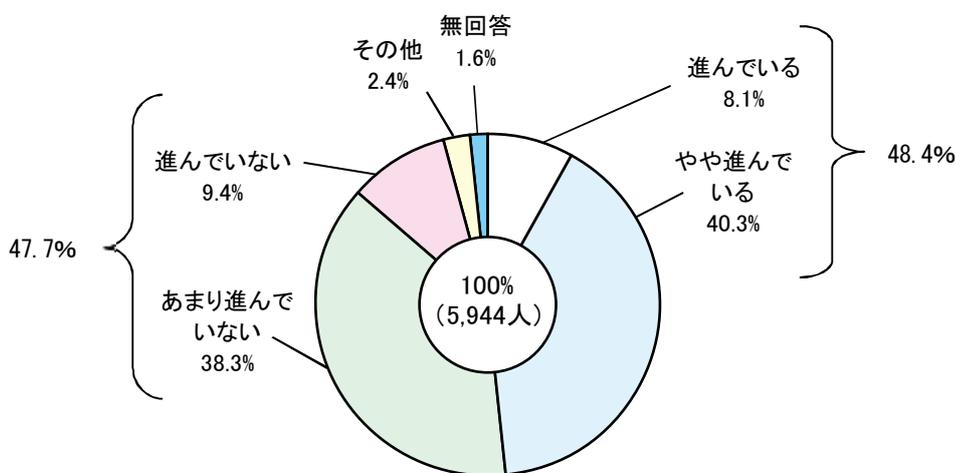
「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」(平成29年3月)

<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗>

- 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は48.4%で、「進んでいない」と「あまり進んでいない」を合わせた割合の47.7%とほぼ同じ割合でした。

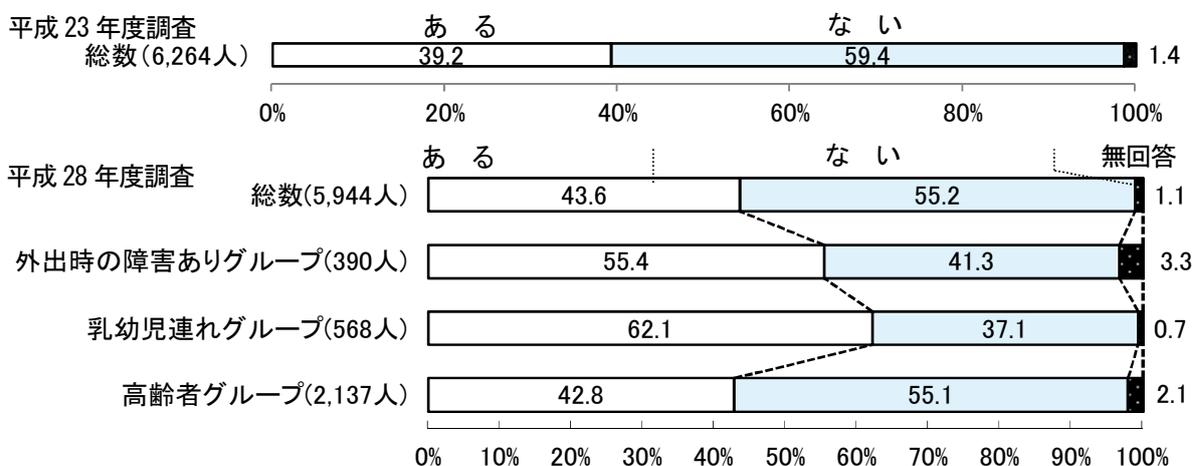


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」(平成29年11月)



<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は4ポイント増>

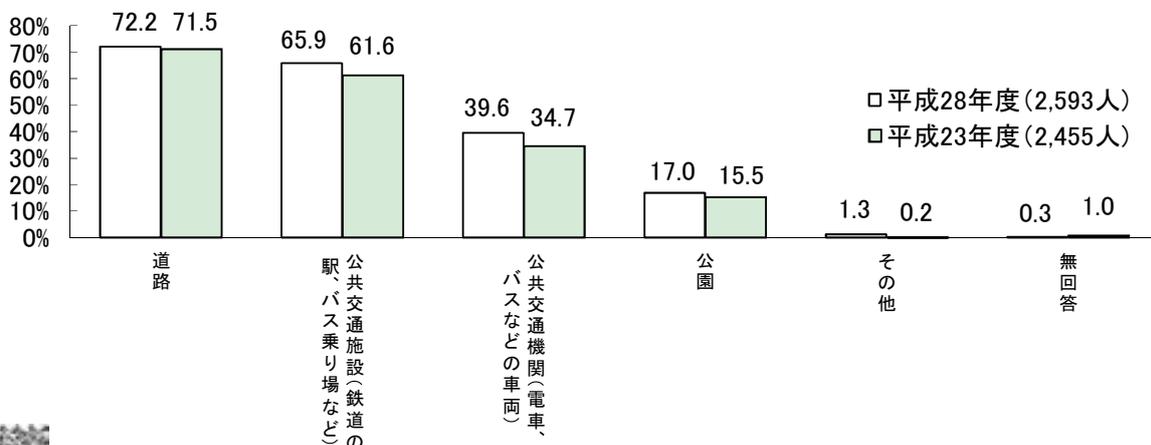
- 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じる場所があるかを聞いたところ、「ある」の割合は43.6%で、5年前（平成23年度調査）の結果と比べると、4.4ポイント高くなっています。
- また、乳幼児連れのグループで、「ある」の割合は6割を超えています。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が6割超>

- 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じる場所が「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が72.2%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が65.9%でした。

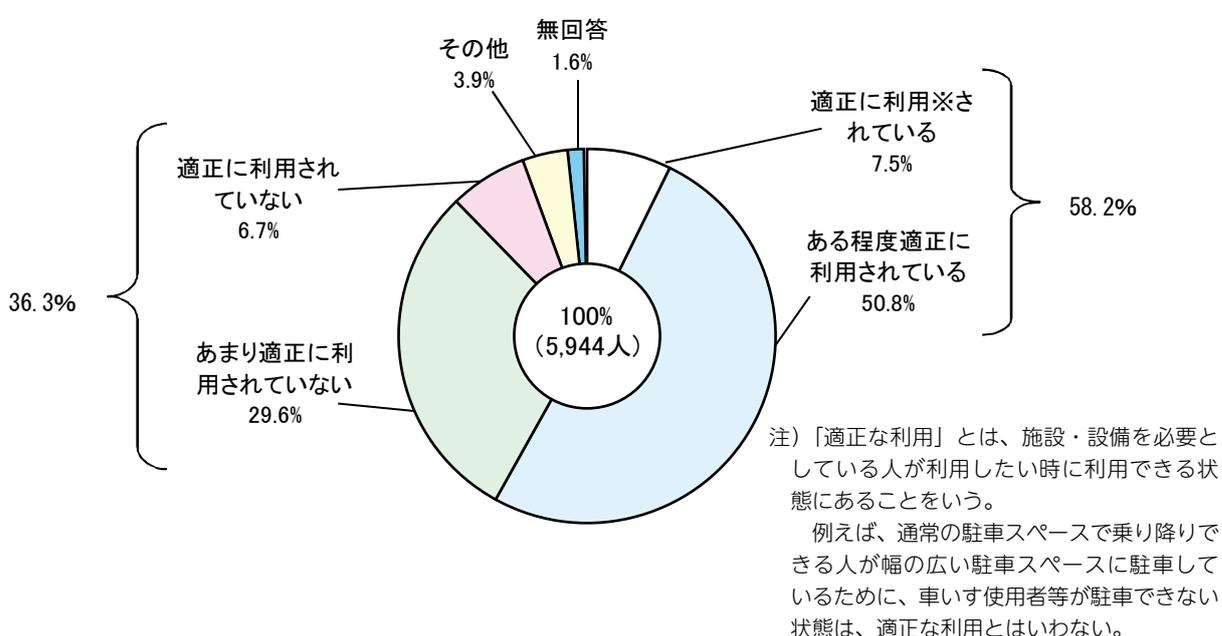


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<施設や設備の利用状況は、「適正に利用されている」と思う人は6割弱>

- 車いす使用者等にも使いやすい施設や設備（様々な機能がついている広いトイレや、幅の広い駐車スペースなど）の利用状況等について聞いたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は58.3%となっています。
- 一方、「適正に利用されていない」と「あまり適正に利用されていない」を合わせた割合は36.3%となっています。

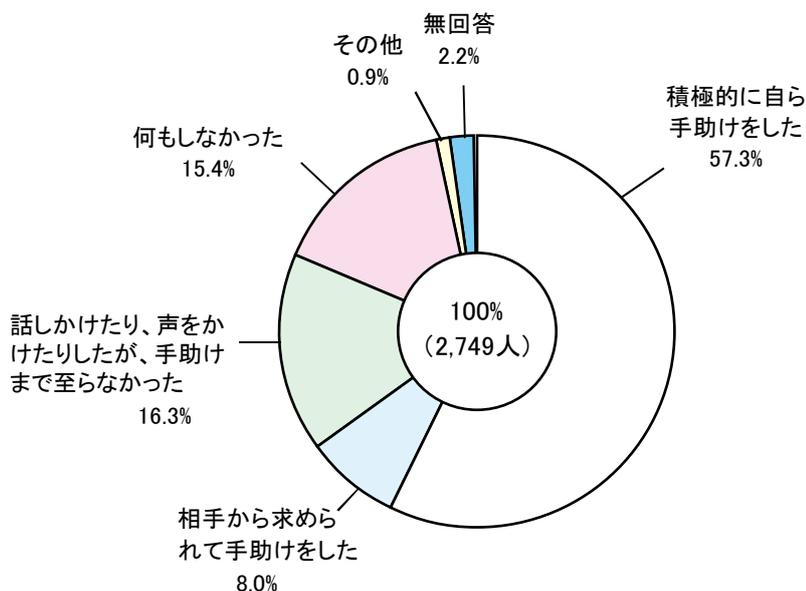


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<困っている人を見かけたときに、何もしなかった人は15%>

- 外出の際、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたり、出会ったりしたことがある人に、その時どのような行動をとったかを聞いたところ、「積極的に自ら手助けをした」人の割合は57.3%で、「相手から求められて手助けをした」人（8.0%）を合わせた割合は65.3%でした。
- 一方、「何もしなかった」人の割合は15.4%で、5年前と同じ数値でした。

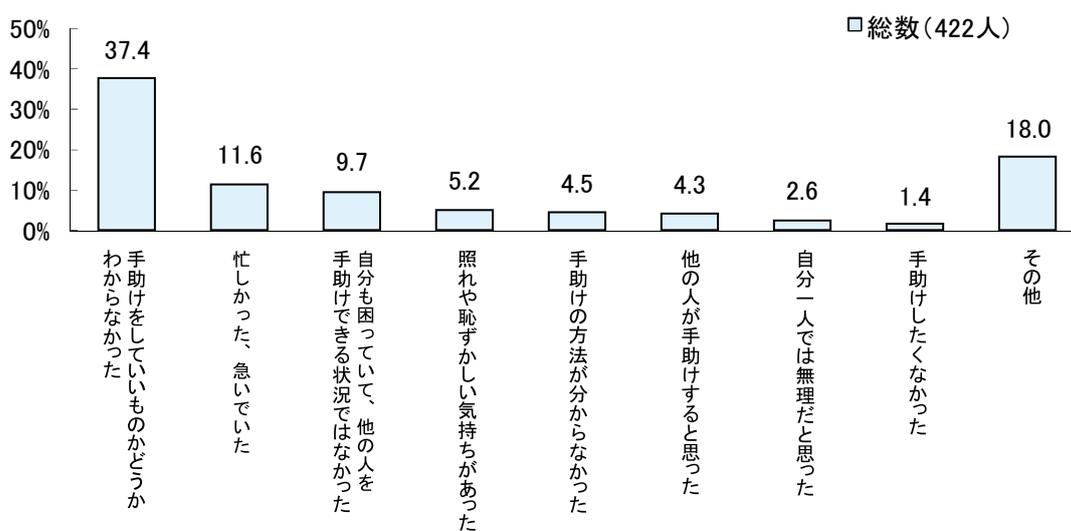




出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<何もしなかったのは、「手助けをしていいものかどうかかわらなかった」から>

○ 「何もしなかった」人に、その理由を聞いたところ、「手助けをしていいものかどうかかわらなかった」の割合が37.4%で最も高く、次に「忙しかった、急いでいた」が11.6%でした。

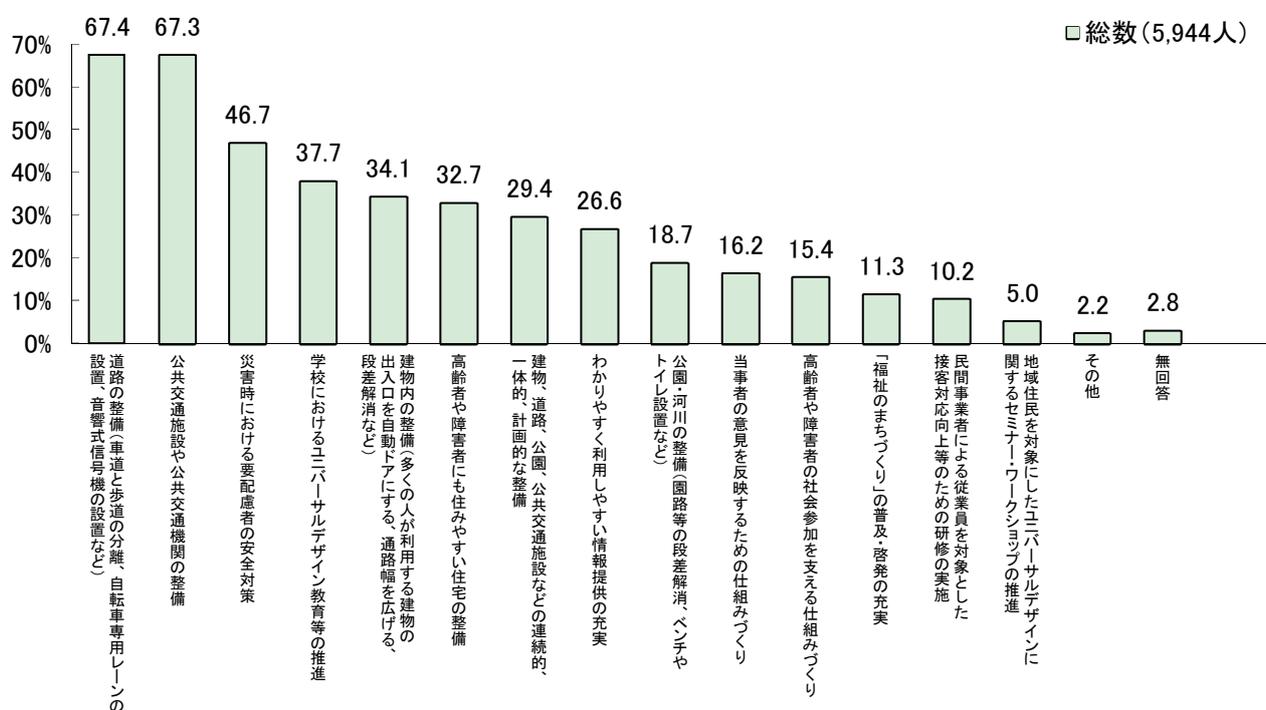


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備>

- 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「道路の整備」が67.4%、「公共交通施設や公共交通機関の整備」が67.3%でした。
- 続いて、「災害時における要配慮者の安全対策」が46.7%、「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」が37.7%となっています。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』(平成29年11月)」



第3章 福祉のまちづくりの分野別施策



第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていきます。

(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- 都内の鉄道駅については、エレベーター設置等による段差解消、だれでも使いやすいトイレ、視覚障害者誘導用ブロック^{*14}、ホームドア等のバリアフリー化の整備が進んでいます。
- 都営地下鉄駅においては、エレベーター等による移動円滑化された経路の1ルート確保は既に完了しており、東京メトロなど他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めています。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化が進んでいます。
また、車いす使用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー車両が普及しつつあります。
- 都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- ① 都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
 - 「鉄道駅エレベーター等整備事業」の平成26年度から29年度までの補助実績：
17 駅





<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況>

| | 平成29年度末の状況 | | |
|----------------------------|------------|-------|---------|
| | 全駅数 | 整備済駅数 | 整備率 (%) |
| 「エレベーター等による段差解消」の整備状況 | 755 | 707 | 93.6% |
| 「だれでもトイレ」の整備状況（路面電車の駅を除く。） | 715 | 686 | 95.9% |
| 「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況 | 755 | 752 | 99.6% |
| 「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況 | 755 | 270 | 35.8% |

② 都内のノンステップバス車両の普及状況

- 「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の平成29年度補助実績： 36両
- 都営バスについては、平成24年度に全車両ノンステップ化を完了

<都内のノンステップバス車両の普及状況>

| | 平成29年度末の状況 | | |
|------|------------|--------|---------|
| | 全車両数 | 整備済車両数 | 整備率 (%) |
| 民営バス | 4,255両 | 3,880両 | 91.2% |
| 都営バス | 1,476両 | 1,476両 | 100% |
| 合計 | 5,731両 | 5,356両 | 93.5% |

【課題】

- 東京では、鉄道やバスによる公共交通のネットワークが整備されており、こうした公共交通を利用して誰もが円滑に移動できるようになるためには、車両や施設のバリアフリー化をより一層進めることが重要です。

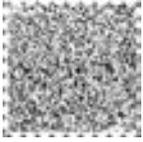
また、公共交通事業者は、施設整備などハード面の対策に加えて、接遇研修などソフト面の対策の計画作成や取組状況の報告及び公表など、ハード・ソフト一体的な取組を推進する必要があります。

<鉄道駅のバリアフリー化のイメージ>



- 鉄道駅においては、駅の出入口から車両の乗降口に至る経路において、エレベーター等を利用することにより、誰もが安全に連続して通行できる1ルートの確保が都内では進められてきましたが、今後は、移動等円滑化経路の最短化・大規模な駅における複数化の整備を進めるとともに、他路線への乗継ぎ経路のバリアフリー化に向けた整備を推進する必要があります。





- また、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅等においては、交通事業者や施設管理者等が連携し、表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保した分かりやすい案内サインの整備を進める必要があります。

<ホームドア整備のイメージ>

- さらに、転落事故を防止するための設備として効果の高いホームドアは、東京 2020 大会までは、特に、利用者数の多い駅や東京 2020 大会会場周辺駅等について、重点的に整備を進めるとともに、東京 2020 大会以降も利用者の多い駅について、整備を進めていく必要があります。



- 路線バス車両については、引き続きノンステップ化を促進していく必要があります。また、交通事業者による一定水準の接遇を確保し、高齢者や障害者等の移動等の円滑化を推進するために国土交通省が作成した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を踏まえた対応を講じる必要があります。
- また、リフト付きの観光バスや空港リムジンバス、車いす使用者等が利用しやすく、環境性能にも優れたユニバーサルデザインタクシー車両の導入を支援するなど、誰もが利用しやすいバスやタクシーの車両の普及について推進する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 高齢者や障害者を含めた全ての人の円滑な移動を促進するため、東京メトロの駅においては、東京メトロが施行する地下高速鉄道の大規模改良に対する助成を通じて、バリアフリー化やホームドアの整備の促進を図っていきます。

また、都内のJR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）においても、エレベーター・ホームドア・多機能トイレ等の整備を行うよう、鉄道事業者や区市町村へ働きかけるとともに、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助をすることにより整備の促進を図っていきます。

都営交通では、地下鉄車両において浅草線等の新型車両の各車両に車いすスペース又はフリースペースを導入、施設では駅トイレへの簡易多機能便房の整備を図るなど、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリー化を継続して進めていきます。





- 鉄道駅において、エレベーター等による1ルート確保の完了を目指します。また、JR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）においては、移動等円滑化経路の最短化・大規模な駅における複数化の整備や、乗継ぎ経路のバリアフリー化の整備を行うよう、鉄道事業者や区市町村へ働きかけるとともに、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助をすることにより整備の促進を図っていきます。

都営地下鉄駅においては、東京2020大会後を見据え、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めつつ、移動等円滑化経路の複数化についても検討していきます。

- 多数の鉄道やバスが乗り入れる新宿駅では、利用者本位のターミナルの実現に向け、交通事業者や施設管理者と協議会を立ち上げ、駅の構造に適したサイン体系を構築し、歩行者動線に対する適切な配置や、統一感のある表記による分かりやすい案内サインの整備などに取り組んでいます。

これに続き、渋谷、池袋、東京、品川、浜松町、日暮里、立川、八王子などの他の主要ターミナル駅においても、地元区市などが中心となって、関係者間で協議しながら、分かりやすい案内サインの整備などを進めていきます。

- JR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）におけるホームドア等の整備については、区市町村と連携して補助をすることにより、鉄道事業者による整備の促進を図っていきます。

都営地下鉄では、三田線と大江戸線の全駅でホームドア整備を完了しています。新宿線では平成31年（2019年）秋までに全駅への整備を進めます。浅草線は東京2020大会までに新橋、大門、三田及び泉岳寺の4駅に先行整備を行うとともに、平成35年度（2023年度）までに交通局が管理する全ての駅での整備完了を目指します。

- 路線バス車両については、引き続きノンステップ化を促進していきます。

都営バスでは、バス車内後方の通路段差を解消したフルフラットバスを国内で初めて導入し、平成30年度に営業運行を開始しました。

今後も、よりバリアフリーに資する車両の導入を支援していきます。

<フルフラットバスのイメージ>



- 都営バスにおいては、バス停留所における、上屋とベンチの整備を行い、利用者の快適性向上を図ります。
- 都心と臨海地域とを結ぶBRT（バス高速輸送システム）では、車いす使用者など、あらゆる方々がスムーズに乗り降りできるような停留施設を整備するなど、バリアフリーに配慮した計画とします。

<都営バス停留所のイメージ>



<単車バス（燃料電池バス）のイメージ>



<連節バスのイメージ>



<スムーズな乗り降りを実現した例>
(新潟市)



<上屋を設けた停留施設の例>
(アメリカ合衆国ミシガン州 グランドラピッズ)



- 国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内観光を楽しめるよう、観光バスや空港リムジンバスについては、乗降用リフト付車両の導入の支援を行っていきます。

東京2020大会までに都内の2割に当たる約1万台のタクシーについて、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインタクシーの活用促進に向けて、車両の普及促進と円滑な利用を支援していきます。

<リフト付き観光バスのイメージ>





(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- 都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っている道路について、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保などのバリアフリー化に取り組んでいます。

高齢者や障害者などを含む多くの人が日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道（特定道路^{*15} 及び想定特定道路^{*16}）等において、区市町村の整備計画と整合を図りながら、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んできました。

東京 2020 大会に向けて、競技会場や観光施設周辺等において、都道等のバリアフリー化を進めるとともに、国や区市等と連携し、道路の面的なバリアフリー化を推進しています。

- 歩道の整備・改善などにより、安全で安心して歩ける道路空間を提供するとともに、道路の無電柱化により、快適な道路空間を形成してきました。

また、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や、道路と鉄道の立体交差化の推進等を図ってきました。

- 高齢者や障害者などの交通事故を防止し、安全に、安心して道路を利用できるよう、高齢者・視覚障害者等用信号機^{*17}、エスコートゾーン^{*18}の整備も着実に進展しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

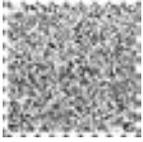
① 都道のバリアフリー化の進捗状況

○ 整備実績

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| — | 8km | 21 km | 21 km |

※平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を新たに策定、平成 29 年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長 180kmのうち、50kmを整備、整備率は 28%





② 高齢者・視覚障害者等用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

| | 平成 26 年度末時点 の整備箇所数 | 平成 27 年度末時点 の整備箇所数 | 平成 28 年度末時点 の整備箇所数 | 平成 29 年度末時点 の整備箇所数 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 歩行者感应式信号機 (旧：高齢者等 感应式信号機) | 646 か所 | 648 か所 | 659 か所 | 666 か所 |
| 視覚障害者用信号機 | 2,187 か所 | 2,243 か所 | 2,336 か所 | 2,414 か所 |
| エスコートゾーン | 544 か所 | 570 か所 | 580 か所 | 601 か所 |

【課題】

- 東京 2020 大会の競技会場周辺等や、多くの人が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を引き続き計画的に進めるとともに、今後は、障害者団体等の参加を得ながら、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、より利用者目線に立った取組を進める必要があります。

<道路のバリアフリー化のイメージ>



【今後の取組の方向性】

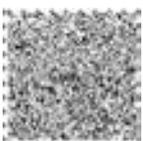
- 高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩道や地下歩道の整備、横断歩道橋等について、スロープ・エレベーターを設置するなどバリアフリー化の整備を進め、利便性の向上を図ります。

<横断歩道橋のエレベーター整備例>



駅や公共施設、病院などを結ぶ都道等においては、計画的に、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めます。

- 東京 2020 大会の競技会場周辺等での道路の面的なバリアフリー化の取組を、大会のレガシーとして次世代に引き継いでいくため、主な駅の周辺で、特に高齢者や障害者等が徒歩で頻繁に利用する道路について、国や区市等と連携し面的なバリアフリー化を進めていきます。



また、障害者団体等と意見交換を行いながらモデル事業路線で試験的にバリアフリー化整備を実施するなど、より利用者目線に立った取組を進めます。

<障害者団体等と意見交換のイメージ>



- 道路上の電線類は都市景観を損ね、歩道の電柱は歩行者や車いす使用者の通行の妨げとなります。また、災害時には、電柱の倒壊や電線の切断が物資輸送や救急活動の支障となり、復旧を遅らせる要因となります。

そのため、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化を図るため、電線類を地下に収容し、無電柱化を推進します。

また、利用者の多い主要駅周辺等の都道においては、無電柱化の舗装復旧工事にあわせ、歩道の段差の解消、勾配の改善及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化と一体的に整備を行っていきます。

- 特に、東京 2020 大会の競技会場周辺等での都道等の無電柱化を完了させるとともに、東京 2020 大会以降も都道等の無電柱化を推進していきます。

<道路の無電柱化のイメージ>

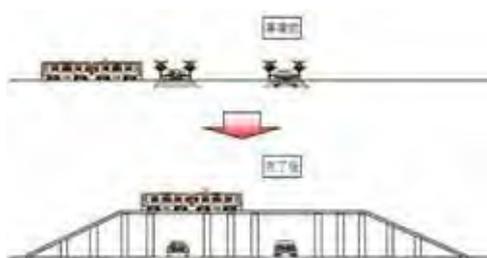


- 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、全ての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図ります。

- 道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の障害となる踏切を除却し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進します。

また、この事業に伴い立体化さ

<連続立体交差事業のイメージ>



れる駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていきます。

- 高齢者や障害者等が安全で安心な歩行環境を確保するため、歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機、ゆとりシグナル、発光式道路標識、エスコートゾーンについて、区市町村の定めるバリアフリー基本構想^{*19}の重点整備地区や、高齢者や障害者等の利用者が多い場所を優先し、さらに、交通状況等も勘案して整備を促進します。

<視覚障害者用信号機のイメージ>



<エスコートゾーンのイメージ>



- 臨海地域において、東京 2020 大会の競技会場や移動空間となることを契機に、道路のバリアフリー化を一体的に推進していきます。





(3) 面的なバリアフリー整備

【現状】

- まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠です。

そのため、バリアフリー法では、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるマスタープラン^{*20}を策定するよう努めるものとされています。

また、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を策定するよう努めるものとされています。

そのため、重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいます。

- 道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくりを行うため、防災関連市街地再開発や都市施設整備再開発など、「市街地再開発事業」を着実に進めています。
- また、公共施設を総合的に整備するとともに、宅地を一体的に整備して土地利用の増進を図り、都市再生及び生活環境の改善を図るため、「土地区画整理事業」を着実に進めています。
- このほか、都では、連続的・面的な整備の推進を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する基盤整備を支援しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 東京都施行市街地再開発事業の実施状況

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 3 地区 | 2 地区 | 2 地区 | 1 地区 |



② 東京都施行土地区画整理事業の実施状況

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 9 地区 | 6 地区 | 5 地区 | 4 地区 |

③ 「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

○ 基本構想策定に係る補助実績

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 3 区 | 3 区 | 4 区 | 3 区 |

- 平成 29 年度末時点で、都内 21 区 9 市で基本構想を策定し、面的なバリアフリー整備を実施

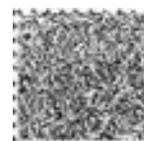
【課題】

- 区市町村における高齢者や障害者等の自立した生活を確保するためには、旅客施設を中心とした地区等における公共交通機関、建築物、道路、信号機等について、バリアフリー基本構想等に基づく面的・一体的なバリアフリー化をより一層推進する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- バリアフリー基本構想を策定する区市町村に対して、基本構想策定経費の一部を補助するとともに、情報提供や技術的助言を行い、高齢者、障害者等の移動や施設利用に当たっての利便性・安全性の向上を促進していきます。
- 都が市街地再開発事業や土地区画整理事業を施行する際は、道路等について、バリアフリー基本構想等に基づく整備を引き続き推進していきます。
- 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して、都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することで、民間による市街地の更新を促進し、福祉のまちづくり条例等に適合した市街地整備を推進していきます。





【施策の体系】

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1)交通機関における バリアフリー化の推進

- 1 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 2 鉄道駅エレベーター等整備事業
(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)
- 3 ホームドア等整備促進事業
- 4 ホームドア等整備促進事業
(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)
- 5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備
- 6 バリアフリールートの充実
- 7 都営地下鉄駅のホームドア整備
- 8 都営地下鉄駅の音声案内装置等の整備
- 9 利用者本位のターミナル実現に向けた補助
- 10 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等
- 11 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- 12 観光バス等バリアフリー化支援事業
- 13 次世代タクシーの普及促進事業

(2)道路における バリアフリー化の推進

- 14 道路のバリアフリー化
- 15 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 16 横断歩道橋等のバリアフリー化
- 17 道路標識の整備
- 18 道路の無電柱化の推進
- 19 歩道の整備
- 20 地下歩道の整備
- 21 都市計画道路等によるネットワークの充実
- 22 連続立体交差事業の推進
- 23 歩行者感应式信号機の整備
- 24 視覚障害者用信号機の整備
- 25 経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備
- 26 視認性を向上した道路標識の整備
- 27 安全性に配慮した設備の整備推進（エスコートゾーンを設置）
- 28 臨海部におけるバリアフリーの推進

(3)面的なバリアフリー整備

- 29 バリアフリー基本構想作成事業
- 30 東京都施行市街地再開発事業
- 31 東京都施行土地区画整理事業
- 32 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度運用





コラム① 都営交通のバリアフリーの取組について (東京都交通局)



都営交通では、誰もが安心して快適に利用できる公共交通機関を目指し、積極的にバリアフリーを推進しています。主な取組をご紹介します。

■都営地下鉄

○ バリアフリールート of 充実

平成 25 年度に全駅でエレベーター等による 1 ルート整備を完了しています。現在は、東京メトロなどの他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めています。また、更なる利便性向上を図るため、バリアフリールートの複数化について、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、検討を進めています。



<だれでもトイレ>

○ トイレの改修

全駅にだれでもトイレを 1 か所以上設置しています。また、一般トイレについても、スペース等を勘案し、車いす使用者、オストメイトや乳幼児連れのお客様に配慮したトイレに改修を進めています。



<フリースペース>

○ 視覚障害者誘導用ブロック

全駅に設置しており、ホームドアが整備されていない駅には内方線付点状ブロックを設置しています。

○ 車両のバリアフリー

各車両へのフリースペース等の設置、低い吊り手や荷棚の採用、優先席への縦手すりの追加、多言語対応の車内液晶モニターによる案内表示など、「人にやさしい車両」への更新を進めています。

○ 「サービス介助士」の資格取得

高齢者や障害をお持ちのお客様などが安心してご利用いただけるよう、全ての駅員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進めています。

■都営バス

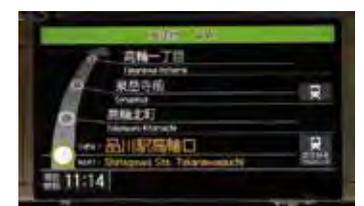
○ ノンステップバス・フルフラットバスの導入

全国に先駆けてノンステップバスを導入し、平成 24 年度に全ての車両のノンステップ化を完了しています。更なるバリアフリーを追求するため、車内後方の通路段差を解消したフルフラットバスを国内で初めて導入し、平成 30 年度から営業運行を開始しています。

○ 次停留所名表示装置の更新

全車両にフルカラー液晶ディスプレイを採用した次停留所名表示装置を設置し、情報案内の充実を図っています。ディスプレイには、系統名・目的地に加え、複数先の停留所までの経由地や鉄道への乗換案内を多言語で表示しています。

<次停留所名表示装置>



○ バス情報表示装置

一部の停留所では、標識柱にバス情報表示装置を設置し、バス車両の停留所への接近情報・乗車までの待ち時間・主要停留所までの所要時間など、多様な情報を提供しています。一部のバス情報表示装置では、音声案内やフルカラー液晶による英語での案内を行っています。

<バス情報表示装置
(フルカラー液晶)>



○ 乗務員の接遇向上

高齢者や障害者の方への理解と介助のノウハウを習得するため、車いすの固定方法の訓練や、高齢者疑似体験を含むバリアフリー研修を実施し、乗務員の接遇能力と意識の向上を図っています。

■東京さくらトラム（都電荒川線）

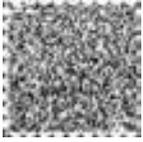
停留場のかさ上げを実施し、電車とホームの段差を小さくしています。また、車両では、車いすスペースや、車いす利用のお客様に配慮した、低い「降車用押ボタン」を設置しています。

■日暮里・舎人ライナー

全駅に、地上と改札階、改札階とホーム階とを結ぶエレベーターと上り用エスカレーターを設置しているほか、だれでもトイレを設置しています。

また、車両では、全編成に車いすスペースや優先席を設置するとともに、低い吊り手を採用しています。





コラム② 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの普及 (東京都環境局)

東京都は、東京 2020 大会に向け、都内にあるタクシーについて、ハイブリッド自動車など環境性能が高く、車いすのまま乗車できるスロープやリフトを装備したユニバーサルデザインタクシーへの転換を推進するため、平成 28 年度から導入補助を実施しています。

タクシーは 1 日の走行距離が約 250 キロメートルと長いため、燃費性能の優れた車両への転換は CO₂ の削減に大きく寄与します。また、東京 2020 大会成功のためには、誰もが快適に移動できる東京の実現も不可欠です。

この取組を通じて、タクシーの環境性能の向上による CO₂ の削減と東京 2020 大会を契機とした東京のバリアフリー化を進め、障害者、高齢者、スーツケースを持った外国人旅行者など、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインタクシーの普及を進めていきます。

ユニバーサルデザインタクシーについて (取材協力：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）は、足腰の弱い方、車いす利用者、妊婦、子ども連れを含め誰もが利用しやすいタクシーです。

従来の福祉タクシーは、予約制で利用者も移動が困難な障害者などに限られていましたが、UDタクシーは、高齢者や障害者はもちろん、誰でもまちなかで呼び止めて乗ることができます。

大きな特徴として、車いす利用者もそのまま乗り降りができます。また、大型のステップやつかみやすい大きなグリップなど乗り降りしやすい工夫がされています。



また、高齢者やお身体の不自由な利用者とのコミュニケーション、車いすの取扱いや乗降時の介助方法などについて、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が「ユニバーサルドライバー研修」を実施しています。

現在は、公益財団法人東京タクシーセンターでの乗務員になるために必要な講習にも組み込まれており、東京では 2020 年までに乗務員の半分が有資格者となる予定です。

(写真出典：トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社)



コラム③ 利用者本位のターミナル実現に向けた取組 (東京都都市整備局)

東京都では、近年増加している外国人旅行者に加え、高齢者や障害者等、誰もが分かりやすく利用しやすいターミナルの実現に向け、都内主要ターミナルにおいて、利便性向上に向けた取組を推進しています。

その先導的なモデルとして、新宿駅において、交通事業者や施設管理者等と「新宿ターミナル協議会」を立ち上げ、誰もが分かりやすく利用しやすいターミナルの実現に向けて、案内サインの改善やバリアフリーの推進等に取り組んでいます。

具体的には、案内サインの改善として、これまで、事業者毎に異なっていた案内サインについて、表記やデザインを統一した「サイン計画」を策定し、これに基づき、案内サインの整備を進めています。



また、バリアフリーの推進として、各公共交通機関の乗り換え動線上にある段差に対し、エレベーターの整備を進めるとともに、直近のエレベーターの位置や迂回経路を案内するため、「エレベーターサイン計画」を策定し、これに基づき、案内サインの整備を進めていきます。

【整備の例】



さらに、段差やエレベーターの位置等のバリアフリー情報を記載した「エレベーター・階段マップ」を作成し、新宿駅の観光案内所や改札カウンター、改札外のラックや東京都観光情報センター等で配布するとともに、事前に確認することができるよう、東京都、新宿区及び各事業者等のホームページでも掲載しています。

なお、各施策の検討に当たっては、案内サインの視認性やマップの使い勝手等について、適宜、障害者団体の方々とは意見交換を行い、いただいたご意見を反映しながら進めています。





平成 28 年度から、これらの取組の支援策として、ターミナル駅における案内サインやエレベーターの整備、バリアフリー情報を記載したマップの印刷等に対し、事業費の補助を実施しています。

他の主要ターミナルにおいても、新宿駅における取組を踏まえた技術的支援や補助制度を活用した財政的支援により、地元区市等の主体的な取組を促進し、利用者の視点に立った、利便性の高い交通ターミナルの実現を図っていきます。



2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていきます。

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- バリアフリー法、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）及び福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいます。
- 平成21年の福祉のまちづくり条例改正により、200㎡未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、新設・改修を行う場合の整備は着実に進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）>

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,255件 | 1,235件 | 1,244件 | 1,217件 |

② バリアフリー法・建築物バリアフリー条例の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数（実績）>

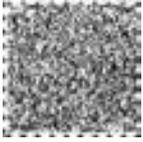
| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 29件 | 25件 | 22件 | 18件 |

③ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業の実施状況

○ 補助実績

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 17件 | 8件 | 10件 | 5件 |





④ 赤ちゃん・ふらっと事業

○ 整備実績

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 49 か所 | 105 か所 | 106 か所 | 55 か所 |

・平成 29 年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,474 か所

【課題】

- まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠です。(再掲)

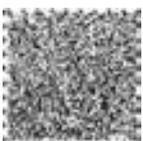
そのため、能力の違いにかかわらず、平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、誰もが同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要です。

- また、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、誰もが使いやすいトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、劇場・ホールや競技場等の客席や店舗内の通路等も快適に利用できる施設整備を進めることが重要です。

- さらに、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加の施設整備を推進する必要があります。

- また、施設整備やサービス提供を行う事業者は、施設等の整備に当たって、全ての人が同じ水準のサービスを受けられるよう、施設利用時の場面を想定したバリアを取り除くための取組について、ハード・ソフトの両面から一体的に検討し、ハード面での対応が難しい場合には、ソフト面での合理的配慮の提供を行う必要があります。

- 東京 2020 大会において国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設等のバリア



フリー化、観光関連事業者等における対応力向上、アクセシブル・ツーリズム^{*21}の普及と機運の醸成が重要です。

【今後の取組の方向性】

- 福祉のまちづくり条例に基づく届出先である区市町村に対して、適切な条例運用に向けた支援を行うとともに、努力基準に適合している場合に交付する適合証制度を活用し、より望ましい基準への誘導を図ります。

<整備基準適合証>



- 高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえて、施設設備のバリアフリー化に取り組む区市町村を支援していきます。
- バリアフリー法に基づき義務となる基準を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する制度について周知を図り、質の高い建築物のバリアフリー化を推進します。

<車いす使用者用客席のイメージ>



- 東京 2020 大会会場となる都立競技施設については、「東京版ガイドライン」を適切に反映することに加え、より障害者の目線に立った施設となるよう、設計段階において障害者等に直接意見を伺う「アクセシビリティ・ワークショップ」をこれまで開催してきており、そこでの意見を踏まえた設計を行い、障害の有無にかかわらず全ての人々にとって利用しやすい施設整備を進めていきます。

大会会場以外の既存施設については、都立体育施設等の大規模改修に合わせ、東京版ガイドラインを踏まえ、必要なバリアフリー化工事を行います。

- 建築物バリアフリー条例において、車いす使用者用客室の整備基準に加えて、一般客室についても、段差の解消や出入口の幅等に関する最低限の基準を設けることで、より多くの人々が利用できる宿泊施設の整備を推進します。



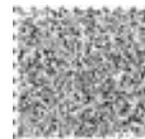
- 車いす使用者以外にも、視覚や聴覚などに障害のある方や高齢者等にも配慮した客室を整備するため、「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に手すり等の備品やソフト面の工夫等の「望ましい整備」について記載し、活用を促します。
- 東京2020大会に向け、東京の観光を多様な旅行者に楽しんでもらうために、高齢者や障害者等が都内宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう都内における宿泊施設のバリアフリー化の支援を加速化させていきます。
高齢者や障害者等の観光への配慮や、主体的にサポートする機運を広く生み出すため、都民及び観光関連事業者等を対象としたシンポジウムを開催するとともに、宿泊施設等の受入事業者へ相談員派遣等の支援を行っていきます。
- 施設利用者の誰もが、授乳室等の場所の情報を得られるように、授乳やおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。

<赤ちゃん・ふらっとロゴマーク>



<赤ちゃん・ふらっとのイメージ>





(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- 公園は、都民にゆとりや安らぎを与え、自然と触れ合うレクリエーションの場の提供、美しい景観や魅力の創出、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全、震災時の避難場所となる防災の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要な役割を担っています。

そのため、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画^{*22}の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都立公園の整備状況

- 福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 15.5ha | 7.5ha | 7.0 ha | 2.9ha |

【課題】

- 多くの人を訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるだれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要です。

【今後の取組の方向性】

- 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例及び福祉のまちづくり条例に沿って、だれでも使いやすいトイレの設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等の整備を進めます。

<公園のバリアフリー化のイメージ>



また、障害のある子が障害のない子供と共に楽しく遊び、学ぶことのできる遊び場を整備していきます。

- 自然公園の利用施設において、整備・改修時に合わせバリアフリー化を推進していくとともに、多様な利用者を支援するソフト事業を検討します。登山道やサイン類、トイレ等の施設を適切に整備・管理し、安全・安心・快適な利用環境を確保していきます。施設整備に当たっては、多様な利用者層を念頭に置き、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるとともに、多言語表記等を行います。

臨海地域及び水域に公園を整備する海上公園事業においては、新規整備や改修時にバリアフリー化を進めます。

<海上公園のバリアフリー化のイメージ>





(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

【現状】

- 建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例では、住宅のうち、床面積の合計が 2,000 m²以上の共同住宅について整備基準を定めています。
- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

- 建替実績

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 4,113 戸 | 3,525 戸 | 3,855 戸 | 997 戸 |

- 既設都営住宅の住宅設備改善等実績

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 高齢者向け改善 (※) | 5,067 戸 | 4,444 戸 | 4,162 戸 | 3,797 戸 |
| 障害者向け改善 (※) | 445 戸 | 420 戸 | 381 戸 | 337 戸 |
| エレベーター設置 | 33 基 | 34 基 | 34 基 | 34 基 |

- (※) 高齢者向け改善

高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと。

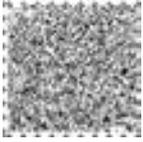
- (※) 障害者向け改善

障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと。

【課題】

- 今後も、住宅・施設等のハード面の整備と生活支援サービス等のソフト面の組み合わせによる適切な対応、区市町村の取組との連携、限られた土地資源や既存ストッ





クの有効活用の視点に立って、引き続き高齢者の住まいを取り巻く課題解決に向け、施策を推進していく必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えに当たっては、引き続き各法令に基づく整備のほか、住戸内のバリアフリー化を推進します。

既存の都営住宅についても、高齢者や障害者等に配慮し、手すりの設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換、エレベーターの設置など、バリアフリー化を推進します。

バリアフリー化した都営住宅については、募集案内等を通じて、情報提供をしていきます。

都営住宅の建替えにより創出した用地の有効利用を図り、区市町村と連携し、高齢者施設など、地域に必要な福祉施設の整備を推進します。

また、居住者の高齢化に対応するため、福祉部門・団体との連携を強化していきます。

<床の段差解消の例>



玄関の上がり框は必要最小限の段差
居室内はできる限り段差を解消

<手すりの設置の例>

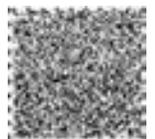


立上り動作が必要な場所及び
段差が残る場所には手摺を設置

- 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施することにより、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図ります。



- バリアフリー改修など、分譲マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に助成を行い、既存のマンションにおけるバリアフリー化や長寿命化等を図り、良好な住宅ストックを形成していきます。
- 多様なニーズを持つ高齢者が、ケアが必要になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、区市町村と連携を図りながら、事業者に対する整備費補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進を図ります。
- バリアフリー構造で、緊急時対応や安否確認等を行う高齢者向け公的賃貸住宅であるシルバーピアについても、事業の実施主体である区市町村を支援し、整備・運営を適切に促進していきます。
- 介護保険の対象とならない高齢者においても、自宅で安心して生活できるようにするため、浴槽、流し、洗面台の取替えや便器の洋式化など、住宅の改修費用を助成する区市町村の取組を支援していきます。



【施策の体系】

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1)建築物等における バリアフリー化の推進

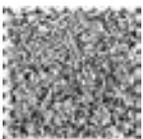
- 33 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- 34 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定
- 35 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 36 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
- 37 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- 38 アクセシブル・ツーリズムの推進
- 39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化
- 40 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 41 赤ちゃん・ふらっと事業
- 42 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化 (都庁舎設備更新工事)
- 43 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化
- 44 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化
- 45 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備

(2)公園等における バリアフリー化の推進

- 46 都立公園の整備
- 47 区市町村の公園整備事業への支援
- 48 海上公園の整備
- 49 河川における親水空間等の整備
- 50 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化
- 51 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置

(3)公共住宅の整備・ 民間住宅の整備促進

- 52 公営 (都営) 住宅のバリアフリー化の促進
- 53 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用
- 54 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設
- 55 区市町村公営住宅整備事業助成
- 56 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 57 都市居住再生促進事業
- 58 マンション改良工事助成
- 59 シルバーピア事業
(高齢社会対策区市町村包括補助事業)
- 60 住宅改善事業 (バリアフリー改修等)
(高齢社会対策区市町村包括補助事業)



コラム④ 多様な利用者の視点を生かしたユニバーサル社会の実現に向けた取組 (東京都北区)

① 北区バリアフリー基本構想の策定

北区では、これまでに策定した交通バリアフリー基本構想からのスパイラルアップを図り、区内全域の駅や生活に必要な主要施設とその経路を連続的、一体的にバリアフリー化を推進するため、新たに北区バリアフリー基本構想の策定を進めています。

策定にあたっては、多様な利用者の視点から、移動や施設利用の際に課題として指摘された点など、事業者とともにまちあるき点検を行い、参加者同士の相互理解を深めながら、区内のバリアフリーにおける現状を共有し、より良い施設を目指しています。



その結果、高低差がある道路上へのエレベーターの整備や点字ブロックなどの設置が進み、移動の安全性・利便性が向上しているという評価がありました。しかし一方で、バリアフリールートが一般的な移動経路と比較して迂回距離が長いことや案内情報が不足していること、困っている人への声掛けによる支援が充実していないことなど、新たな課題も生じていることが明らかになりました。

このような視点を踏まえながら、当該構想で定めた取組を着実に推進するため、行政、事業者、利用者の連携を図りながら、施設見学会やまちあるき点検などの実施による利用者目線での評価、さらには新たな課題に対する検討を加え、継続的な改善に努めていきます。



② 点字ブロック点検、検証並びに広域的点字ブロックデータベース制作事業

視覚障害者を安全に誘導するために敷設している点字ブロックですが、途中で途切れていたり、色の劣化やガタツキ、さらには自転車や看板などが置かれ、歩行の障害になっている箇所もあり、定期的な現状確認が課題でした。

そこでNPO法人と協働で、視覚障害者の視点から点字ブロックの敷設状況の点検・検証と地図やデータベースの制作を進め、「点字ブロックデータ検索サイト」として区とNPO法人のホームページを通じて広く周知を図り、視覚障害者が安心して歩行できる空間の確保に取り組んでいます。



点字ブロック データ検索サイト



王子地区

今後は、点字ブロックのネットワークを活用した案内表示の方法や相互理解や更なる啓発の方法などを検討していきます。



点字ブロック型のストラップを放置自転車禁止キャンペーンの期間に王子地区などで1000個配布しました。



コラム⑤ ユニバーサルデザインによる環境整備（座れる場づくりガイドライン）について（東京都世田谷区）

<策定の背景>

近年、高齢化の進展等によって要介護者が増加するとともに、歩行や移動に障害がある人、妊婦や子どもをかかえた人、「ロコモティブシンドローム」という長時間連続して歩くことが困難な人も多く見受けられるようになりました。

外出中に“座れる場”があることは、多くの人が安心して快適に外出できるだけでなく、外出による健康づくりや地域のコミュニティづくりにも寄与するため、ユニバーサルデザインの環境整備の一環である“座れる場”の創出が一層求められています。

このような背景を受けて、世田谷区では、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づく「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）」の施策・事業の1つである「だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備」において、公共施設等にベンチ等を設置する場合の具体的な手引きとして、「座れる場づくりガイドライン」を策定しました。



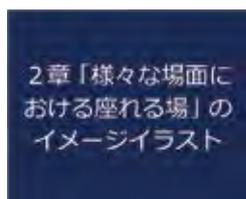
<座れる場づくりガイドライン>

<ガイドラインの概要>

2章「様々な場面における座れる場」では、5つのシーンごとに、ベンチだけでなく花壇の縁のデザインなども含めた“座れる場”（下図）を図示し、設置する際のヒントとなるようにしています。

また、3章「座れる場の空間を高める方法」では、“座れる場”がより満足度の高い空間となるような工夫を示しています。

本ガイドラインを活用して、快適な“座れる場づくり”を推進していきます。



安全安心の歩行空間



公共空間の前面空間



公園等のゆったり空間



花壇の緑の休息空間

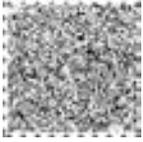


待ち時間の快適空間



ガイドラインの全体構成





コラム⑥ アクセシブル・ツーリズムの推進について (東京都産業労働局)

東京都では、国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめる、アクセシブル・ツーリズムの充実にに向けた取組を推進しています。



○宿泊施設におけるバリアフリー化の整備 【京王プラザホテル】

京王プラザホテルでは、昭和63年にアジア初の「リハビリテーション世界会議」が開催されたのをきっかけに、車いすのお客様が少しでも快適に過ごせるよう既存の部屋を一部改修し、当時としては画期的な車いす使用者が使いやすい15部屋がオープンしました。その後も、常にどなたにもご利用いただける部屋を目指すようになりました。

平成14年には医療・福祉とは趣を異にするホテルで優雅な時間をお過ごしいただけるユニバーサルルームを10部屋オープンいたしました。ご利用いただいたお客様や設計会社の提案、そして現場スタッフの様々な意見やアイデアを参考に改装を行い、平成30年12月15日に10部屋をリニューアルオープンするとともに、ラグジュアリータイプ3部屋を新設し計13室に増室しました。

その他、目や耳に障害があるお客様への対応として補助犬用のトイレや、赤ちゃんと一緒に泊まれることをコンセプトとした、男性も気兼ねなくご利用いただけ、授乳や食事の温めもできるスペースを有する授乳室を設置するなど施設も様々な工夫をしています。

さらに、京王プラザホテルでは、様々な障害のあるお客様に配慮し、ご自身で宿泊できる施設かどうか判断してもらうため、ウェブサイトにも館内や客室のバリアフリー情報が分かる動画や客室の広さや貸出備品についても掲載しています。お客様としっかりとコミュニケーションをとることを徹底し、従業員の多様なお客様を受入れるホスピタリティマインドの醸成に努めています。

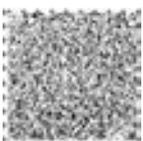


<車いす使用者に配慮したユニバーサルルーム>

※平成30年に宿泊施設バリアフリー化支援補助金を利用し客室を改修しています。

宿泊施設バリアフリー化支援補助金を利用

高齢者や障害のある方など、東京を訪れる誰もが安全かつ快適に過ごしていただけるよう、都内の宿泊施設が行うバリアフリー化の取組に係る経費の一部を補助します。



○観光サービス事業者によるアクセシブル・ツーリズムの取組 【えびす屋浅草店】

浅草や都内主要観光地等で人力車を使った観光案内等のサービスを提供しているえびす屋では、体の不自由なお客様の受入を積極的に行っています。

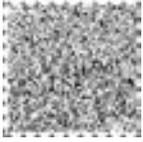
車いす使用者のお客様の移乗の際は、スタッフ同士で連絡を取り合い3～4人がかりで対応できるよう体制を組んでいます。また、簡単な手話ができるスタッフもおり、希望があれば配置できる体制を組んでいます。手話ができないスタッフであっても、イラストを描いたスケッチブックを用いて案内するなど、体の不自由な方にも人力車での観光を楽しんでいただけるよう、様々な工夫をしています。

※平成30年にアクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣を利用し、車いす使用者、視覚・聴覚者への対応方法や観光コースの提案、情報発信についての助言を受けています。

アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣を利用

「障害者等の旅行者の受入環境を整備したいが、具体的な方法が分からない」という事業者のニーズに合わせて、相談員派遣し、状況に応じた支援を行います。





コラム⑦ アクセシビリティ・ワークショップについて (東京都オリンピック・パラリンピック準備局)

〈取組に至った経緯・背景〉

東京2020大会の会場となる施設の整備に際しては、大会時のバリアフリー化の指針である「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」(以下「東京版ガイドライン」という。)を適切に反映させていくこととしています。

そのうち都が整備する恒設の競技施設は、大会後も都民の財産となることから、後利用を見据えた整備が必要であり、アクセシビリティの確保に向けて、より具体的な意見を聴取する必要があります。

そこで大会で使用する11の都立競技施設について、東京版ガイドラインの適切な反映に加え、より障害者の目線に立った施設となるよう、「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、障害のある方や学識経験者等から設計内容に関する意見を伺うこととしました。

〈アクセシビリティ・ワークショップでの議論〉

ワークショップでは、実際の設計図面や模型等を提示しつつ、項目ごとに設計の考え方を分かりやすく説明し、障害者の目線に立った具体的な意見を聴取してきました。

例えば、「観客席」における議論では、「障害のある方も様々な場所で観戦できるべき」、といった意見が寄せられました。東京版ガイドラインでは、車いす席・同伴者席の座席比率の記載はありますが、付加アメニティ席を含め、具体的にどの程度まで分散配置すべきかまでは示されていません。

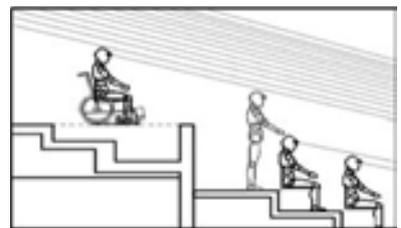
そこで、都が整備する新設の競技会場の設計においては、非常時の避難への影響や、どの客席からも競技面を見渡せるサイトラインの確保などの課題について技術的な検証を重ねつつ、車いす席等を様々な場所に分散した客席配置案を作成しました。

一方、既存施設の改修計画では、構造などの制約を踏まえると、東京版ガイドラインに適合することが難しいものもありました。その場合、実際に現地での視察を行うなどして議論を深め、具体的な対応を決めていきました。

今後とも、こうしたワークショップでの議論を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人々にとって利用しやすい施設整備を進めていきます。



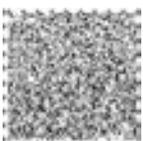
〈サインの模型を用いた説明の様子〉



〈サイトラインの確保のイメージ図〉
車いす席の前列の観客が立ち上がった場合でも車いす席の視界を確保



〈現地視察の様子〉





コラム⑧ トイレの機能分散について (第12期福祉のまちづくり推進協議会会長 高橋儀平)

① イオン東久留米店

平成25年に新築されたイオン東久留米店では、車いす使用者や乳幼児連れの人が気兼ねなく快適にトイレが使えるようにと「多機能トイレ」型トイレ整備から機能分散型のトイレ整備に切り替えました。

大型商業施設では乳幼児連れや車いす使用者の利用も多く、おむつ交換台や乳幼児椅子、オストメイト用水洗設備を一体的に整備した多機能トイレですと、誰もが利用できる半面、ここしか使えない車いす使用者からは使いたいときに使えないという声もあがっていました。

そこで東久留米店では、車いす使用者用トイレには就学前後の障害児から使用される可能性の高い大型ベットを設置し、おむつ交換台やオストメイト水洗設備は可能な限り設けないこととしました。おむつ交換台は男女別のトイレ内に設け、幼児用トイレも授乳室近くに設けるなど、利用しやすさに配慮しました。

また、男女別の一般便房には、おむつ交換台のほか、ベビーカーが利用できるやや広めの便房を設け、乳幼児連れの人をしっかりとサポートすることとしました。

イオン東久留米店では開業半年後、こうした機能分散型トイレの整備についての意見や反応を検証するため、車いす使用者と乳幼児連れのお客様合計320名にアンケート調査を行いました。その結果、トイレの機能分散について93.5%の人が「いいと思う」と答えました。「良くないと思う」という方はわずか0.3%でした。またトイレを利用した人への調査では72.2%の人が「トイレが利用しやすくなった」と答えました。



② コンビニエンスストアで広がる男女共用トイレ

小規模店舗であるコンビニエンスストアでは、近年急激に男女共用の簡易型車いす使用者用便房や一般トイレが増えています。これは車いす使用者や発達障害者、認知症高齢者の異性介助の場合に、気兼ねなく利用できるメリットがあります。

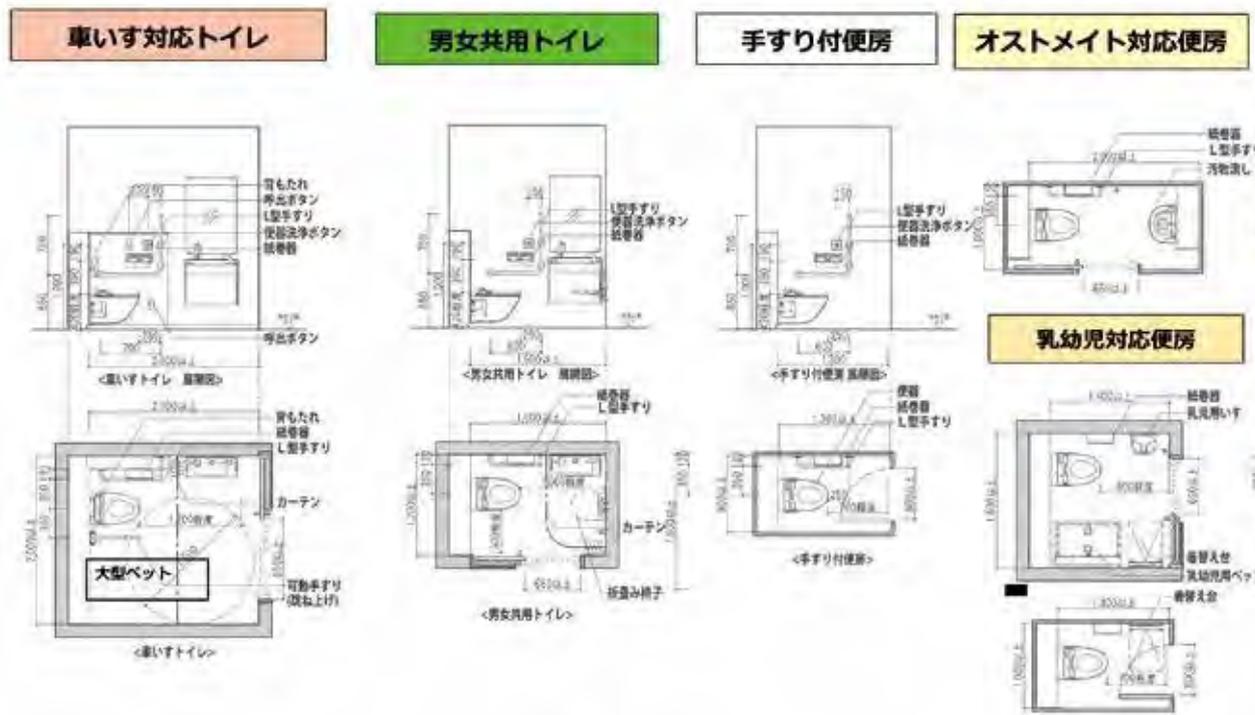
また、トランスジェンダーの方も男女共用なので周囲を気にすることなく気軽に利用することができるようになりました。



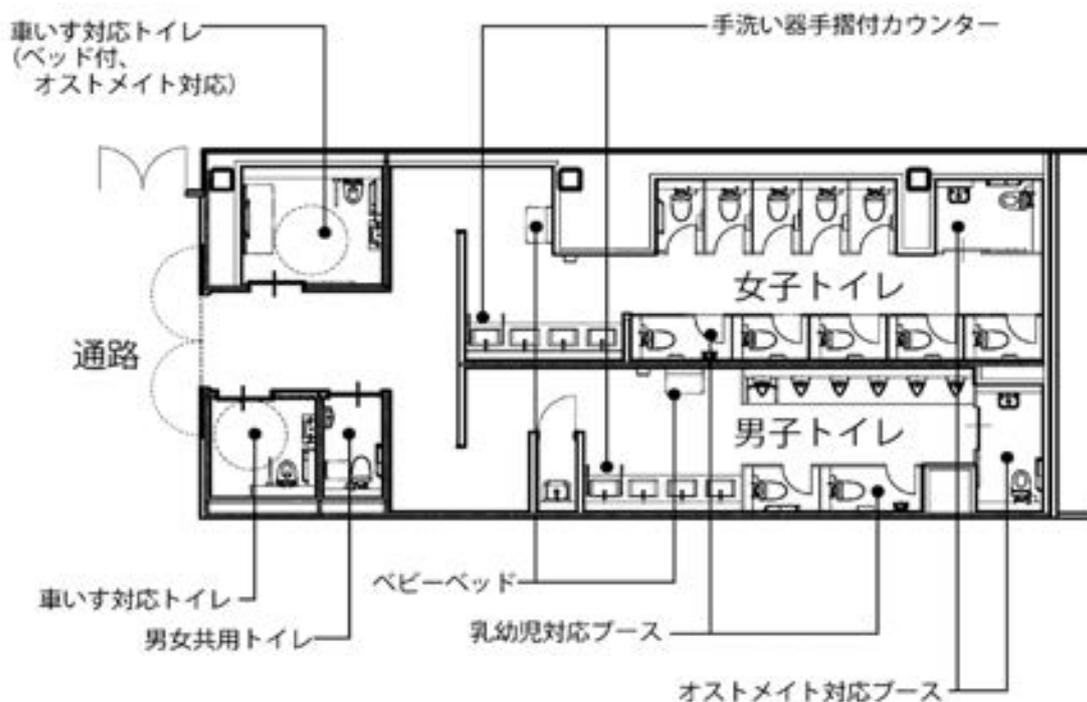
男女共用便房のピクトグラム
異性同伴者や介助者との利用も可能です。



③ 東京 2020 大会会場となる都立競技施設におけるトイレ機能の分散・設備選択例



④ 車いす使用者便房と共用一般便房の配置事例





コラム⑨ 当事者点検を踏まえた施設設備のバリアフリー化について (東京都中野区)

中野区では、誰もが移動しやすく利用しやすいまちの実現に向けて、平成 17 年 8 月策定の「中野区交通バリアフリー整備構想」を見直し、平成 27 年 4 月に総合的なバリアフリー化を目指した「中野区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー社会の実現に向けて具体的な取り組みを進めているところです。

このたび、「中野区バリアフリー基本構想」における重点整備地区で示された特定事業の推進を図るため、東京都の「ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業」を活用し、利用者視点で問題点や課題点を把握するために、高齢者や障害者等を含めた地域住民の方たちとともにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点からのまち歩き点検・意見交換を行いました。

○まち歩き点検・意見交換について

点検対象を新中野地区、新井薬師前地区の 2 地区内にある公園、歩道、道路、案内サイン板等の施設・設備とし、まち歩き点検を行い、その後、区民活動センターにて意見交換を行いました。参加人数は、新中野地区 20 名、新井薬師前地区 27 名で、参加者の募集は、中野区福祉団体連合会にご協力いただきました。ここでは、新中野地区にある追分公園のトイレを点検した際にいただいた意見の一部と意見交換会の様子を紹介します。

○意見交換会での意見（抜粋）

- ・オストメイト用の汚物流しを設置してほしい
- ・ベビーベッドやベビーチェアがない
- ・トイレ内の明るさを均一に保たれるようにしてほしい
- ・床の色を濃くする等、便器の位置が分かりやすくなる工夫をしてほしい
- ・ドアを開けやすくしてほしい。 etc…



<意見交換会の様子>

○今後のスケジュール

今後は、今回のまち歩き点検・意見交換会でいただいた利用者視点での意見や改善策を設計に反映させることで、整備に役立てていきます。





コラム⑩ 自然公園におけるバリアフリー化の取組 (東京都環境局)

東京都の自然公園では、保全と活用のバランスをとりながら、トイレなどの利用施設のバリアフリー化を推進しています。自然公園施設は、気軽に訪れられる展望地やビジターセンターから、登山時に利用する山岳トイレまで、場所に応じて適切に機能するよう整備していく必要があり、老朽化した施設の改修時に合わせて、この視点から整備を行ってきました。

高尾山山頂近くの大見晴園地では、トイレの大規模な改修工事を行いました（平成24年度竣工）。高尾山には舗装された登山道もあり、多くの方々が気軽に楽しむことができる反面、休日にはトイレに長い行列ができていました。改修工事では、「だれでもトイレ」の整備や便器の洋式化に加えて、混雑緩和のため女性用トイレを60ブースに増設しました。また、各ブースは面積を広くとり、手すりやベビーシートを装備することで、多様な利用者に対応できるようにしています。



<大見晴園地のトイレ外観>



<手すり等を装備したトイレの例>

平成29年に策定した「東京の自然公園ビジョン」では、近年のさまざまなニーズに応えるため、「誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」を東京の自然公園の目指す姿としました。また、安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの方が訪れやすい観光資源として自然公園を活用することとしています。この中では、バリアフリールートの設定や、ユニバーサルデザイン対応による環境づくりに着手することも視野に入れていきます。

平成30年度には、障害のある方にとっても訪れやすい自然公園を目指したソフト面での支援等について検討を始めました。今後、施設整備との相乗効果により、さまざまな方が安全・安心・快適に利用できるよう、自然公園事業を推進していきます。





3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していきます。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。

【現状】

- 地震などの自然災害に対しては、都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織、都民が総力を結集して万全の備えを講じることにより、防災対応力を高め、安全な都市を実現していく必要があります。

都では、地震による災害に関して、震災対策条例や地域防災計画などにより防災対策を推進しています。平成24年3月には、帰宅困難者対策条例を制定し、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた対策への取組を明文化しました。

災害が発生した場合には、全ての被災住民が支援を必要としますが、なかでも要配慮者は、必要な情報の迅速かつ的確な把握、災害から自らを守るための安全な場所への避難など、災害時の一連の行動に当たって支援を要することから、十分な配慮が必要です。

要配慮者に対する災害等への備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等の様々な施策については、福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要です。

- 都はこれまで、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい人が多く利用する社会福祉施設等について、耐震診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化の促進を図ってきました。

また、要配慮者への災害対策の中心を担う区市町村に対して、避難所管理運営や要配慮者対策に係る各指針を作成・改訂して示すとともに、避難支援体制整備への助成や、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などを行ってきました。

<社会福祉施設等の耐震化のイメージ>



帰宅困難者対策の一環としては、都立学校において、災害時帰宅支援ステーションとして必要な備蓄物資を整備したほか、家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する普及啓発などに取り組んできました。

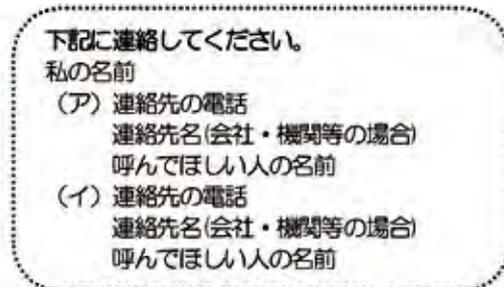
- このように、災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成などで区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めました。

＜ヘルプカードのイメージ＞

(表面：東京都標準様式)



(裏面：参考様式)



＜主なバリアフリー化等の進捗状況＞

帰宅困難者対策における要配慮者への支援

- 平成 26 年度から 29 年度までの実績
帰宅困難者ハンドブックの配布 約 50,000 部
リーフレット（英中韓）の印刷 約 52,000 部
- ヘルプカード作成促進
作成、配布実績（平成 29 年度末）：52 区市町村

【課題】

- 地震や風水害などの災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するためには、災害への事前の備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等、様々な施策を福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要です。
- 具体的には、避難所等におけるバリアフリー化を進めるとともに、避難経路や避難場所など防災に関する情報や、発災後の避難所等における情報を文字情報も含めて様々な手段で全ての人に分かりやすく提供することが必要です。





- さらに、要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定、社会福祉施設等を活用した福祉避難所^{*23}の指定・確保、避難訓練の実施等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要です。
- 児童・生徒等の各種災害に対する自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域における防災行動力の向上を図るためには、幼児期から継続的な防災教育が必要です。
- 日常生活の中で発生する、高齢者の「ころぶ」事故や乳幼児の「ちっそく・誤飲」事故などの防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進することが必要です。

【今後の取組の方向性】

- 地域の関係機関と連携して、消防職員等が要配慮者宅を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等の指導助言を行うことや、地域の実情に応じた防火防災訓練を実施するなど、きめ細やかな対策を推進します。

また、災害への事前の備えや発災後の応急対策に関する要配慮者向けのリーフレットや、要配慮者を対象とした通報手段に関するリーフレット等を作成し、配布するなど、要配慮者の安全対策を推進します。

<リーフレットのイメージ>



- 社会福祉施設等については、災害時において、福祉避難所に指定された場合、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等要配慮者の受入場所としても役割を果たすことから、引き続き耐震化を促進するとともに、介護職員や障害福祉サービス等職員の宿舍借り上げを支援することで、災害時における福祉避難所の運営体制の強化を推進していきます。

また、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載したヘルプカードについて、普及啓発を促進します。



- 区市町村に対し、災害時における要配慮者対策に係る各指針等に基づき、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿や避難支援プランの作成、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定・確保について、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の構築を働きかけるなど、要配慮者対策の強化を引き続き支援していきます。

<搬送訓練のイメージ>



- 帰宅困難者対策における要配慮者の視点を踏まえた対応について広く普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等において、避難誘導や情報提供、受け入れ体制の整備を促進します。

また、国による要配慮者の搬送マニュアルの策定を支援していきます。

さらに、外国人に対する防災対策を強化するため、外国人のための防災訓練や外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を、区市町村等関係機関と連携しながら実施していきます。

- 消防職員が教育機関等と連携し、幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防災教育を推進します。

- 消費生活相談まで至らない暮らしの中に埋もれている「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信します。

商品・サービスに関する危害・危険について、親子が集まる各種イベントで模型・パネルの展示等を通じて情報提供するとともに、子供の安全に配慮した商品を紹介し、普及を促進します。



【施策の体系】

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(1)災害への備え及び対応

- 61 社会福祉施設等耐震化促進事業
- 62 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進
(災害時要配慮者対策の推進)
- 63 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- 64 要配慮者の安全対策
- 65 ヘルプカード作成促進事業
(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 66 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業
- 67 障害福祉サービス等職員宿舎借上げ支援事業
- 68 児童・生徒等に対する総合防災教育

(2)日常生活における事故防止

- 69 都民生活において生ずる事故防止対策の推進
- 70 商品等を起因とする事故の防止対策の推進





コラム⑪ 災害に備える「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」 （東京都杉並区）

杉並区では、災害時要配慮者（※①）支援対策の一環として、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」に取り組んでいます。この制度は、高齢や障害などにより、災害が発生した時に自力での避難行動や避難生活が困難な方を、地域の方々の協力により支援する制度です。この制度に登録した方の情報は、区で「登録者台帳」という形で名簿化し、民生児童委員、震災救援所（※②）運営連絡会に配布します。そうすることで、平常時から地域全体で支援に取り組める体制づくりに活かすとともに、発災時の安否確認等に役立てることを目的としています。

制度登録者については、民生児童委員などが、個別に訪問し、避難の際の支援方法や避難生活に必要な配慮などを具体的に聞き取り、「個別避難支援プラン」を作成します。このプランに記載された情報は、「登録者台帳」に反映され、災害発生時の安否確認や避難支援に役立てます。

また、この制度に登録した方には、救急時にも活用できる「救急情報キット」を配付しています。この「救急情報キット」の中に「個別避難支援プラン」などを入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、災害時だけでなく救急時には救急隊員が活用することもできます。

このほかにも、安否確認を円滑に行うためにGIS（地理空間情報システム）を活用した地図の作成や、震災救援所単位で行った安否確認の状況を災害対策本部などと共有する災害時要配慮者支援システムを運用し、災害時の要配慮者対策を進めています。

※① 災害時要配慮者とは

高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など、災害発生時の避難行動や災害発生後の避難生活などに配慮が必要な方々です。

※② 震災救援所とは

震度5強以上の地震が発生した際などに、区立小中学校等に開設される避難や避難生活を送る場所で、救援物資の配給や情報が集まる拠点となります。

地域の方々、学校、区等で構成される震災救援所運営連絡会が平常時から協力し、震災救援所の運営管理体制の検討や訓練を行っています。また、発災直後の行動に役立てる初動マニュアルをはじめ、各部ごとに活動マニュアルを作成し、円滑な震災救援所の運営に役立てます。要配慮者の安否確認の手順などについては、救護・支援部のマニュアルに記載されています。





コラム⑫ 防災ブック「東京防災」・「東京暮らし防災」について (東京都総務局)

○ 防災ブックの概要

東京都総務局総合防災部では、首都直下地震等の大規模災害時における都民の「自助」「共助」を促進するため、平成27年度に防災ブック「東京防災」を、平成29年度に女性視点の防災ブック「東京暮らし防災」を作成しました。

「東京防災」は、各家庭において様々な災害に対する備えが万全となるよう、都内全世帯に配布し、「東京暮らし防災」は、日常生活に着目し一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的として、公立施設等で配布しています。



「東京防災」多言語版、大活字版

○ 災害時における要配慮者に対する思いやり・支援

災害時には、女性に対するプライバシー保護や、子どものストレス解消、高齢者の孤立化防止、外国人への正しい情報提供、視覚・聴覚が不自由な方に対するサポートなど、要配慮者に対する思いやりや支援が必要となります。

熊本地震など過去の災害においても、避難所での着替えや授乳をする場所の不足、外国人に十分な情報が行き届かないこと、高齢の方や障害のある方が逃げ遅れてしまうことなどの問題が発生しました。

このため、防災ブックには、避難所での配慮や防犯対策、ヘルプマークなどの援助を要する方に対する気配り、いざという時に身近なものを活用した対処法、外国人とのコミュニケーションツールなどを記載しています。

○ 多様な媒体での展開

この防災ブックは、在住外国人も手に取っていただけるよう、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語でも作成しています。

また、視覚に障害がある方でも内容が理解できるよう、音声コードを添付するほか、音声テープやDAISYによる音声版や、内容を点字で記した点字版、文字の大きさや行間等を調整し大きな活字で組み直した大活字版も作成しています。

これらの冊子は、東京都庁のほか区市町村でも閲覧することが可能なので、是非ご活用ください。

※「東京暮らし防災」の大活字版については平成31年度に作成予定



「東京暮らし防災」点字版、音声テープ、DAISY



4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していきます。

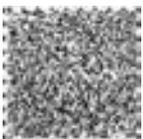
【現状】

- 視覚障害者や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援を進めるとともに、都政情報の提供や公共施設における案内、多言語によるホームページでの情報提供、外国語ボランティアの育成など、様々な手段による情報提供や提供する内容の充実に取り組んできました。
- 視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字や手話、外国人向けには多言語表記などの手段で、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行っています。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置などの取組を行っています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

情報バリアフリー・情報提供の推進（主な実績）

- 点字による即時情報ネットワーク事業
（平成 29 年度の実績）
点字版 実施回数 238 回 延べ配布者数 23,800 人
- 点字録音刊行物作成配布事業
（平成 29 年度の実績）
・都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部 録音物：1,130 部





○ 東京ひとり歩きサイン計画

- ・整備実績（平成 26 年度改定の指針に基づく観光案内標識設置）

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|
| 50 基 | 88 基 | 106 基 |

- ・平成 29 年度末時点で、244 基を整備

（情報バリアフリーの取組例）

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT 機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。

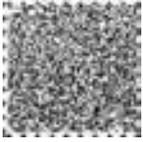
情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要があります。

- ・視覚障害者や聴覚障害者に対する音声・点字や文字・手話による情報提供の充実（例：音声アナウンス、文字表示盤等）
- ・難聴者（補聴器使用者）等に対する観客席・客席における情報提供の充実（例：ヒアリンググループ（磁気グループ）等の集団補聴設備の普及）
- ・色弱者に対する色使いの配慮（例：色の種類、組み合わせ等への配慮）
- ・知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実（例：コミュニケーションボード等の普及）
- ・施設の案内や表示等で使用する文字について認識しやすい大きさやフォントを使用したり、印刷物に見やすさに配慮した活字を活用したりするなどの取組（例：ユニバーサルデザインフォントの活用）

【課題】

- 人々は、日常生活において、新聞やテレビ、インターネットのほか、まちや店舗の中の案内サイン、道路の信号や標識、駅や電車内における音声・文字表示による案内等、様々な媒体や手段により情報を入手しており、こうした情報は、安全に、かつ、快適に生活するために欠かすことのできないものです。
- また、視覚や聴覚に障害のある人や、外国人等の社会参加の機会を確保するためには、円滑にコミュニケーションを行えることや会議等における情報保障が必要です。



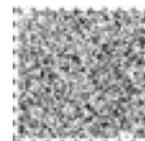


- そのため、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、ICTも活用しながら、デジタルサイネージ等様々な手段で情報提供を進めるとともに、コミュニケーションを行える環境を整備する必要があります。
- 情報バリアフリーを進めるためには、外国人を含む、現在の一般的な提供の仕方では情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意し活用することが重要です。
- 誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることも重要です。だれでも使いやすいトイレの場所やバリアフリー設備等のオープンデータ^{*24}化を進め、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに関する情報をアクセシビリティに配慮されたホームページやバリアフリーマップ等で発信する取組を進める必要があります。
- さらに、東京2020大会も見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しむよう、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅においては、交通事業者や施設管理者等との連携のもと、ピクトグラムや多言語を用いた案内標識の表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保したわかりやすい案内サインを速やかに整備する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進します。
- 納税通知書送付時に、希望する方に対して税額や納期等の情報を点字によりお知らせする既存の取組に加え、納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、通知書の内容を音声で取得できる旨を案内します。
給水契約者で希望する方に対して、「水道ご使用量等のお知らせ」や請求書等の内容について、点字によりお知らせする既存の取組に加え、音声コード付き文書で案内するサービスを行います。





視覚障害者が安心して駅を利用できるよう、都営地下鉄の駅構内に、音声案内装置の設置を推進します。

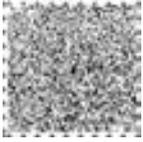
- 視覚障害者向けに、広報東京都、都が都民向けに作成する刊行物、新聞等によって毎日流れる新しい情報、暮らしに役立つ消費生活情報誌、新しく刊行される多数の図書類など、社会生活を営む上で必要とする情報や知識について、点字や音声（テープ、CD、DAISY^{※25}など）により、幅広く提供していきます。
- 東京2020大会開催に向けて、聴覚障害者等が安心して東京を訪れ、活動できる環境を整備するため、手話のできる都民の育成を進めます。
- 聴覚障害者向けに、字幕入りの消費者教育DVDや、映画・テレビ番組等に字幕を入れたDVDなどを作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行い、消費者教育の機会の提供や、生活文化の向上と福祉の増進を図ります。
また、ICTを活用した遠隔手話通訳等により、情報バリアフリーの取組を推進します。
- 重度の視覚障害者、盲ろう者のコミュニケーションや移動を支援するため、視覚障害者へのガイドヘルパーの確保、盲ろう者への通訳・介助者派遣等について支援を行い、社会参加を促進します。

<交番ランドマークのイメージ>



- 聴覚障害者に配慮した対応や、視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進するため、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進します。
- 施設利用者の誰もが、授乳室等の場所の情報を得られるように、授乳やおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。(再掲)
- 東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo: Your Guide」や東京に居住する外国人にとって必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、外国人に「届く」情報提供を行っていきます。





- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しみ、快適に移動ができるよう、東京観光情報センターの運営や観光ボランティアの活用などを通じて情報提供体制の充実を図るほか、ウェブサイトを活用してバリアフリー観光情報を提供し、旅行者の様々なニーズに的確に対応していきます。

<観光ボランティアのイメージ>



- 高齢者や障害者等が安心して宿泊施設を利用できるよう、都のポータルサイトの充実や事業者への働きかけなどにより、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図っていきます。

- 外国人旅行者や高齢者、障害者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の整備を推進していきます。

多数の鉄道やバスが乗り入れる新宿駅では、利用者本位のターミナル実現に向け、交通事業者や施設管理者と協議会を立ち上げ、駅の構造に適したサイン体系を構築し、歩行者動線に対する適切な配置や、統一感のある表記による分かりやすい案内サインの整備などに取り組んでいます。

これに続き、渋谷、池袋、東京、品川、浜松町、日暮里、立川、八王子などの他の主要ターミナル駅においても、地元区市などが中心となって、関係者間で協議しながら、分かりやすい案内サインの整備などを進めていきます。(再掲)

- だれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化して、都のオープンデータカタログサイトで公開していきます。

また、都内区市町村のデータを含めて、統一した項目、形式で公開する等利活用環境を整備し、民間の事業者がより多くのアプリ等を作成することで、官民連携による地域課題の解決を推進していきます。

- 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報やバリアフリー情報について、ホームページを活用して提供するとともに、内容の更なる充実とわかりやすい情報提供に努めていきます。



【施策の体系】

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

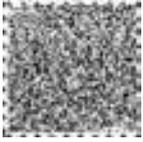
(1) 障害者・外国人等への 情報提供体制の整備

- 71 視覚障害者向け都政情報の提供（広報東京都の点字版・音声版等）
- 72 消費生活情報の提供（東京くらしねっと CD 版）及び字幕入り消費者教育 DVD の作成
- 73 外国人に対する生活情報等の提供
- 74 外国人のための防災対策
- 75 点字録音刊行物作成配布事業
- 76 点字による即時情報ネットワーク事業
- 77 視覚障害者用図書製作貸出事業
- 78 字幕入映像ライブラリー事業
- 79 視覚障害者ガイドセンター運営事業
- 80 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 81 手話のできる都民育成事業
- 82 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業
- 83 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業
- 84 交番等における手話技能取得者の活動
- 85 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮
- (再掲) 赤ちゃん・ふらっと事業
- 86 観光案内所の運営
- 87 観光ボランティアの活用
- 88 外国人滞在支援対策
- 89 音声コードを活用した視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進
- 90 音声コードを活用した情報バリアフリーの推進
- 91 バリアフリー情報のオープンデータ化
- 92 オープンデータの推進
- (再掲) 利用者本位のターミナル実現に向けた補助
- 93 東京ひとり歩きサイン計画

(2) ホームページによる 情報提供の内容充実

- 94 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用
- 95 TOKYO 障スポ・ナビの運用
- 96 ウェブサイトによる観光情報の発信
- 97 バリアフリー観光の推進
- (再掲) アクセシブル・ツーリズムの推進





コラム⑬ 当事者参加による地域のバリアフリーマップ作成 (東京都千代田区)

千代田区では、高齢者や障害者を含めたすべての人々が、安全、安心、快適に活動することができる「福祉のまちづくり」を推進しています。

その取り組みのひとつとして、バリアフリー社会の実現に積極的に取り組むNPO法人リーブ・ヴィズ・ドリームと委託契約を締結し、地域のバリアフリーマップを作成しています。

バリアフリーマップは、区内を5つのエリアに分け、日本語版を作成・更新するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、外国語版の作成にも取り組んでいます。

今回ご紹介するバリアフリーマップの特徴は、作成にあたり「まち歩き調査」を実施していることです。車いす利用者をはじめ、地域住民、学生、企業のボランティア等、様々な生活状況にある方が、実際にまちを歩き、段差やバリアが潜んでいる箇所を調査しています。車いす使用者だからこそ気づく視点をマップに反映させるとともに、参加者のバリアフリー社会についての理解と意識啓発に寄与しています。

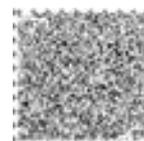
また、この調査は、入庁2年目の職員を対象とした研修の一環としても実施しています。この調査に若い職員が参加することで区の現状を認識するとともに、福祉の視点で行政サービスやまちづくりを考える機会にもなっています。

作成したマップは、区役所、出張所、観光協会その他、ホテル等の民間施設で無償配布しており、区ホームページからも閲覧することが可能です。

一方で、経団連・商工会議所・経済同友会を中心に構成される「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」が行う、まちのバリアフリー調査やオープンデータ化に向けた取組についても協力をしています。

今後も、バリアフリーマップの更なる充実と可能性を検討し、区内で暮らし、活動するすべての人々が、バリアを感じる事のない「福祉のまちづくり」を推進していきます。





コラム⑭ とうきょうユニバーサルデザインナビ (UDナビ)

～外出にご不便を感じられている高齢者や障害者等のみなさまへ、必要な情報をお届けするために～
(公益財団法人東京都福祉保健財団)

東京都福祉保健財団では、様々なウェブサイトのユニバーサルデザイン情報を一元化して検索できるポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」(略称UDナビ)を運営しています。

【サイトの概要】

インターネットから「UDナビ」と検索していただくと検索結果のトップに表示されます。

交通手段別、場所別、スポット別に、都内施設(駅、デパート、公園等)における多目的トイレ等ユニバーサルデザイン設備の有無を検索することができます。

また、「多目的トイレと車いす対応エレベーターのあるデパートを探す」というように、ご自身に必要な設備が備わっていることを条件に都内施設を検索することも可能です。

このほか、行政が行っている取組や、情報バリアフリーに役立つアプリやサイトのご紹介等もしています。

【サイトの特徴】

スマートフォンやタブレット端末にも対応しています。

文字サイズや色の変更、ルビ振りや音声読上げができるなど、高齢者や障害者の方にも使いやすいサイトです。

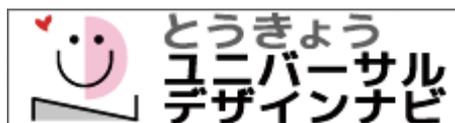
多言語対応として、9言語10種類に対応しています(日本語、英語、中国語(繁・簡)、韓国語、タイ語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、フランス語)。

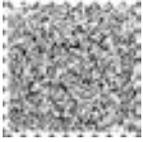
今後も、外出にご不便を感じられている高齢者や障害者等のみなさまに必要な情報をお届けできるよう、掲載施設等の情報について、随時追加・更新する等、日々努めていきます。

<検索できるユニバーサルデザイン設備>

- 多目的トイレ(オストメイト対応設備、大型ベッド 等)
- 車いす対応エレベーター
- 車いす対応エスカレーター
- ユニバーサルデザインの客室(宿泊施設)
- 車いすの貸し出し ● 筆談 等

<サイトロゴ>





5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していきます。

【現状】

○ 福祉のまちづくりの推進主体としての役割を担っている行政、事業者、都民が、福祉のまちづくりについて理解を深め、自主的に取り組むことを促進していくことが必要です。

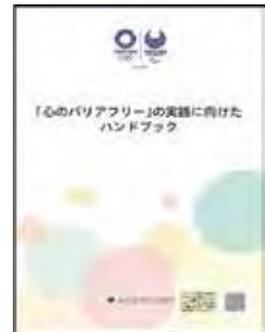
○ 都はこれまで、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習やヘルプマーク*²⁶の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めました。

また、障害者等のために設置された駐車区画を適正に利用することなどについて、パンフレットやガイドラインを作成するなどの普及・啓発活動を行ってきました。

<ヘルプマーク>



<「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック>



○ 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図ってきました。

○ また、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「障害者差別解消条例」という。）を制定し、平成30年10月に施行しました。





障害者差別解消条例では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けるとともに、それらに対する相談・紛争解決の仕組みを設けています。

- 日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市です。

日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要です。

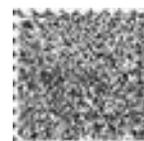
このため、都は、平成 27 年 8 月に東京都人権施策推進指針を 15 年ぶりに改定し、人権施策を推進しています。

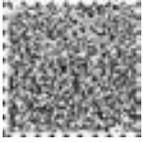
- また、啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を平成 30 年 10 月に制定しました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- ① 普及啓発の充実
 - 「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）
 - 「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成 28 年度・平成 29 年度）
 - 「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成 28 年度～）
 - 「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）
 - 1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成 28 年度～）
 - 「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）
- ② 社会参加の推進
 - 身体障害者補助犬給付事業
 - ・ 給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 8 頭 | 10 頭 | 18 頭 | 12 頭 |





③ 「駅前放置自転車」対策の進捗状況

- 放置自転車等※の台数の推移（※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 42,170 台 | 37,004 台 | 34,247 台 | 31,326 台 |

④ 思いやりの心の醸成（主な実績）

- 福祉教育の充実
 - ・小中学校 1,906 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施

（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より抜粋）

過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進していく必要がある。

【課題】

- 誰もが円滑に移動し、食事や買い物など、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるためには、施設等のハード整備とともに、障害の社会モデル^{※27}の視点でバリアを理解し、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることが必要です。





- 国際オリンピック委員会によって採択されたオリンピズムの根本原則等を成文化したオリンピック憲章では、いかなる種類の差別も許されないことが明記されており、東京 2020 大会を契機に、その理念を次代を担う子供たちや都民全体に浸透させることが重要です。
- 多くの都民・国民が東京 2020 大会のボランティアに参加し、活躍することで、大会後もボランティア活動への参加機運が高まると考えられます。この機運を着実に維持・継続させ、様々な活動への参加に繋げていくことで、ボランティア文化の定着と、一人ひとりが互いに支え合う「共助社会」実現に寄与できるよう、大会後のレガシーとして伝えていくことが必要です。
- 区市町村における小中学校でのユニバーサルデザインに関する学習や地域住民向けのワークショップ、事業者における社員・従業員向けの接遇向上研修等の取組を促進するなど、区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーを効果的に推進することが重要です。

<障害者等用駐車区画のイメージ>

- 障害者等用駐車区画などの整備が進んでも、必要性の低い人が利用すること等により、本来必要としている人が施設や設備を利用できなくなる事例があることから、施設や設備の適正利用に向けて、普及啓発を進めることが必要です。

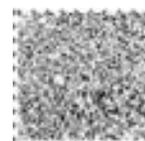


【今後の取組の方向性】

- 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図りつつ、福祉のまちづくりを進めていくため、推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。

学校での児童・生徒に対する心のバリアフリーの理解に向けた学習や地域住民に対するワークショップなど、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉のまちづくりに関する普及啓発を支援するほか、福祉のまちづくりに功績のあった者を顕彰するための表彰を行っていきます。

高齢者や障害者を含めた全ての人が、店舗等を快適に利用するためには、出入口の



段差解消などのハード整備だけではなく、サービスを提供する従業員が、店舗の構造やサービス提供の仕方がバリアになる可能性があることを理解し、利用者の特性と、多様なニーズを把握しながら接遇をすることも重要です。そのため、対応のポイントを整理した冊子などを活用し、事業者等に対して普及啓発を行っていきます。

- 障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、相互理解が進むことが必要であることから、障害者差別解消条例の趣旨をあらゆる機会を通じて普及啓発していくほか、今後とも東京都障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進を図ります。

また、障害者差別解消条例普及啓発パンフレット及び障害者差別解消法ハンドブックを配布し、広く都民への周知を行います。

障害理解促進のためのホームページ「ハートシティ東京」を運営し、障害特性や、社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供などの具体例を掲載し、都民の積極的な行動変容を働きかけます。

障害のある人が、生活する地域において社会参加をすることができる環境を整備するため、盲ろう者に対する総合的な支援拠点の運営、障害者自らによる社会参加促進施策の推進、身体障害者補助犬の給付などを支援していきます。

公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのヘルプマークの普及啓発を促進します。

- 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、積極的に施策を進めていきます。

<普及啓発用の冊子、リーフレット>





- いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、啓発等の施策を総合的に実施していきます。
- 小・中学校での「特別活動（学校行事）」や都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、児童・生徒の社会貢献意識を育てていきます。また、世代を越えた交流や障害のある児童生徒との交流を通じて、心のバリアフリーの理解に向けた学習を実施していきます。
- 東京 2020 大会時に活動する都市ボランティア全員に共通研修として、障害者をはじめとする多様性の理解を深めるためのダイバーシティ研修や、障害特性に応じた対応方法に関する知識を習得するための研修等を実施していきます。

- 将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童・生徒が、様々な人々の多様性を理解できるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する福祉への理解を深める教育の推進について、区市町村の取組を支援します。

<心のバリアフリーサポート企業登録証>



ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーに係る普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援します。

また、従業員の心のバリアフリーを推進するための取組など、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を、心のバリアフリーサポート企業として公表し、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図ります。

- 車いす使用者などが利用する障害者等用駐車区画について、健常者が駐車してしまうことにより、必要な方が十分に利用できない実態があることから、適正利用に向けたガイドラインなどを活用し、都民や施設管理者に対して普及啓発を行っていきます。

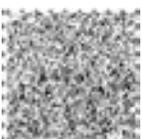


- 子育て応援とうきょうパスポート事業により、企業等が協賛店となり子育てを応援するサービスを提供することで、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成を図っていきます。
- 駅周辺の放置自転車等を減らすために、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者等と連携協力して、ポスター等による広報や駅頭での普及啓発活動を実施していきます。
- 消防職員が教育機関等と連携し、幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防災教育を推進します。(再掲)

<普及啓発リーフレット>



<協賛ステッカー>



【施策の体系】

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(1)普及啓発の充実

- 98 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- 99 障害者等用駐車区画の適正利用の推進
- 100 心のバリアフリーに向けた普及推進
- 101 心のバリアフリーサポート企業連携事業
- 102 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業
- 103 子育て応援とうきょうパスポート事業
- 104 駅前放置自転車クリーンキャンペーン
- 105 人権問題に関する普及啓発事業（人権啓発相談）

(2)ユニバーサルデザインに関する教育の充実

- 106 サービス介助士の資格取得の拡大
- 107 福祉教育の充実（小・中学生）
- 108 福祉教育の充実（高校生）
- 109 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業）
- (再掲) 児童・生徒等に対する総合防災教育
- 110 青少年応援プロジェクト@地域（地域における青少年の健全育成）

(3)社会参加支援

- 111 盲ろう者支援センター事業
- 112 障害者社会参加推進センター事業
- 113 身体障害者補助犬給付事業
- 114 聴覚障害者向けメール相談
- 115 ヘルプマークの推進
- 116 高齢者の保護及び社会参加の推進
- 117 老人クラブの育成
- 118 芸術文化による社会支援助成
- 119 都市ボランティアに対する研修

(4)推進体制の整備

- 120 東京都福祉のまちづくり推進体制の整備



コラム⑮ 障害者差別解消条例に関する取組 (東京都福祉保健局障害者施策推進部)

東京都では、東京 2020 大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指すため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、平成 30 年に施行しました。

(1) 条例の概要

- ① 事業者による「合理的配慮の提供」を義務化
事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付けています（※法は努力義務）。
- ② 情報保障の推進・言語としての手話の普及
情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努めることとしています。
- ③ 専門相談体制の整備
専門相談機関（広域支援相談員）を設け、障害者・事業者双方から相談を受け付けます。
- ④ 紛争解決の仕組みの整備
紛争事案を解決するため、第三者機関（調整委員会）によるあっせんの手続を設けます。悪質な場合、知事は「勧告」、「公表」を行います（※法は勧告まで）。

(2) 条例に関する取組（平成 30 年度）

- ① 事業者向け説明会の開催
民間事業者向けに条例の内容や個別の場面を想定した考え方を説明しています。
- ② シンポジウムの開催
法及び条例に対する理解促進のため、啓発シンポジウムを開催しています。
- ③ 条例啓発パンフレットの作成・ハンドブックの改定
普及啓発用のパンフレットを作成するとともに、配慮すべき事項や対応例等をまとめたハンドブックを改定しています。
- ④ 「ハートシティ東京」の改修
条例の内容等を盛り込むため、ウェブ改修等を実施しています。



障害者差別解消条例
普及啓発パンフレット



(参考) 小売店における合理的配慮の提供事例

<障害者からの申出>

「愛の手帳（東京都療育手帳）3度を所持している私の家族が、スーパーで買い物をした際、今まで使用していたポイントカードから新しいカードへの変更手続きができず、更新しないまま帰ってきました。

本人は、お金を持って買い物に行くことはできますが、一人で名前・連絡先などを書いたりする手続きができません。本人に手続きができるよう配慮をお願いすることはできないのでしょうか。」

<事業者からの合理的配慮の提供>

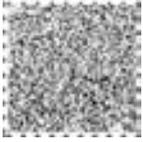
この相談を受けた店舗スタッフは本部へ連絡し、どのような対応ができるか検討することにしました。店舗スタッフ

「ご連絡を頂いた後のご来店時、ゆっくりと話す、わかりやすい言葉に置き換える、ルビを振るなどの対応を、まずは行い、更新手続きについてご理解いただきました。今回は、ご家族の方からもポイントカードの更新について本人の意思が確認できたため、代筆によって更新を完了しました。今回の件を受けて、本社人事部にも連絡をし、柔軟な対応を社内全体へ周知していくことになりました。」

<事例のポイント>

- 一人で買い物ができても、障害特性によっては住所や名前が書けないという方がいらっしゃいます。
- 一人ひとり、できること、できないことが違うという認識を持ち、分かりやすく対応することが大切です。
- なお、ポイントカードの更新について、本人の意思が確認できたため代筆対応が可能でしたが、契約など、事業者側が代筆することが適切でない場合もあります。代筆は、ご本人の意思を確認の上行われるものであり、注意が必要です。
- また、小売店などの事業者では、新人研修にて障害の疑似体験をして障害理解を深めたり、手続きを分かりやすく伝えるための「絵などによる説明ボード」を用意するなどの取組が進められています。そうした取組が身近な地域で進められていることは、誰もが生活しやすい社会の実現への第一歩といえます。





コラム⑯ 心のバリアフリー好事例企業 (東京都福祉保健局生活福祉部)

東京都では、心のバリアフリーの意識啓発等に取り組む企業等を、心のバリアフリーサポート企業として登録し、その中から、特に優れた取組を行う企業等を、好事例企業として公表しています。

- 認定 NPO 法人 芸術と遊び創造協会
東京おもちゃ美術館や全国の医療機関などで、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が楽しめる活動を展開しています。

(1) 取組の概要

- ① スタッフや、ボランティアを対象に研修を実施
スタッフやボランティアとして活動している「おもちゃ学芸員」が、高齢者や障害者に対する理解や心づかいに関する研修を受け、全国各地で行われる「移動おもちゃ美術館」などのイベントでも多様な参加者をサポートしています。
- ② 障害のあるお客様や乳幼児連れに配慮したサービス
視覚障害のある方に触覚や聴覚を通じて楽しめるおもちゃを紹介する、発達障害のある方にもわかりやすいイラスト集を活用するなど工夫をしています。乳幼児やその御家族が安心して遊べる環境も整備しています。
- ③ 病児や障害児におもちゃ遊びを提供
全国の医療機関に「ホスピタル・トイ・キャラバン」を派遣し、病児の遊びを支援しています。また、難病や障害のある児童と御家族のために東京おもちゃ美術館を貸切にする「スマイルデー」を開催しています。

(2) アピールポイント

「芸術」「遊び」「おもちゃ」という普遍的価値をすべての人が楽しめるように、接し方や声かけ、活動の内容に工夫をしています。東京おもちゃ美術館では、障害者や幼児とその家族が安心して楽しめるよう、ハード面とソフト面の配慮が提供されており、近隣の店舗等でも取組が進むなど、地域への好影響も見られています。

- ① 社会のバリアに気づく
スタッフやボランティア、会員が、ユニバーサルデザインに関する講座や障害のある講師による講演を受講することで、社会に存在するさまざまなバリアへの気づきを促進しています。
- ② コミュニケーションをとる
発達障害のある来館者とのコミュニケーションのために、見て分かりやすいイラスト集（ポケットカード）を館内に配置する、様々な障害の特性に配慮した声かけや応対を実践するなど、コミュニケーションの促進に力を入れています。
- ③ 適切な配慮を行う
来館者には、幼児、障害者、高齢者、その家族が多く、日常的に個々の方に適した配慮を実践しています。例えば、視覚障害者には感触の違いや組み立てを体験できるおもちゃを紹介するなど、できる限り、他の来館者と同じように楽しめるよう工夫しています。



スタッフやボランティアを対象に
聴覚障害のある講師が手話を紹介



在宅の難病児、障害児と家族のための
「スマイルデー」の様子



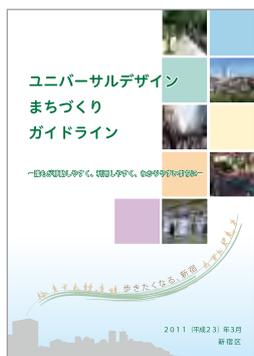


コラム⑰ 当事者参加によるユニバーサルデザインガイドブックの作成（普及啓発）について ～誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすいまちの実現に向けて～ (東京都新宿区)

新宿区では、ユニバーサルデザインの理念のもと、「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい」都市空間やその生活環境づくりに取り組んでいます。

平成 23 年 3 月には、つかい手（利用者、居住者）の視点に立って、『まちの改善すべき点に気づき』、『望まれるまちの姿を実現』することを目的とし、ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを作成しました。その後、学識経験者や、障害当事者団体の代表者などから構成されるユニバーサルデザイン推進会議を設置し、効果的な普及啓発や、推進方策を検討しています。

検討の中で、ハード面の整備だけでは対応しきれない、ソフト面の部分を充実させることが必要と考え、区民に身近なテーマを取り上げたユニバーサルデザインガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を作成し、ユニバーサルデザインの普及啓発を行っています。



◀ ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、つかい手（利用者、居住者）の視点に立って、『まちの改善すべき点に気づき』、『望まれるまちの姿を実現』することを目的としています。

ユニバーサルデザインガイドブック ▶

A5 サイズ 8 ページで作成し、手に取りやすく、内容を簡潔にまとめています。

区民に身近な 10 のテーマでガイドブックを作成し、普及啓発に活用しています。

ガイドブックを作成するに当たり、当事者参加型のワークショップを活用しています。



平成 26 年度からは、当事者参加型のワークショップを開催し、様々な人と現場体験することで、どのような配慮や工夫があるか、また、喜ばれるかなど、新たな「気づき」を共有し、それらを成果としてガイドブックにまとめています。

このガイドブックを、窓口などで配布するとともに、新宿区で催される様々なイベントでの普及啓発に活用することで、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

効果として、区民のユニバーサルデザインの認知状況は、平成 16 年度の 24.4% から平成 30 年度の 47.2% となっています。



ワークショップの様子

障害者（車いす使用者、視覚障害（全盲、ロービジョン）、聴覚障害）、外国人（留学生、区民）、子育て世代、高齢者、一般公募区民、区職員が参加しています。

今後も継続的にガイドブックを活用した普及啓発を行いながら、更なる推進に向けた検討を進め、誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすいまちの実現に向けて取り組んでいきます。



コラム⑱ 小学生へのユニバーサルデザイン出前講座による意識啓発 (東京都江東区)

江東区では、ユニバーサルデザインへの意識啓発を目的とした出前講座を、区立小学校4年生を対象に平成22年度から実施しています。

この出前講座の最大の特徴は、視覚障害者や聴覚障害者、車いす使用者等、障害当事者である江東区やさしいまちづくり相談員が講師を務めるところにあります。障害当事者から直接話を聞くことで、児童に新たな発見や気付きをもたらすことが期待できます。

本講座で実施されるカリキュラムは、障害当事者を含む区民参加型のワークショップで検討・考案されたもので、主な内容は次のとおりです。

- ① 障害当事者である講師が、歩道や交差点等の身近な場面で、障害者にとって助けになっていることや困っていることを、実体験を交えながらお話しします。
- ② 体験学習として、児童の代表が空書き（そらがき）や身振りで表現した言葉を当てるゲームを行い、聴覚障害者との手話以外のコミュニケーション方法を知ってもらいます。
また、視覚障害者が牛乳紙パックの切り欠きやシャンプーボトルの凹凸で商品を判別していることを理解してもらうため、箱の中身を手の感覚だけで当てるゲームを実施します。
- ③ 鉄道駅等で「エレベーター・エスカレーター・階段」がある場面を設定し、児童には車いすや視覚障害者、高齢者、妊婦等の多様な人が、それぞれ、どの移動手段を使うのが良いかを、グループワークで考えてもらいます。自由な意見交換により様々な考え方を共有した後に、障害当事者の各講師から、各移動手段の使用可否や留意点等を解説してもらい、他者理解へと繋がります。

出前講座の実施は、希望する小学校からの申込制になっていますが、現在では、区内全46校のうち、過半数を超える25校で実施しています。実施校の教師からは「実際に障害者と接する機会がなかなかないため、児童が、障害当事者が必要な手助けについて直接聞く機会を持てて良かった」、また児童からは「まちで困っている人を見かけたら、声をかけたい」等、多くの方から前向きな感想を得ています。

なお、この小学生向けの意識啓発カリキュラムは、ハンドブック「考えよう！ やってみよう！ ユニバーサルデザイン！」に取りまとめられており、未実施校へは、講座と同じハンドブックとその内容を映像化したDVDを配布しフォローしています。

区は、ユニバーサルデザインの普及のため、今後もこの取組を推進していきます。



<講師からのお話し>

<グループワークの発表>



<ハンドブック>

第4章 計画事業の展開



第4章 計画事業の展開

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

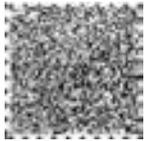
(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|--|
| 1 鉄道駅エレベーター等整備事業 鉄道駅におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、利用者の円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 3 駅 (内訳) 板橋駅 (JR)、北赤羽駅 (JR)、駒込駅 (JR) | 段差解消が必要なすべての駅において、エレベーター等の整備の促進を図る。 |
| 2 鉄道駅エレベーター等整備事業 (東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等) 鉄道駅 (東京 2020 大会会場周辺駅等) におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、日常の利用者及び国内外からの来訪者の円滑な移動を確保するため、鉄道事業者と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う (平成 31 年度終了予定)。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 6 駅 (内訳) 信濃町駅 (JR)、千駄ヶ谷駅 (JR)、飛田給駅 (京王)、羽田空港国内線ターミナル駅 (京急)、渋谷駅 (東急)、東京テレポート駅 (臨海) | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等において、エレベーター等の整備の促進を図る。 |
| 3 ホームドア等整備促進事業 ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 15 駅 (内訳) 赤羽駅 (JR)、上野駅 (JR)、王子駅 (JR)、大井町駅 (JR)、大森駅 (JR)、御徒町駅 (JR)、蒲田駅 (JR)、新小岩駅 (JR)、下北沢駅 (小田急)、新線新宿駅 (京王)、池袋駅 (西武)、自由が丘駅 (東急 大井町線)、自由が丘駅 (東急 東横線)、二子玉川駅 (東急)、池袋駅 (東武) | 利用者数 10 万人以上の駅を優先的に整備し、駅ホームにおける安全対策の充実を図る。 |
| 4 ホームドア等整備促進事業 (東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等) 東京 2020 大会の会場周辺の最寄駅等として観客の利用が想定される鉄道駅に、ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、鉄道事業者と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う (平成 31 年度終了予定)。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 7 駅 (内訳) 有楽町駅 (JR)、渋谷駅 (京王)、羽田空港国内線ターミナル駅 (京急)、日暮里駅 (京成)、桜新町駅 (東急)、用賀駅 (東急)、国際展示場駅 (臨海) | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等について、駅ホームにおける安全対策の充実を図る。 |



| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|--|---|
| 5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備 都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京地下鉄㈱が施行する、地下高速鉄道の浸水対策及び大規模改良に対して建設費の助成を行う。 | 都市整備局 | ○エレベーター等による1ルート整備率 平成 29 年度末 84.1% ○ホームドア：丸ノ内線、有楽町線、南北線、副都心線において、整備完了 | ○エレベーター等による1ルート整備を推進する。 ○ホームドア：平成 30 年度上期に銀座線、平成 31 年度（2019 年度）に千代田線、平成 34 年度（2022 年度）に日比谷線、平成 35 年度（2023 年度）に半蔵門線において、整備完了。（平成 37 年度（2025 年度）に東西線において整備完了し、全路線整備完了） |
| 6 バリアフリールートの充実 平成 25 年度に都営地下鉄全 106 駅で、ホームから地上までをエレベーター等で移動できる、いわゆるワンルートの整備は完了したが、引き続き乗換駅等でのエレベーター整備を進める。 また、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、地上行のバリアフリールートの複数化に向けて検討する。 | 交通局 | 竣工駅 1 駅（大江戸線新宿西口駅） | 平成 33 年度（2021 年度）までに 9 駅竣工（平成 31 年度（2019 年度）～ 33 年度（2021 年度）・乗換駅等でのエレベーター整備） |
| 7 都営地下鉄駅のホームドア整備 高齢者や障害者など全てのお客様が安全に利用できるよう、転落防止等の安全対策の強化を図る。 | 交通局 | ○新宿線 ・車両の改修や信号設備の改修等を実施 ・大島駅 2 番線・3 番線にホームドアを試験設置、訓練を実施 ○浅草線 ・車両の大規模改良を必要としないホームドア開閉連動技術の実用化試験完了 | ○新宿線 平成 31 年度（2019 年度）秋までに全駅整備 ○浅草線 東京 2020 大会までに新橋、大門、三田及び泉岳寺駅に先行整備。平成 35 年度（2023 年度）までに交通局管理の全ての駅での整備完了を目指す。 |
| 8 都営地下鉄駅の音声案内装置等の整備 視覚障害者に安心して安全に駅をご利用いただくため、ホームに鳥の音が鳴動して階段の位置を知らせる音声案内装置を設置する。 | 交通局 | 平成 26 年度～ 29 年度：15 駅 51 か所 | 順次整備を進め、平成 31 年度（2019 年度）に整備を完了する（平成 31 年度（2019 年度）13 か所整備）。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|---|
| 9 利用者本位のターミナル実現に向けた補助 初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートของ バリアフリー化等を確実に推進する。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 1 駅 (内訳) 新宿駅 | 都内主要ターミナル駅について、案内サインの改善等の取組を実施 |
| 10 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等 お客様が快適にバスをお待ちいただけるよう、停留所上屋の整備を行うとともに、ベンチの増設を進める。 | 交通局 | ○平成 29 年度末までに上屋 1,528 棟及びベンチ 1,026 基を整備完了 29 年度実績：上屋 70 棟／ベンチ 78 基 | 平成 33 年度 (2021 年度) までに上屋 207 棟、ベンチ 218 基を整備 (平成 31 年度 (2019 年度) ~ 33 年度 (2021 年度))。 |
| 11 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。 | 都市整備局 | ○年度別・事業者別補助実績台数 平成 29 年度 36 両 ※平成 10 年度から 29 年度までの累計 3,474 両 (10 年度から 28 年度までの累計は 3,438 両) ○都内におけるノンステップバス整備率 平成 29 年度末現在：93.5% | 都内民営バスのうち、必要なバスすべてについて、ノンステップ化するように、バス事業者へ働きかけるとともに、支援を行っていく。 |
| 12 観光バス等バリアフリー化支援事業 平成 32 年 (2020 年) に向けて、障害者や高齢者が、安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バス車両の導入支援など、ハードとソフト両面での環境整備を推進する。 | 産業労働局 | 観光バス車両のバリアフリー化支援 平成 28 年度：15 件 (18 台) 平成 29 年度：16 件 (22 台) | 高齢者・障害者が、安心して観光バスを活用した都内観光を楽しめる環境を整備する。 |
| 13 次世代タクシーの普及促進事業 東京 2020 大会の開催にあわせ、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図る。 | 環境局 | 平成 28 年度 3 台 平成 29 年度 77 台 計 80 台 | 2020 年までの 5 年間に、都内の 2 割にあたる 1 万台のタクシーを環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両へ転換を促進するための補助を行う。 |

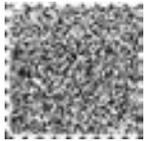




(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-----|---|---|
| <p>1 4 道路のバリアフリー化</p> <p>① 東京都道路バリアフリー推進計画 東京 2020 大会開催までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進する。</p> <p>② 競技会場周辺等の道路のバリアフリーに向けた区市に対する財政支援 国、関係区市等との連絡会議を新たに設置するとともに、区市への財政支援を実施し、競技会場周辺等の連続的・面的な広がりを持った道路のバリアフリー化を推進する。</p> <p>③ 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化の検討（モデル事業） 障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所試験的にバリアフリー化整備を実施する。</p> <p>④ 主な駅周辺での道路の面的なバリアフリー化 競技会場周辺や主な観光施設周辺での取組を、東京 2020 大会のレガシーとして、主な駅周辺で面的なバリアフリー化を重点的に推進する。</p> | 建設局 | <p>① 平成 27 年度末時点で、特定道路及び想定特定道路（都道）対象全長 327km の整備完了 優先整備路線（都道）の整備実績 （平成 29 年度）：21km</p> <p>② 整備実績：3 km</p> <p>③ 平成 30 年度事業開始</p> <p>④ 平成 30 年度事業開始</p> | <p>① 平成 31 年度（2019 年度）末までに、競技会場周辺道路等、延長約 90km の都道のバリアフリー化を完了する。</p> <p>② 国や区市と連携した整備を推進していく。</p> <p>③ モデル事業の効果検証を実施し、今後の整備に反映していく。</p> <p>④ 国、都、区市町村が一体となり、引き続き面的なバリアフリー化を推進していく。</p> |
| <p>1 5 視覚障害者誘導用ブロックの設置</p> <p>視覚障害者がよく利用する施設と駅やバス停留所とを結ぶ歩道、視覚障害者の利用が多い道路における横断歩道部の直前、バス停前などで、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p> | 建設局 | <p>平成 29 年度実績</p> <p>新規設置地区数 3 地区</p> | 引き続き、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進していく。 |
| <p>1 6 横断歩道橋等のバリアフリー化</p> <p>道路交通上、バリアフリー化が必要不可欠な横断歩道橋等について、スロープやエレベーターを設置するなどの整備を進める。</p> | 建設局 | <p>平成 29 年度実績（累計）</p> <p>エレベーター付横断歩道橋 8 橋、スロープ付横断歩道橋 40 橋を整備</p> | 引き続き、横断歩道橋等のバリアフリー化を推進していく。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成29年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-----|---|--|
| 17 道路標識の整備 道路案内標識について、英語併記化やピクトグラムの追加などにより表示情報を充実させる。 | 建設局 | 平成27年度～29年度 累計5,462枚 | 引き続き、道路標識の整備を推進していく。 |
| 18 道路の無電柱化の推進 ① 東京2020大会までに、センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道や競技場周辺等予定地周辺の都道の無電柱化を完了させる。 ② 都市防災機能の強化に向け、緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点を結ぶ第一次緊急輸送道路については、平成36年度(2024年度)末までに50%完了させる。そのうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、平成36年度(2024年度)末までに100%完了させる。 ③ 区市町村道も含めた面的に広がる無電柱化を推進するため、平成20年度より「区市町村補助制度」を創設し、工事費等を財政支援するとともに、実物大モデルを活用した実践的な研修等による技術支援を実施。平成29年度からは、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して事業費を補助する財政支援を行うとともに、区市町村が設置する技術検討会に都の職員が直接参加するなどの技術支援を行っている。 | 建設局 | ① センター・コア・エリア内の都道については、整備対象延長536kmのうち514kmが整備済 ② 第一次緊急輸送道路(都道)については、整備対象延長589kmのうち187kmが整備済。そのうち環状七号線については、整備対象延長108kmのうち34kmが整備済 ③ 平成29年度は17区市にて「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用 | ① センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道等について、平成31年度(2019年度)までに100%完了を目標 ② 第一次緊急輸送道路(都道)について、平成36年度(2024年度)までに50%完了を目標(うち環状七号線は100%完了を目標) ③ 平成30年度は40区市町村における「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の活用を目標 |
| 19 歩道の整備 既設道路の歩道の未整備区間や幅の狭い区間について、歩行者が安全・快適に歩行できる幅員2m以上の歩道整備を図る。 | 建設局 | 整備対象都道の内、1,503kmの歩道整備が完了 | 引き続き、歩道の整備を推進していく。 |
| 20 地下歩道の整備 鉄道各駅からのアクセス及び回遊性の向上と快適な歩行者空間の確保を目的に、既存の地下歩道を活用しつつ、新宿副都心地区歩行者専用道ネットワークの整備を図る。 | 建設局 | 仮設工事が完了 | 平成33年度(2021年度)末の供用開始に向けて事業を推進していく。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-----|---|--|
| 2 1 都市計画道路等によるネットワークの充実 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図る。 | 建設局 | ○平成 29 年 5 月 調布都市計画道路 3・4・17 号狛江仙川線（調布 3・4・10 号線付近から市道東 118 号線まで）約 320 m 交通開放 | 平成 32 年度（2020 年度）末の整備率到達目標 区部環状 95%整備 多摩南北 89%整備 |
| 2 2 連続立体交差事業の推進 道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の阻害となる踏切を除却し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進する。 また、この事業に伴い、立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていく。 | 建設局 | ○平成 28 年度に京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）、京成押上線（押上駅～八広駅間）、西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）で事業完了 | 3 路線 4 箇所事業を推進し、48 か所の踏切を除却する。 |
| 2 3 歩行者感应式信号機の整備 主要な生活関連経路を中心に、信号機設置場所を横断する歩行速度が遅い高齢者等の安全性を向上させるため、歩行者用時間を延長することで、安全に横断できる機能を整備する。 | 警視庁 | 亀有警察署管内「金町二丁目交差点」など 7 箇所整備した。 | 区市町村が定める重点整備地区内の生活関連経路及びその他個別の要望箇所において、整備を推進し、横断歩道上における歩行者の安全性及び交通の円滑化を図る。 |
| 2 4 視覚障害者用信号機の整備 生活関連経路を中心に、歩行者用灯器の青信号を擬音等の音響で知らせる視覚障害者用信号機を整備するほか、東京 2020 大会会場周辺及び視覚障害者から設置要望のあった場所等に対し視覚障害者用信号機を整備する。 | 警視庁 | 中央警察署管内「鍛冶橋交差点」など 73 箇所整備した。 | 区市町村が定める重点整備地区内の生活関連経路及びその他個別の要望箇所において、整備を推進し、横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図る。 |
| 2 5 経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備 道路幅員が広く、横断歩行者が多い集客施設の近傍、高齢者の利用が多い場所若しくは通学路等に経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）を整備する。 | 警視庁 | 愛宕警察署管内「浜松町一丁目交差点」など 210 箇所整備した。 | 幹線道路に指定される通学路を中心に整備を推進し、無理な横断の抑制及び信号無視を抑制することで横断歩行者の交通事故防止を図る。 |
| 2 6 視認性を向上した道路標識の整備 地域住民等からの要望や交通事故発生状況を踏まえ、道路標識の視認性向上を図る必要がある場所及び交通規制を特に強調する必要がある場合において、発光式の道路標識を整備する。 | 警視庁 | 平成 29 年度は、発光式歩行者横断禁止標識 90 本、路側式外周発光標識 11 本を設置した。 | 毎年度、同規模で整備を推進し、交通の安全を確保していく。 |

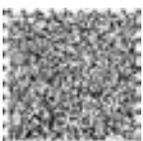




| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-----|---|--|
| 27 安全性に配慮した設備の整備推進 (エスコートゾーンの設置) 視覚障害者用信号機が整備されている横断歩道や、距離が長く視覚障害者の方がコースを逸脱するおそれのある横断歩道等を対象に、前後の歩道上に道路管理者の視覚障害者誘導用ブロックが設置されていることなどを勘案しながらエスコートゾーンを整備する。 | 警視庁 | 平成 29 年度は、新宿七丁目交差点ほか 34 箇所（内、アクセシブルルート 14 箇所）の整備を行った。 | 区市町村が定める重点整備地区及びその他個別の要望箇所において、引き続き整備を推進するとともに、東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会に向け横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を図る。 |
| 28 臨海部におけるバリアフリーの推進 臨海地域を外国人も障害者も誰もが希望を持っていきいきと生活できる、活躍できる都市「ダイバーシティ」とするため、東京 2020 大会の競技会場や移動空間となることを契機に、道路と公園のバリアフリー化を一体的に推進していく。 | 港湾局 | 平成 30 年度事業開始 | 競技会場や観光施設周辺の道路約 10km のバリアフリー化を平成 31 年度（2019 年度）末までに完了する。 |

(3) 面的なバリアフリー整備

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|--|
| 29 バリアフリー基本構想作成事業 バリアフリー法に規定する基本構想を区市町村が作成するに当たり、その経費の一部を都が補助することにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。 | 都市整備局 | 平成 29 年度補助実績 3 区（文京区、品川区、北区） （参考） 29 年度末時点で 21 区 9 市においてバリアフリー基本構想を作成済 | 都内の区市町村における基本構想の作成を促進する。 |
| 30 東京都施行市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、暮らしやすく安全で快適なまちづくりを行う。 | 都市整備局 | 平成 29 年度実施地区数 1 地区 （内訳） 防災関連市街地再開発事業（亀戸・大島・小松川地区） | 東京都では、建物の不燃高層化、土地の高度利用化を図るとともに、震災時には避難場所となる公園や道路等の公共施設を一体的に整備する「防災関連市街地再開発事業」と、道路等が未整備な既成市街地において、都市機能の更新と住環境の向上を図るため、幹線道路などの都市施設の早期整備と周辺市街地を一体的に整備する「都市施設整備再開発事業」に取り組む。 残る、「防災関連市街地再開発事業」の 1 地区について事業を推進する。 |





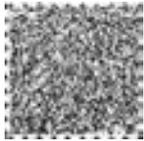
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|--|
| 3 1 東京都施行土地区画整理事業 都市基盤が脆弱で、防災上危険、あるいは土地の有効利用が図られていない、などさまざまな課題を抱える地域について、公共施設と宅地の一体的な整備を面的に行うことにより、抜本的な改善を図る。 | 都市整備局 | 平成 29 年度実施地区数 4 地区 (内訳) 既成市街地再整備(六町、瑞江駅西部) 臨海部開発(豊洲、有明北) | 施行中の 4 地区について換地処分を実施し、事業を完了する。 |
| 3 2 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することにより市街地の更新を促進し、都心居住や、市街地の防災性の向上、福祉のまちづくり、緑のネットワークの形成等の推進を図る。 | 都市整備局 | 都市開発諸制度を活用した都市開発の実績(平成 29 年度) 27 件 | 都市開発諸制度を活用する都市開発において、高齢者や障害者等が施設等を安全かつ快適に利用できる福祉のまちづくりを推進する。 |

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|--|---|
| 3 3 東京都福祉のまちづくり条例の運用等 ○ 建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○ 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 届出件数 1,217 件 適合証交付件数 10 件 | 事業者、都民等に対し、福祉のまちづくり条例の運用について、一層の推進を図るとともに、条例の整備基準のうち、遵守基準より水準の高い努力基準に適合させている適合証交付施設の HP での情報提供等、適合証交付制度についても周知に取り組んでいく。 |
| 3 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、建築物移動等円滑化基準(義務基準)を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。 | 都市整備局 | 平成 29 年度実績 新規認定件数 16 件 | バリアフリー法に基づく認定を促進し、より質の高い建築物のバリアフリー化を推進し、さらに、認定取得が進むよう、引き続き広く周知に取り組んでいく。 |



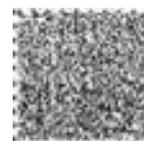


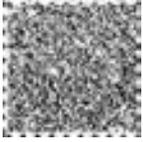
| 事業概要 | 所管局 | 平成29年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|--|
| 35 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共交通施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行う。 | 福祉保健局 | 平成29年度実績 28自治体（16区10市2町）で取組を実施 （取組例） ・公共施設、公園等のバリアフリー化 ・区市町村が管理する歩道のバリアフリー化 ・民間事業者等への補助金交付 | 公共的施設、道路、公園等及び民間事業者が行うバリアフリー化の整備に関する区市町村の取組を支援する。 |
| 36 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業 東京2020大会に向けて、障害者等のスポーツ活動を推進するなどの観点から、住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取組む区市町村を支援する。 | 福祉保健局 | 平成29年度実績 ①住民参加推進事業 8件 ②緊急整備事業 2件 ③トイレの洋式化 368基 | 区市町村の実施見込みを調査・把握し、その状況を踏まえて、未実施の区市町村に対し、実施を働きかけていく。 |
| 37 宿泊施設のバリアフリー化支援事業 観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援する。 | 産業労働局 | 実績件数 平成26年度：17件 平成27年度：8件 平成28年度：10件 平成29年度：5件 | 高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援し、東京への旅行者の増加を図る。 |
| 38 アクセシブル・ツーリズムの推進 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。 | 産業労働局 | （1）シンポジウムの開催 266名参加（平成29年10月開催） （2）事業者の支援 ①現地相談員派遣 29年度実績：20件 ②旅行事業者向けアクセシブル・ツーリズム研修 29年度実績：4回実施 ③リフト付バス利用助成事業 29年度実績：29件 | 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行ができる環境を整備する。 |
| 39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化 障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めたすべての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を進める。 | 教育庁 | 平成29年度実績 障害のある生徒等への対応 手摺工事 3校 スロープ設置工事 1校 トイレ改修工事 3校 | 今後も引き続き、改築・大規模改修を行う際は、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、バリアフリー化を取り入れた設計を行う。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------------------|---|---|
| 4 0 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援 私立学校が行う校舎等の施設設備整備のうち、バリアフリー化等福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行う学校に対して、低利の融資事業を実施している公益財団法人東京都私学財団に対して一定の利子補給を行う(平成 30 年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとしている。)。 | 生活文化局 | ○平成 23 年度実績 1 件 ○平成 25 年度実績 1 件 | 引き続き、本事業による私立学校のバリアフリー化促進を図っていく。 |
| 4 1 赤ちゃん・ふらっと事業 実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度整備実績 55 か所 (参考) 平成 29 年度末設置数 1,474 か所 | 赤ちゃん・ふらっと未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていく。 |
| 4 2 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化(都庁舎設備更新工事) 都民が都庁舎を利用するうえで、誰もが安心して快適に利用できる来庁者等の利便性の向上とさらなるバリアフリー化を図る工事を実施する。 ○ 利用者の利便性に配慮した身障者用トイレの増設や設置位置の向上を図る。誰でもトイレの箇所の増設、多目的シート、ベビーチェア、オストメイト対応の水洗器具を増設する。 ○ 経年劣化していた庁舎内外サインを更新するとともに、デザインを見直し来庁者がわかりやすいものにする。 ○ すべてのエレベーターに車いす用操作盤を設置し、すべての利用者に対し利便性を向上させる。 | 財務局 | 概ね当初の予定通り改修工事を実施 エレベーターは全て改修済。 | 引き続き適切に改修工事を進める。 |
| 4 3 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化 区市町村が保有するスポーツ施設において、照明設備・空調設備の設置等を含むスポーツ環境を拡大する工事や、点字ブロック・だれでもトイレの設置等を含むバリアフリー工事等を対象に財政支援を行う。 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 平成 29 年度実績 スポーツ施設整備に対する区市町村補助事業全体：58 件 (内、バリアフリー化としての単独工事：9 区市町村 11 施設) | 引き続き、本事業の実施により、区市町村立スポーツ施設の整備促進を図っていく。 |

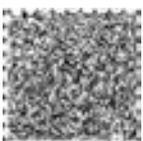




| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------------------|--|--|
| 4 4 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化 都立体育施設等の大規模改修に合わせ、バリアフリー化の検討を行い、必要なバリアフリー化工事を行う。 | オリンピック・パラリンピック準備局 | (内訳) 工事：東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、有明コロシアム、武蔵野の森総合スポーツプラザ、駒沢硬式野球場 実施設計：東京体育館、東京スタジアム、辰巳国際水泳場、東京都多摩障害者スポーツセンター、有明コロシアム、駒沢硬式野球場 | 大規模改修、改築工事等を予定している体育施設においては、その中にバリアフリー化を取り込んでいき、利用者の利便性を図っていく。 |
| 4 5 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。 | オリンピック・パラリンピック準備局 | 有明アリーナ：実施設計及び工事中（設計・施工一括発注方式） 東京アクアティクスセンター：実施設計及び工事中（設計・施工一括発注方式） 海の森水上競技場：実施設計及び工事中（設計・施工一括発注方式） カヌー・スラロームセンター：工事中 大井ホッケー競技場：工事中 夢の島公園アーチェリー会場：工事中 有明テニスの森公園テニス施設：工事中 武蔵野の森総合スポーツプラザ：平成 29 年 11 月開業 | 平成 31 年度（2019 年度）の事業完了を目指して整備を進める。 |

(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進

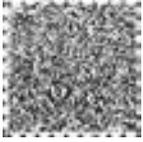
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-----|------------------------------------|--|
| 4 6 都立公園の整備 「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進め、すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園を整備する。 | 建設局 | 平成 26 年度～ 29 年度の 4 か年で計 32.9ha を開園 | 「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化された都立公園を整備し、順次開園する。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-----|--|---|
| 4 7 区市町村の公園整備事業への支援 区市町村が実施する都市公園整備事業等について、補助や技術的支援を行い、だれもが利用しやすい公園整備の促進を図る。 | 建設局 | 平成 29 年度は 8 市 1 町 17 公園において整備を実施 | ① 都の市町村土木補助（公園事業）を活用して公園整備等を実施する市町村に対し技術的支援 ② 国の社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）を活用して公園整備等を実施する区市町村に対し技術的支援 |
| 4 8 海上公園の整備 新たな開園に向けた整備を進めるとともに、東京 2020 大会競技会場や観客の移動経路となる既存公園について、高齢者や障害者等の利用に配慮しながら海上公園を整備・改修を進める。 | 港湾局 | 平成 29 年度実績 ・水辺の緑化（海上公園の開園） 14.1ha の整備が完了 ・水辺の緑化（海の森公園の開園） 園路整備等を実施 ・生態系に配慮した公園整備（干潟・海浜・磯場） 1 公園で整備が完了 ・東京 2020 大会の競技会場等となる海上公園の改修等 7 公園で改修工事等に着手 | ・水辺の緑化（海上公園の開園） 平成 36 年度（2024 年度） 47ha ・水辺の緑化（海の森公園の開園） 平成 36 年度（2024 年度） 50ha ・生態系に配慮した公園整備（干潟・海浜・磯場） 平成 36 年度（2024 年度） 4 公園等 ・海上公園の再整備 7 公園の再整備・改修を推進 |
| 4 9 河川における親水空間等の整備 誰もが水辺に親しめるように、東部低地帯の主要河川ではスーパー堤防等の整備により、地震への安全性の向上とともに親しみやすい水辺環境の創出を図る。中小河川においては水と緑のネットワークを更に充実させるため、河川整備に合わせた緑化のほか、整備済み区間において既存護岸や管理用通路の緑化を推進する。 | 建設局 | 隅田川などのスーパー堤防等整備 累計 34 地区概成 大栗川等の緑化整備 累計約 7.1ha 整備 | ① スーパー堤防等の整備 平成 32 年度（2020 年度）までに、累計 44 地区概成 ② 河川緑化の整備 平成 27 年度～平成 36 年度（2024 年度）の 10 年間で 30ha 整備 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-----|---|--|
| <p>5 0 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化</p> <p>自然公園の整備・改修時に合わせて以下の項目を検討し、必要な内容を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすでアクセス可能な公衆トイレのバリアフリー化、洋式化、多目的トイレの設置 ○ 登山道・遊歩道上施設のアストメイト対応トイレの設置 <p>多様な利用者の来訪を支援するソフト事業について検討する。</p> | 環境局 | <p>平成 27 年度 式根島大浦園地便所改修工事 ：1 棟</p> <p>平成 28 年度 自然公園便所改修工事、大島オ タイネ浜園地便所改修工事、 八丈植物公園便所改修工事、 富賀浜園地歩道及び便所整備 工事 ：4 棟</p> <p>平成 29 年度 大島トウシキ園地施設改修工事 ：1 棟</p> | 多様な利用者が安全・安心・快適に利用できる自然公園施設をめざし、施設改修を継続実施するとともに、利用促進につながるソフト事業を検討する。 |
| <p>5 1 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置</p> <p>先行的に行うモデル公園において、障害のある子ども共に楽しめる遊具を設置する。</p> | 建設局 | 平成 31 年度（2019 年度）モデル公園において事業実施 | 障害のある子どもが共に楽しめる遊具広場の整備を含め、誰もが安心して、楽しむことのできる公園づくりを検討 |

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

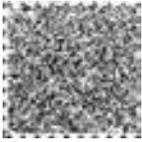
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|--------|---|--|
| <p>5 2 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進</p> <p>都営住宅の建替え及び既設都営住宅への手すり設置などの住宅設備等の改善やエレベーター設置によるストックの維持更新を行い、バリアフリー化を図る。</p> | 住宅政策本部 | 平成 29 年度改修工事等の実績 ・建替 997 戸 ・高齢者向け改善（改修）3,797 戸 ・障害者向け改善（改修）337 戸 ・エレベーター設置 34 基 | 加齢に伴う身体機能の低下等に対応できる良質な住宅ストックの形成を図るため、都営住宅の建替えや既設都営住宅の住宅設備改善、エレベーターの設置による住宅のバリアフリー化を推進する。 |
| <p>5 3 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用</p> <p>都民の居住面でのセーフティネットとなる良好な住宅ストックを確保するため、都営住宅大規模団地の建替えを推進し、あわせて、高齢者や障害者等が必要な福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域においてサービスを供給する福祉施設の整備を推進する。</p> | 住宅政策本部 | <p>平成 29 年度には、以下の都営住宅団地の建替えにより創出した用地において、都有地を活用した地域の福祉インフラ整備事業を実施した。</p> <p>《団地名》東久留米幸町一丁目アパート 《福祉施設》保育園</p> <p>《団地名》上北沢一丁目第 2 アパート 《福祉施設》保育園</p> | 都営住宅大規模団地の建替えに伴い創出した用地において、区市町村と連携し、地域に必要な福祉施設の整備を推進する。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|--------|---|---|
| 5 4 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設 高齢者が安心して生活できるよう、バリアフリー化された公的賃貸住宅や、車いす使用者向けの住宅を供給する。 | 住宅政策本部 | 新規建設 なし 平成 29 年度末までの累計 <シルバーピア> 都営住宅 4,418 戸 (参考) 区市町村住宅 5,631 戸 都市再生機構住宅 240 戸 <車いす使用者向け> 1,036 戸 | 都営住宅の建替えにおいて、地元区市町からの要望に基づき高齢者向けシルバーピアや車いす使用者向け住宅の住宅供給を進める。 |
| 5 5 区市町村公営住宅整備事業助成 区市町村が公営住宅の新規供給や建替え事業を行う場合、住宅のバリアフリー化等を要件の一つとして、その建設費等の一部を都が補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進する。 | 住宅政策本部 | 平成 29 年度整備実績 36 戸 | 区市町村への財政的支援を通じ、バリアフリー化など高齢入居者等に配慮した公営住宅の供給促進を図っていく。 |
| 5 6 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、直接補助及び区市町村を通じた間接補助を行う。 | 住宅政策本部 | ○サービス付き高齢者向け住宅(登録戸数) 13,383 戸 ○高齢者向け優良賃貸住宅(管理戸数) 1,193 戸 ○高齢者向けの優良な賃貸住宅(都市再生機構)(管理戸数) 5,146 戸 ※高齢者向け優良賃貸住宅には、高齢者向けの優良な賃貸住宅(都市再生機構)の 8 戸が含まれている | 平成 37 年度(2025 年度)末までにサービス付き高齢者向け住宅等を 28,000 戸整備する。 |
| 5 7 都市居住再生促進事業 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施する民間事業者に対し、区市町村が補助を行う場合、区市町村に対し、都として事業費の一部を補助する。 | 住宅政策本部 | 平成 29 年度実績 5 地区 | 地域の防災性の向上と、良質な住宅供給を図り、バリアフリー化など高齢者などに配慮した住宅ストック形成を目指す。 |
| 5 8 マンション改良工事助成 バリアフリー改修など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対して利子補給を行う。 | 住宅政策本部 | 29 年度助成申込実績 95 件 4,662 戸 | 既存マンションにおける計画的な修繕実施を促進することで、マンションの長寿命化やバリアフリー化等を図り、良好な住宅ストックの形成に寄与する。 |



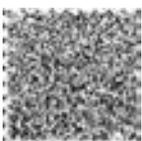


| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|-----------------------|---|
| 59 シルバーピア事業（高齢社会対策区市町村包括補助事業） 緊急時対応や安否確認等を行う生活援助員等を配置するバリアフリー構造の高齢者向け公的賃貸住宅（シルバーピア）の運営を行う区市町村を支援する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 48 区市町村 | 一人暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、シルバーピア事業を実施する区市町村に対し、高齢社会対策区市町村包括補助事業により引き続き支援を実施する。 |
| 60 住宅改善事業（バリアフリー改修等）（高齢社会対策区市町村包括補助事業） 高齢者がいる世帯に対し、介護保険給付の対象外となる部分について、その者の居住する住宅の改修に係る経費を給付する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 55 区市町村 | 高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、住宅改善事業を実施する区市町村に対し、高齢社会対策区市町村包括補助事業により引き続き支援を実施する。 |

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(1) 災害への備え及び対応

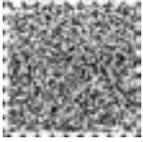
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|--|
| 61 社会福祉施設等耐震化促進事業 社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断・耐震改修を行う社会福祉施設等に対して補助を行い、耐震化を促進する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度補助実績 ・耐震診断 3 棟 ・耐震改修 1 棟 | 平成 32 年度（2020 年度）までに社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）及び保育所の耐震化 |
| 62 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進（災害時要配慮者対策の推進） 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要配慮者対策は重要課題となっている。 各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているが、現状では取組途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進する。 | 福祉保健局 | ○災害時要配慮者対策研修会 1 回 ○災害時要配慮者支援体制の整備（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 26 区市へ補助 | 区市町村における関係機関の連携及び要配慮者情報共有化の推進 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|--|
| <p>6 3 帰宅困難者対策における要配慮者への支援</p> <p>発災時に帰宅困難者による混乱を防止し、発災しても安心してその場に留まり、行き場のない人の安全も確保され、スムーズに帰宅することができる環境を整えることにより、都民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p> | 総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容に示したとおり要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援について下記のとおり実施（以下の数値は平成 26 年度からの累計値） <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者ハンドブックの配布 約 50,000 部 ・リーフレット（英中韓）の印刷 約 52,000 部 ・一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣 66 回 ・電車中吊り広告の実施（3 月）中吊り掲出枚数 約 59,000 枚 駅張りポスター 約 4,000 枚 ・条例等説明会の実施 97 回 ○ 毎年冬季に実施している帰宅困難者対策訓練において、都バス等の協力のもと都の一時滞在施設から埼玉県等への要配慮者搬送訓練を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時滞在施設等における、要配慮者の視点を十分に踏まえた受け入れ体制整備の促進 ○ 国による要配慮者の搬送マニュアルの策定 |
| <p>6 4 要配慮者の安全対策</p> <p>要配慮者の安心・安全を確保し、災害発生時の被害を軽減させることを目的とし、以下の事業を推進する。</p> <p>① 要配慮者世帯を対象とした、総合的な防火防災診断の実施</p> <p>② 要配慮者への効果的な情報発信</p> <p>③ 要配慮者を対象とした防火防災訓練の実施</p> <p>④ 住宅火災から高齢者等の安全を確保するための早期受信体制の整備</p> | 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者世帯を対象とした、総合的な防火防災診断の実施件数:計 11,297 件(平成 29 年度) ・自主防災組織の構成員に対する、要配慮者対策講習会の実施 ・都民に配布する防火防災に関するリーフレット等に、視覚障害者用音声コードを貼付 ・防火防災に関する様々な情報を収録した、視覚障害者向け音声広報 CD の作成 ・聴覚または言語、音声等に機能障害がある方の緊急時の通報手段である「緊急ネット通報」の運用 ・平成 30 年 4 月 1 日より新たな通報制度構築に向けた試行を開始 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害や事故による要配慮者の被害軽減 2 要配慮者への効果的な情報発信 3 早期通報による住宅火災による高齢者等の死者低減 |

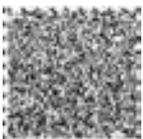




| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|---|
| 65 ヘルプカード作成促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村におけるヘルプカードの作成経費等について補助を行い、地域におけるヘルプカードの作成の取組を推進する。 | 福祉保健局 | 52 区市町村で作成配布 | 区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。 |
| 66 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 介護職員の宿舎の借り上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。 | 福祉保健局 | 実績戸数 266 戸 【内訳】 ・新規宿舎 143 戸 ・継続宿舎 123 戸 | 平成 28 年から平成 32 年（2020 年）までの 5 年間で 1,068 戸の災害住宅の確保を支援する。 |
| 67 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を促進する。 | 福祉保健局 | 平成 30 年度事業開始 | 事業の推進を図る。 |
| 68 児童・生徒等に対する総合防災教育 児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。 | 東京消防庁 | 平成 29 年度の総合防災教育の実施状況 11,899 件 1,324,027 名 | 児童等の防災行動力の向上 家庭や地域における防災行動力の向上 |

(2) 日常生活における事故防止

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|---|
| 69 都民生活において生ずる事故防止対策の推進 救急搬送データから日常生活事故について分析し、ホームページ、リーフレット等を活用して、情報発信を行い、都民の日常生活における事故の低減を図り安全・安心な暮らしを確保する。 | 東京消防庁 | 報道発表及び報道機関への広報協力件数 15 件 (参考) ・関係行政機関、関係業界等への通知 平成 29 年度 3 件 ・ホームページへの事故情報掲載 平成 29 年度 22 件 | 関係機関と連携し、各種広報媒体や広報手段を通じてタイムリーかつ効果的な情報発信を行い、日常生活事故防止対策を推進することにより、日常生活事故及び救急出場の低減を図る。 |





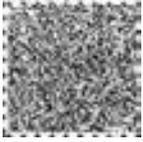
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|---|
| 70 商品等を起因とする事故の防止対策の推進 ○ 暮らしの中に埋もれがちな「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信することで、商品やサービスに関する事故の未然防止・拡大防止を図る。 ○ 子供が集まる各種イベント等を通じて、子供の安全に配慮した商品についてPR強化、普及を図ると共に、商品・サービスに関する危害・危険情報を提供し、消費者の安全意識の啓発等を行い、安全・安心な商品市場の実現及び安全意識の高い消費者行動を促進する。 | 生活文化局 | ○ヒヤリ・ハット調査 テーマ「乳幼児における寝ているときの危険」 ○ヒヤリ・ハットレポート No.14「高齢者の家庭内事故防止見守りガイド」 ○商品テスト 「スチームクリーナーの安全性」 ○イベントへの出展：参加人数 7,125人 ○東京消防庁防災館との連携： 参加人数 5,991人 ○区市町村との連携：参加人数 2,535人 ○セーフティグッズフェア：参加 人数 9,205人 | ヒヤリ・ハット調査や商品テスト等を実施し、効果的な情報発信を通じて、商品やサービスに関する事故の未然防止を図る。 あわせて、子供向け各種イベントにおける普及啓発や子育て支援団体等とのネットワークを活用した啓発、安全に配慮した商品の普及に向けた商品見本市の開催などにより、安全意識の高い消費者行動を促進し、商品等を起因とする事故の防止を図る。 |

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

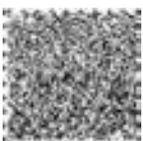
(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|--|
| 71 視覚障害者向け都政情報の提供（広報東京都の点字版・音声版等） 都の広報紙「広報東京都」について、視覚障害者向けに点字版及び音声版を提供するとともに、ホームページでも情報を提供することにより、情報のバリアフリー化を図る。 | 生活文化局 | 平成 29 年度実績 広報東京都（点字版）発行実績 980 部／月 広報東京都（音声版）発行実績 テープ版：900 組／月 デイジー版：830 枚／月 | 都政の重要施策についての解説や都民生活に必要なお知らせ事項を都民に幅広く提供するため、引き続き「広報東京都」点字版・音声（テープ・デイジー）版を希望者へ郵送するとともに、特別支援学校、点字図書館、公立図書館、福祉団体等に配布する。 また、「WEB 広報東京都」に音声版データを掲載する。 |





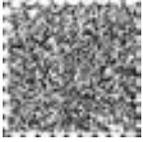
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|-------------------------------|
| 7 2 消費生活情報の提供（東京くらしねっと CD 版）及び字幕入り消費者教育 DVD の作成 ① 消費生活情報誌「東京くらしねっと」CD 版を作成し、公立図書館、視覚障害者施設や個人の希望者に配布することにより、文字による消費生活情報を得にくい消費者に対し、音声による消費生活情報を提供する。 ② 字幕入り消費者教育 DVD を作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行うことにより、聴覚障害のある消費者に対し、消費生活情報の提供と学習支援を行う。 | 生活文化局 | 平成 29 年度実績 ① (第 1 回) 785 枚 (第 2 回) 789 枚 (第 3 回) 783 枚 (第 4 回) 773 枚 (第 5 回) 769 枚 (第 6 回) 763 枚 ② ・テーマ 「住まいの知識は一生の知識～安全で快適な住生活のために～」 ・1,000 枚作成 | 障害者に対し、消費生活情報の提供と学習支援を行う。 |
| 7 3 外国人に対する生活情報等の提供 東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」や東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、情報提供を行っていく。 | 生活文化局 | 生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」(日・英・中・韓)を新たに作成・配布 | 外国人が必要な情報、外国人の活躍に向けた情報提供の充実 |
| 7 4 外国人のための防災対策 外国人のための防災訓練、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練、東京都防災(語学)ボランティアの育成等により、情報提供体制を強化する。 | 生活文化局 | ・外国人のための防災訓練 ・外国人災害時情報センターの訓練 ・防災(語学)ボランティアの育成 | 外国人に対する防災対策の強化 |
| 7 5 点字録音刊行物作成配布事業 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 【点字本】 12 種類 各 723 部 【録音物】 12 種類 各 1,130 部 | 視覚障害者の福祉の向上のため、引き続き実施していく。 |
| 7 6 点字による即時情報ネットワーク事業 視覚障害者に対して、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 (点字) 延配布者数 23,800 人 (音声) アクセス数 277 回 | 視覚障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。 |



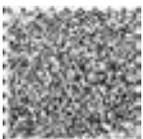


| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|-------------------------------------|
| 77 視覚障害者用図書製作貸出事業 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 (貸出用図書) 点字図書 製作 334 冊 貸出 1,346 冊 声の図書 製作 255 巻 貸出 3,722 巻 (希望図書) 点字図書 製作 658 冊 声の図書 製作 160 冊 | 視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図るため、引き続き実施していく。 |
| 78 字幕入映像ライブラリー事業 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又は DVD の製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度貸出実績 299 件 960 本 | 聴覚障害者の生活文化の向上と福祉の増進のために、引き続き実施していく。 |
| 79 視覚障害者ガイドセンター運営事業 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 都外から 115 回 都外へ 3 回 | 視覚障害者の福祉増進のため、引き続き実施していく。 |
| 80 聴覚障害者意思疎通支援事業 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 意思疎通支援に係る広域的連絡調整 900 件 広域型行事への意思疎通支援者の派遣 132 件 | 聴覚障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。 |



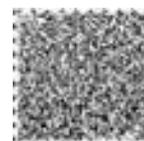


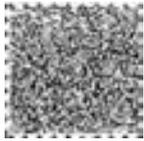
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|---|
| 8 1 手話のできる都民育成事業 東京 2020 大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 ①手話のできる都民育成事業 (1) 普及啓発 普及啓発イベントの実施 普及啓発冊子の作成・配布 (2) 手話通訳者養成事業 (修了者数) 手話通訳者 392 名 ②外国語手話普及促進事業 助成対象講習修了者 283 名 | 国内外から多数来訪すると見込まれる聴覚障害者が安心して東京を訪れ、活動できる環境を整備するため、引き続き実施していく。 |
| 8 2 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者を養成研修をし、もって盲ろう者の福祉の向上を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 ①通訳・介助者派遣事業 派遣件数 12,749 件 派遣時間 47,442 時間 ②通訳・介助者養成研修事業 受講者数 43 人 修了者数 39 人 | 盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。 |
| 8 3 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業 ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行し、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進する。 | 福祉保健局 | 平成 30 年度事業開始 | 庁内各所管への貸出により、都庁における聴覚障害者の情報保障の確保に努めていく。 |
| 8 4 交番等における手話技能取得者の活動 聴覚障害者に配慮した対応を推進するため、交番等における手話技能取得者による活動を推進する。 | 警視庁 | 4 署 (3 交番・1 駐在所) で手話交番を運用 | 引き続き、手話技能を取得した地域警察官が配置された交番等を手話交番として運用する。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|--|
| <p>8 5 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮</p> <p>視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進するため、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進する。</p> <p>① 電子掲示板の設置 交番等に、動画や静止画等を表示できる電子掲示板を設置する。</p> <p>② 交番ランドマークの設置 ローマ字で「KOBAN」と表記した交番ランドマークを設置する。</p> <p>③ 交番及び駐在所の外壁等への英字併記 交番及び駐在所の改築、改修に合わせて、外壁等に英字を併記する。 例・・・SAKURADAMON POLICE BOX</p> <p>④ ピーフォンへの翻訳システムの搭載 ピーフォン（地域警察官が携行するスマートフォン）に、翻訳システムを搭載、運用する。</p> | 警視庁 | 引き続き、手話技能を取得した地域警察官が配置された交番等を手話交番として運用する。 | 引き続き、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進する。 |
| <p>(再掲) 赤ちゃん・ふらっと事業</p> <p>実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。</p> | 福祉保健局 | 平成 29 年度整備実績 55 か所 (参考) 平成 29 年度末設置数 1,474 か所 | 赤ちゃん・ふらっと未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていく。 |
| <p>8 6 観光案内所の運営</p> <p>東京を訪れる国内外からの旅行者のニーズに対応し、その利便性の向上を図るため、東京観光情報センターの運営を行い、観光情報提供体制の充実を図る。</p> | 産業労働局 | 都内 5 か所で東京観光情報センターを運営。 (東京都庁、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、多摩) | 東京観光情報センターの利用者に対して、都内の観光スポット、観光イベント及び観光施設などを紹介することにより、訪都旅行者の都内観光行動を活性化させ、都内観光産業の振興に貢献する。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------------|--|---|
| 87 観光ボランティアの活用 東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対し観光案内等のサービスを提供し東京の魅力を伝える。 | 産業労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア登録 3,022 人（平成 30 年 4 月時点） ○ 街なか観光案内 6 地域展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する外国人旅行者のニーズに対応し、観光案内をより効果的かつきめ細かく行う。 ・外国人旅行者が多く訪れる 10 地域において、街なか観光案内を展開 |
| 88 外国人滞在支援対策 外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防止する。 | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 留学生等に対する生活指導講習 ○ 「外国人在留マニュアル」の作成 ○ 来日外国人向け啓発DVDの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が、日本のルール・マナーを理解し、日本で犯罪に巻き込まれず、安全安心な生活を送り、これにより、外国人犯罪の発生件数が減少し、都民の安全安心が向上 |
| 89 音声コードを活用した視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進 個人事業税、固定資産税・都市計画税、自動車税の納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、視覚障害者が通知書の内容を音声で取得できる旨を案内する。その上で、希望者には、通知書に記載されている税額や納期などの情報を音声コード化した文書を個別に送付し、情報バリアフリーを図る。 | 主税局 | 平成 30 年度事業開始 | 平成 30 年 8 月の個人事業税の定期課税分（約 17 万件）から実施 今後、自動車税（約 200 万件）、23 区内の固定資産税・都市計画税（約 310 万件）の納税通知書においても実施予定（平成 31 年度（2019 年度）） |
| 90 音声コードを活用した情報バリアフリーの推進 給水契約者で希望する方に対して、水道ご使用量等のお知らせや請求書等の内容について、音声コード付き文書で案内し、情報バリアフリーを図る。 | 水道局 下水道局 | 平成 30 年度事業開始 | 情報バリアフリーの推進に向け、引き続き実施していく。 |
| 91 バリアフリー情報のオープンデータ化 都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開する。 | 福祉保健局 | 平成 30 年度事業開始 | バリアフリー情報のオープンデータ化の推進に向け、引き続き実施していく。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|------------|---|---|
| <p>9 2 オープンデータの推進</p> <p>都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを「東京都オープンデータカタログサイト」に掲載するとともに、更なるオープンデータの公開及び民間での利活用促進を図り、官民連携による地域課題の解決を推進する。</p> | 戦略政策情報推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都公式HP上のデータのリストアップ化と重点分野に基づく優先付けを実施。平成32年度までに40,000件のCSVデータをカタログサイトへの公開を開始 平成29年度末時点に、6,117件のオープンデータを公開 ○ モデルデータとして、都立公園・都立文化施設のだけでも使いやすいトイレの場所やバリアフリー設備をオープンデータとして公開(475件) ○ 地域課題解決に向けたオープンデータ利活用の促進に向けて、「子供・子育て」「障害者福祉」「観光」をテーマに、アプリコンテスト等都民参加型イベントを区市町村とも連携しながら実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年度までに、40,000件の公共データのオープンデータ化 ○ 区市町村と連携しながら、オープンデータの利活用促進策を継続して実施 |
| <p>(再掲) 利用者本位のターミナル実現に向けた補助</p> <p>初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進する。</p> | 都市整備局 | <p>平成29年度補助実績 1駅</p> <p>(内訳) 新宿駅</p> | 都内主要ターミナル駅について、案内サインの改善等の取組を実施 |
| <p>9 3 東京ひとり歩きサイン計画</p> <p>外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した観光案内標識を設置する。また、平成26年度改定の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していく。</p> | 産業労働局 | 平成26年度改定の指針に基づく観光案内標識設置(平成27～29年度):244基 | 平成32年(2020年)に向けて観光案内標識を600基程度設置(平成26年度改定の指針に基づく) |



(2) ホームページによる情報提供の内容充実

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------------------|---|---|
| <p>94 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用</p> <p>高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを運営する。</p> | 福祉保健局 | <p>29 年度末現在</p> <p>964 件の情報を掲載</p> | <p>高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、引き続き、掲載情報量や情報掲載方法を充実させていく。</p> |
| <p>95 TOKYO 障スポ・ナビの運用</p> <p>障害のある人や障害者スポーツを支える人を対象に、都内の公共スポーツ施設のバリアフリー情報や、スポーツ教室の開催情報をはじめ、障害者のスポーツに関する様々な情報を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」を運用する。</p> | オリンピック・パラリンピック準備局 | <p>平成 29 年度ページビュー数</p> <p>204,874 回</p> | <p>障害者スポーツに関する情報発信を通じて、障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しみ、より豊かな生活を実現できる環境を整備する。</p> |
| <p>96 ウェブサイトによる観光情報の発信</p> <p>国内外から旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光魅力（イベント、施設、自然、文化及び伝統など）に関する情報をウェブサイト「GO TOKYO」等により発信し、これを広く認識してもらうことにより、訪都旅行予定者を確保する。</p> | 産業労働局 | <p>東京の観光公式サイト「GO TOKYO」</p> <p>ウェブサイト主要コンテンツ言語数：9 言語 10 種類（日、英、韓、中（簡・繁）、独、仏、伊、西、タイ）</p> <p>Facebook、Twitter：日、英、韓、中（繁）、独、仏、伊、西、タイ、インドネシア、ベトナム</p> <p>Weibo：中（簡）</p> <p>Wechat：中（簡）</p> <p>NAVER：韓</p> | <p>旅行者が必要とする東京の基本情報をはじめ、東京の魅力ある観光スポット、イベント等について、常に最新の情報を多言語で掲載し、さらに利用者別に情報を提供することで、アクセス数の増加を図り、訪都旅行者の増大に寄与する。</p> |
| <p>97 バリアフリー観光の推進</p> <p>高齢者や障害者等が旅行をするにあたって支障となるバリアやバリアフリーの観光ルート上の情報をパンフレットやウェブサイト等で情報発信することで、自ら旅行情報を収集し、旅行先、行程等を選択できる環境を整備する。</p> | 産業労働局 | <p>○ 観光モデルルートの設定 10 コース（平成 27 年度、28 年度、29 年度で各 10 コース作成し計 30 コース）</p> <p>○ パンフレットの作成（30 コース掲載） 日本語版 15,000 部、英語版 5,000 部</p> | <p>高齢者や障害者等が旅行をするにあたって支障となるバリアやバリアフリーの観光ルート上の情報を収集し、高齢者や障害者等が旅行先、行程等を選択できる環境を整備する。</p> |

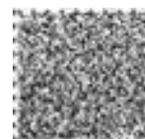


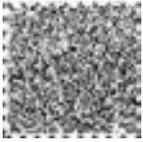
| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|--|---|
| (再掲) アクセシブル・ツーリズムの推進 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。 | 産業労働局 | (1) シンポジウムの開催 266 名参加（平成 29 年 10 月開催） (2) 事業者の支援 ①現地相談員派遣 29 年度実績：20 件 ②旅行事業者向けアクセシブル・ツーリズム研修 29 年度実績：4 回実施 ③リフト付バス利用助成事業 29 年度実績：29 件 | 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行ができる環境を整備する。 |

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(1) 普及啓発の充実

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|---|
| 98 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 東京都の福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあった者を表彰する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度贈呈件数 5 件 | 都民等に対し、福祉のまちづくりへの理解を深めるため、引き続き実施し、ホームページ等で PR を行う。 |
| 99 障害者等用駐車区画の適正利用の推進 ガイドラインやリーフレットを活用した普及啓発活動や、包括補助事業の活用により、障害者等用駐車区画の適正利用を推進する。 | 福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ・1 都 3 県共同での普及啓発活動 ・日本チェーンストア協会関東支部協力によるリーフレット配布 ・地域福祉推進区市町村包括補助による実績 1 市 | 障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対策を推進するとともに、適正利用に関する普及啓発を強化し、車を利用して外出する障害者等が、必要なときに当該駐車区画を利用できるようにする。 |
| 100 心のバリアフリーに向けた普及推進 心のバリアフリーポスター普及啓発コンクールの実施、普及啓発冊子の作成・配布等により、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図る。 | 福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」応募件数 387 件 ○「『心のバリアフリー』の実現に向けたハンドブック」の作成 | 引き続き、心のバリアフリーの推進に係る取組を実施していく。 |
| 101 心のバリアフリーサポート企業連携事業 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を登録し、好事例企業等の取組状況を公表する。 | 福祉保健局 | 平成 30 年度事業開始 | 多くの企業において、心のバリアフリーの取組が実施されるよう取組を推進する。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|----------|---|--|
| <p>102 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業</p> <p>広く一般都民の理解と認識を深めることを目的として普及啓発を行うことにより、障害及び障害のある人への理解促進を図る。</p> | 福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」トップページへのアクセス実績 21,326 件 ・ 障害者差別解消法に係るシンポジウムの開催（平成 29 年 12 月 8 日実施） | これまで障害者施策に触れる機会の少なかった層に対し、WEBサイトなど様々な広報媒体や手法を活用して理解促進を図る。 |
| <p>103 子育て応援とうきょうパスポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に賛同する企業・店舗等が、都に協賛を申請。都は、「協賛店等」として登録後、ステッカーを配布するとともに、子育て応援とうきょうパスポート運営サイトや子育て応援とうきょうパスポートアプリ等で情報を公表。協賛店等は、店頭等でステッカーを掲示する ○ 都は、18歳未満の子供や妊娠中の方がいる世帯（以下「利用者」という。）に、パスポートを交付する。 ○ 利用者は、サービス利用の際に協賛店等から求められた場合、パスポートを提示する。協賛店等は、利用者に対して、おむつ替えスペースがある・ベビーカー入店可能な店舗情報など様々なサービスを提供する。 | 福祉保健局 | 協賛店舗数 2,700（平成 30 年 12 月 3 日現在） | 社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成 |
| <p>104 駅前放置自転車クリーンキャンペーン</p> <p>駅前放置自転車等について、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者、商工関係団体等と連携協力して、ポスター・リーフレットによる広報やウェブを使った広報を行うほか、駅頭での普及啓発活動を推進することにより、都民に対し駐車ルールの浸透を図り、自転車等の放置状態を解消する。</p> | 都民安全推進本部 | 駅前放置自転車等の台数 31,326 台 (うち自転車のみ 28,956 台) ※平成 29 年度調査 | 東京都自転車安全利用推進計画（平成 26 年 1 月策定・平成 28 年 4 月改定）で定めた数値目標 駅前放置自転車台数 平成 32 年（2020 年）中に 20,000 台以下 |



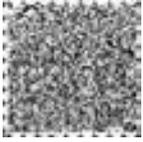


| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-----|---|---|
| 105 人権問題に関する普及啓発事業 (人権啓発相談) 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、「みんなの人権」等の啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、今後も積極的に施策を進めていく。 | 総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京2017」において、バリアフリー体験やパネル展示等を実施 ・東京都人権プラザにおいて、様々なバリアを体験できるコーナーの設置及び活用並びにパネル展示等を実施（通年） ・人権啓発冊子「みんなの人権」を作成し配布 ・YouTube 東京都人権部チャンネルに、人権啓発映像「こんなとき、どうする？～気づき編～」ほか2本のアニメCMを掲載（通年） | 差別や偏見をなくすための人権問題に関する理解促進のための普及啓発等に取り組む。 |

(2) ユニバーサルデザインに関する教育の充実

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|---|
| 106 サービス介助士の資格取得の拡大 高齢者や障害を持つお客様などが都営地下鉄等を安心してご利用いただけるよう、全ての駅係員に加えて、乗務員も「サービス介助士」の資格を取得する。 | 交通局 | 平成 19 年度から継続した取得促進により、現在、全ての駅に資格を持った駅員を複数名配置している。 また、平成 26 年度からは乗務職員（乗務区職員、荒川電車営業所職員など）の取得を開始した。 | 引き続き資格取得を促進する。 |
| 107 福祉教育の充実（小・中学校） 小・中学校での「特別活動（学校行事）」における勤労生産・奉仕的行事の体験活動等により、社会貢献意識を育むとともに、世代を越えた交流や障害のある児童生徒との交流により、心のバリアフリーの理解に向けた学習を行う。 | 教育庁 | 福祉教育を実施している小・中学校 1906 校 | 全ての小・中学校で、社会貢献意識を育むとともに、心のバリアフリーの理解に向けた学習を実施する。 |
| 108 福祉教育の充実（高校生） 都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、体験活動や演習等により、支え合う社会や共助を学び、社会貢献意識を育む。 | 教育庁 | 福祉教育を実施している都立高校数 191 校 | 全ての都立高校で、社会貢献意識を育む。 |
| 109 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 小中学校における「総合的な学習の時間」などを活用した福祉体験学習等による心のバリアフリーに係る普及啓発を実施していく区市町村を支援する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度補助実績 4 区 1 市 | 包括補助事業を活用し、全ての区市町村に普及啓発事業を広める。 |

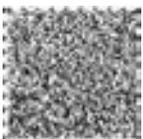




| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|---|
| (再掲) 児童・生徒等に対する総合防災教育 児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。 | 東京消防庁 | 平成 29 年度の総合防災教育の実施状況 11,899 件 1,324,027 名 | 児童等の防災行動力の向上 家庭や地域における防災行動力の向上 将来の地域防災の担い手の育成 |
| 110 青少年応援プロジェクト@地域 (地域における青少年の健全育成) 「多文化への理解」、「障害者への理解」、「高齢者への理解」、それぞれのテーマで、講演会や交流体験を通じて、主に、地域で青少年健全育成に携わる地区委員をはじめとする大人や、地域の子供達にダイバーシティ意識を育むイベントを実施する。 | 生活文化局 | 平成 30 年度事業開始 | 事業計画 年 20 回実施 |

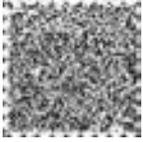
(3) 社会参加支援

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|--|--|
| 111 盲ろう者支援センター事業 東京都盲ろう者支援センターを盲ろう者に対する総合的な支援拠点として運営し、もって東京都における盲ろう者福祉の向上を図り、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。 | 福祉保健局 | ①訓練事業 実施回数 194 回 対象者数 30 人 ②専門人材養成事業 養成講習会 4 科目 8 回 修了者 計 57 人 ③総合相談支援事業 相談件数 640 件 ④社会参加促進事業 交流会 計 32 回 参加者 計 1,286 人 学習会 計 74 回 参加者 計 1,639 人 | 盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。 |
| 112 障害者社会参加推進センター事業 障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下、社会参加推進センターを運営し、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進する。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度実績 ・社会参加推進協議会 2 回 ・普及啓発：障害者週間イベント ・相談 80 件 | 障害の有無にかかわらず、だれもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、引き続き事業を実施していく。 |



| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------|---|--|
| 113 身体障害者補助犬給付事業 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。 | 福祉保健局 | 平成 29 年度給付頭数 盲導犬 10 頭 介助犬 1 頭 聴導犬 1 頭 合計 12 頭 | 身体障害者の社会参加と自立の促進のため、引き続き実施していく。 |
| 114 聴覚障害者向けメール相談 聴覚に障害がある等、電話による相談がしづらかった方を対象に、電子メール相談を実施し、相談対応の充実を図る。 | 生活文化局 | 平成 30 年 7 月開始 | これまで消費生活相談がしづらかった障害者への対応の充実を図る。 |
| 115 ヘルプマークの推進 援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークを作成し、普及啓発に取り組むことで、障害の有無等にかかわらず、社会の一員として、支えあいながら、地域の中で共に生活する社会の実現を図る。 | 福祉保健局 | ①公共交通機関や東京都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院での実施 ②区市町村による活用等の取組支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業・先駆的事業） ・ヘルプマーク製作・配布経費の補助 ・ヘルプマークの活用に係る経費の補助 ③民間企業による活用 ・民間企業による普及啓発の取組促進 ④普及啓発 ・イベント等でのポスター掲示、チラシ・ノベルティグッズ等配布 ・ホームページ等での周知 | 公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのマークの普及啓発を図る。 |





| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|--|---|
| <p>116 高齢者の保護及び社会参加の推進</p> <p>関係機関・団体、地域住民等と連携し、高齢者に係る警察活動を適切に推進して、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。</p> <p>① 高齢者の実態把握及び広報啓発活動の推進 ② 高齢者の保護活動の推進 ③ 高齢者の社会参加活動の推進</p> | 警視庁 | <p>① 高齢者の実態把握及び広報啓発活動の推進</p> <p>(1) 高齢者宅を個別訪問し、振り込め詐欺被害防止のための啓発活動等を推進</p> <p>(2) 振り込め詐欺、ひったくり等各種犯罪の被害防止に向けた講習会やキャンペーンを実施</p> <p>平成 29 年度実施回数 防犯講習会 7,314 回 キャンペーン 3,016 回</p> <p>② 高齢者の保護活動の推進 認知症高齢者の特性やその対応に関する知識の習得に努めている。また高齢者虐待への対応では、個別のケース会議等を通じて区市町村等と情報を相互に共有するなど、保護活動の推進に努めた。</p> <p>③ 高齢者の社会参加活動の促進 街頭キャンペーンやパトロール等の活動への参加を働き掛け</p> <p>④ 高齢者被害防止用パンフレットの作成 高齢者に対する各種研修会、講演会等で配布</p> | <p>高齢者が犯罪の被害に遭わないよう保護するとともに、その能力を活かし、生きがいを感じられるような諸対策を、関係機関・団体、地域住民等と共に推進し、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。</p> |
| <p>117 老人クラブの育成</p> <p>老人クラブの社会奉仕活動、健康促進の活動、生きがいを高める等の老人クラブの社会活動の促進を目的とし、区市町村が補助を行った経費の一部を補助する。</p> | 福祉保健局 | <p>平成 29 年度補助実績</p> <p>単位老人クラブ数 3,421 クラブ 区市町村老人クラブ連合会数 55 団体 区市町村老人クラブ会員数 259,295 人</p> | <p>引き続き、高齢者の社会活動の促進を支援していく。</p> |



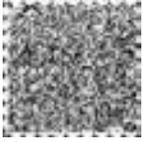


| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|--|-------------------|---|---|
| <p>118 芸術文化による社会支援助成</p> <p>障害者をはじめ、高齢者や子供、外国人といった、様々な人々と芸術文化をつなぐ活動や芸術文化を通じて社会課題に向き合う活動を支援する。</p> | 生活文化局 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京2017」において、バリアフリー体験やパネル展示等を実施 ・東京都人権プラザにおいて、様々なバリアを体験できるコーナーの設置及び活用並びにパネル展示等を実施（通年） ・人権啓発冊子「みんなの人権」を作成し配布 ・YouTube 東京都人権部チャンネルに、人権啓発映像「こんなとき、どうする？～気づき編～」ほか2本のアニメCMを掲載（通年） | 差別や偏見をなくすための人権問題に関する理解促進のための普及啓発等に取り組む。 |
| <p>119 都市ボランティアに対する研修</p> <p>開催都市・東京の顔として活躍いただく都市ボランティアの育成に向け、組織委員会と連携して、ボランティアへの研修などを実施する。</p> | オリンピック・パラリンピック準備局 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会と連携し、共通研修の内容を検討 | 研修実施を通じて、質の高いボランティアを育成する。 |

(4) 推進体制の整備

| 事業概要 | 所管局 | 平成 29 年度末の状況 | 事業目標 |
|---|-------|---|---|
| <p>120 東京都福祉のまちづくり推進体制の整備</p> <p>都民代表、学識経験者、事業者・障害者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり推進協議会」、事業者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」及び「東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議」を開催する。</p> | 福祉保健局 | <p>平成 29 年度会議開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉のまちづくり推進協議会 1回 ・同専門部会 5回 ・東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会 1回 東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議 1回 | 福祉のまちづくりを推進するため、今後も福祉のまちづくり推進協議会委員の意見・要望を十分に聴取・反映させ、事業者団体等連絡協議会や区市町村の担当者と有機的な連携を図るための連絡協議・情報交換を行っていく。 |

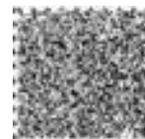




用語解説

- ※ 1 一般都市施設
建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設
- ※ 2 特定施設
一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設
- ※ 3 バリアフリー
高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組
- ※ 4 ユニバーサルデザイン
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること。
- ※ 5 都市施設
福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は整備基準への適合努力義務がある。
- ※ 6 特定都市施設
都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模の施設。新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着手前の届出が必要となる。
- ※ 7 要配慮者
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において時に配慮





を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※8 スパイラルアップの仕組み

ユニバーサルデザインの特徴である、「計画の策定から実行までの各段階での利用者の声の反映」、「繰り返しによるデザインの進化」、「改善を続けていく姿勢やプロセス（過程）の重視」など、その結果だけでなく、改善の積み重ね（スパイラルアップ）を重視すること

※9 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成26年に批准した。

条約締結の際の国内法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年に制定、平成28年に施行された。

※10 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

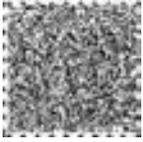
※11 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京2020大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月に閣議決定された計画

※12 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針





※ 13 IPCアクセシビリティガイド

国際パラリンピック委員会（IPC）が作成したガイドで、世界中のアクセシビリティに関する情報を分析した指針

※ 14 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※ 15 特定道路

バリアフリー法に基づく基本構想で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として、国土交通大臣が指定したもの

※ 16 想定特定道路

将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路と都が位置づけたもの

※ 17 高齢者・視覚障害者等用信号機

信号の横断青時間を延長させるための青延長用押ボタンが設置された信号機。また、「歩行者感応式信号機」は、押ボタンではなく歩行者用画像感知器（カメラ）により、自動で時間を延長する信号機。「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間を音響で知らせる機能が付いた信号機

※ 18 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※ 19 バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想



※ 20 マスタープラン

バリアフリー法に基づき、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるもの（移動等円滑化促進方針）

※ 21 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅をたのしめることを目指す取組の総称

※ 22 障害者等用駐車区画

車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画

※ 23 福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所のこと。（災害対策基本法第49条の7第1項に定める指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの）

※ 24 オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ。東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※ 25 DAISY

視覚障害者等のためのデジタル録音図書の国際標準規格。音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」をつけることができる検索性の高い音声媒体。専用の再生機や、専用のソフトをインストールしたパソコンが必要



※ 26 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

からだの内部に障害があること。身体障害者障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある。

※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

※ 27 障害の社会モデル

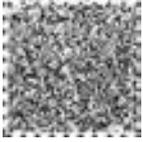
障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方



資 料





福祉のまちづくりの経緯

| 時期 | 国内の動き | 都の動き | 備考 |
|-------------|--|--|--|
| 昭和 48 年 | | 身障者のための公園施設設計基準を策定 | 公園、公共建築物及び道路等の整備を進めてきましたが、主として障害者の視点に立ったもので、対象施設も限られたものでした。 |
| 昭和 51 年 | | 都立施設の障害者向け整備要綱を策定 | |
| 昭和 54 年 | | 視覚障害者誘導ブロック設置指針を策定 | |
| 昭和 56 年 | 国際障害者年 | | |
| 昭和 63 年 | | 東京都における福祉のまちづくり整備指針を策定 | 高齢者や障害者を含む全ての人が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園等についての具体的な整備基準を初めて定めました。 |
| 平成 6 年 7 月 | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 | | 建築物のバリアフリー化を進めるために制定されました。 |
| 平成 6 年 | | やさしいまち東京構想懇談会から「東京都における福祉のまちづくりの総合的なあり方について」答申 | |
| 平成 7 年 3 月 | | 「東京都福祉のまちづくり条例」を制定 | 条例により、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設のうち、種類及び規模により定める特定施設の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進しました。 |
| 平成 9 年 3 月 | | 福祉のまちづくり推進協議会から「福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方と施策の基本的方向について」答申 | 全ての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできる東京の実現について答申されました。 |
| 平成 10 年 1 月 | | 「東京都福祉のまちづくり推進計画 ハートフル東京推進プラン」策定 | 様々な分野の施策を盛り込んだ総合的な計画であり、区市町村主体の福祉のまちづくりの基盤整備等を計画に位置付けました。 |
| 平成 12 年 | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 | | 公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進めるために制定されました。 |





| 時期 | 国内の動き | 都の動き | 備考 |
|--------------|---|--|--|
| 平成 15 年 8 月 | | 福祉のまちづくり推進協議会から『「21世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方について』意見具申 | 全ての人が地域でいきいきと暮らせるまちづくりの推進について提言されました。 |
| 平成 18 年 10 月 | 「障害者自立支援法」全面施行 | | |
| 平成 18 年 12 月 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 | | 交通バリアフリー法とハートビル法を統合してバリアフリー法となりました。 |
| 平成 20 年 11 月 | | 福祉のまちづくり推進協議会から「条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」意見具申 | ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりについて提言されました。 |
| 平成 21 年 3 月 | | 「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」を改定 | 福祉のまちづくり条例に基づく総合的な計画として策定されました。 |
| 平成 21 年 3 月 | | 「東京都福祉のまちづくり条例」を一部改正 | ユニバーサルデザインの考え方を理念として、福祉のまちづくり条例を改正しました。 |
| 平成 23 年 8 月 | 「障害者基本法」改正 | | |
| 平成 24 年 6 月 | 「障害者総合支援法」制定 | | |
| 平成 25 年 6 月 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定 | | 共生社会実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。 |
| 平成 25 年 7 月 | | 福祉のまちづくり推進協議会から「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の考え方」意見具申 | ハード面でのバリアフリー整備の更なる取組及びソフト面での充実について提言されました。 |
| 平成 25 年 9 月 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定 | | |
| 平成 26 年 1 月 | 「障害者の権利に関する条約」批准 | | 条約締結に先立って、国内法令を整備しました。 |
| 平成 26 年 3 月 | | 「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」改定 | 東京 2020 大会を見据え、一層の施策の充実を図るための総合的な計画として策定されました。 |
| 平成 27 年 7 月 | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版） | | サイトラインの確保を配慮した設計等について示されました。 |



| 時期 | 国内の動き | 都の動き | 備考 |
|-------------|--|---|---|
| 平成 29 年 3 月 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」公表 | | 東京 2020 大会に向けたアクセスの機会を確保すべく環境整備を図ることで、障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現に貢献することを目指すものです。 |
| 平成 30 年 6 月 | | 福祉のまちづくり推進協議会から「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の考え方～2020 年とその先を見据えて～」意見具申 | 東京 2020 大会とその先を見据え、次期計画で取り組むべき施策の方向性について提言されました。 |
| 平成 30 年 6 月 | | 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定 | 東京 2020 大会を見据え、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、条例を制定しました。 |
| 平成 31 年 3 月 | バリアフリー法施行令の一部改正 | | 宿泊施設の客室の設置基準等が改定されました。 |
| 平成 31 年 3 月 | | 「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」改定 | 誰もが、自分の意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加できる社会を実現するための総合的計画として策定されました。 |





東京都福祉のまちづくり条例

平成7年3月16日平成8年条例第33号
改正平成12年10月13日平成12年条例第182号
改正平成21年3月31日平成21年条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 施策の推進

第1節 基本的施策（第7条—第12条）

第2節 情報の共有化のための取組（第13条）

第3節 都市施設の整備（第14条—第16条）

第4節 特定都市施設の整備（第17条—第24条）

第5節 車両、住宅等（第25条—第27条）

第3章 東京都福祉のまちづくり推進協議会（第28条）

第4章 雑則（第29条—第31条）

附則

東京は、安全で快適な都市機能と豊かな自然を併せ持つ、日本の首都として発展を続けている。

私たち都民は、東京で生活するすべての人の基本的な人権が尊重され、自由に行動し、社会参加できるやさしいまち東京の実現に向けて、これまで不断の努力を積み重ねてきた。

本格的な少子高齢社会が到来するなか、東京が世界に開かれた国際都市としてさらなる発展を続けるためには、東京に集うすべての人がありのままに、自らの意思で暮らし、社会参加をし、自己実現を図ることができる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることが必要である。

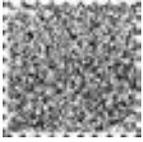
私たち都民の願いは、誰もが住み慣れた地域に住み続け、働き、学び、遊ぶことができる一人ひとりの生活を支援する仕組みが地域で整い、社会のあらゆる分野に他者を思いやる心が行きわたったまちを築くことである。

福祉のまちづくりとは、そのような東京を現実のものとするための物心両面にわたる絶え間ない活動の集積である。

今、これまでの成果を未来につなぐとともに、新たな目標に向かってさらに一歩踏み出すことは、後世に対する都民すべての責務である。

私たち都民は、ユニバーサルデザインの理念の下、東京を高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めたすべての人にとって、住みやすい、訪れやすいまちへと、発展させることをここに宣言し、この条例を制定する。





第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都（以下「都」という。）、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めた全ての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることという。
- 二 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人々が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。
- 三 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 整備基準 都市施設を高齢者や障害者を含めた全ての人々が円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

(都の責務)

第3条 都は、事業者及び都民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都は、事業者及び都民の福祉のまちづくりに関する活動並びに区市町村の福祉のまちづくりに関する施策の実施に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

- 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。





3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めた全ての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(都民の責務)

第5条 都民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 都民は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 都民は、高齢者や障害者を含めた全ての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第6条 都は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、事業者、都民、国及び区市町村が相互に有機的な連携を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の推進

第1節 基本的施策

(計画の策定)

第7条 知事は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 福祉のまちづくりに関する目標

二 福祉のまちづくりに関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 知事は、推進計画の策定に当たり、事業者及び都民の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

4 知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにするものとする。

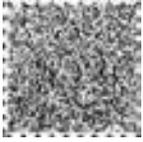
(教育及び学習の振興等)

第8条 都は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び都民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第9条 都は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び都民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。





(調査及び研究)

第10条 都は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、高齢者や障害者を含めた全ての人の円滑な利用又は移動に関する調査を実施するとともに、少子高齢社会に対応する住宅、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具その他の施設及び物品に関する研究及び技術開発を促進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(事業者等に対する支援)

第11条 都は、事業者若しくは都民が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導し、又は区市町村が福祉のまちづくりに関する施策を推進することとなるよう支援するため、特に必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第12条 知事は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

第2節 情報の共有化のための取組

第13条 事業者は、高齢者や障害者を含めた全ての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 都市施設の整備

(整備基準への適合努力義務)

第14条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

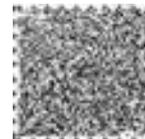
- 一 出入口の構造に関する事項
- 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

3 施設所有者等は、高齢者、障害者を含めた全ての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第15条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求





することができる。

- 2 知事は、前項の請求があった場合において、当該都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(都の施設の先導的整備等)

第 16 条 都は、自ら設置する都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

- 2 知事は、国、区市町村その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

第 4 節 特定都市施設の整備

(整備基準の遵守)

第 17 条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第 20 条第 1 項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

(届出)

第 18 条 特定整備主は、第 14 条第 2 項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

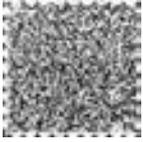
第 19 条 知事は、特定整備主に対し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 17 条第 1 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第 20 条 この節の規定の施行の際現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

- 2 知事は、前条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。





(報告の徴収)

第 21 条 知事は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第 19 条及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第 17 条の規定の遵守の状況及び整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(勧告)

第 22 条 知事は、第 18 条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、特定整備主等が、正当な理由なく、第 17 条の規定に違反していると認めるとき、又は特定整備主等の特定施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第 14 条第 1 項の規定に基づく措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第 23 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第 24 条 知事は、第 19 条、第 20 条第 2 項、第 22 条及び前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、第 17 条の規定の遵守の状況及び整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第 5 節 車両、住宅等

(車両等の整備)

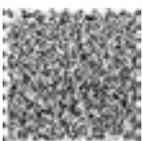
第 25 条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者や障害者を含めた全ての人が円滑に利用できるようにするための整備に努めなければならない。

(住宅の供給)

第 26 条 住宅を供給する事業者は、高齢者や障害者を含めた全ての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(福祉用具等の品質の向上等)

第 27 条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（以下「高齢者、障害者等」という。）の心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に





利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者や障害者を含めた全ての人が円滑に利用できるようこれらの物品の使いやすさの向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 東京都福祉のまちづくり推進協議会

(東京都福祉のまちづくり推進協議会)

第28条 都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため、その附属機関として、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 推進計画に関する事項

- 二 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項

- 3 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

- 4 協議会は、事業者、都民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、協議会に専門員を置くことができる。

- 8 委員、臨時委員及び専門員は、非常勤とする。

- 9 協議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 10 第4項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 雑則

(適用除外)

第29条 都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、第14条、第15条及び第2章第4節の規定は、適用しない。

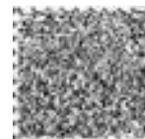
(国等に関する特例)

第30条 国等及び都については、第18条から第24条までの規定は適用しない。

- 2 知事は、国等に対し、特定都市施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第26条及び第27条の規定は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(社会環境の変化等に基づく所要の措置)

- 2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の状況その他の福祉のまちづくりの推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成12年条例第182号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第33号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の東京都福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に改正後の条例第18条の規定による届出をした者について適用する。



平成 31 年 (2019 年) 3 月発行

登録番号 (3 0) 3 0 8

東京都福祉のまちづくり推進計画
2019 年度～ 2023 年度
～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～

編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部計画課福祉のまちづくり担当
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 0 3 (5 3 2 0) 4 0 4 7

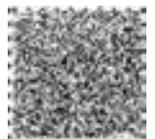
印刷所 株式会社オゾニックス
東京都品川区南品川五丁目 3 番 13 号
電話 0 3 (6 8 1 0) 5 4 3 1

リサイクル適性(B)
この印刷物は、紙へ
リサイクルできます。

R70

当紙配合率70%再生紙を使用しています

VEGETABLE
●IL INK



東京都福祉保健局のホームページにも掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/suishinkeikaku/index.html>



- この印刷物は、どなたにも見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを使用しています。
- また、色覚などの個人差を問わず、より多くの人に必要情報が伝わるようユニバーサルデザインに配慮しています。